

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業

要求水準書

令和2年7月

名古屋市

目 次

第 1 総則	1
1 本書の位置付け	1
2 性能規定	1
3 事業内容に関する事項	2
(1) 事業名称	2
(2) 対象となる公共施設等の種類	2
(3) 公共施設等の管理者	2
(4) 事業の背景及び目的	2
(5) 本事業の方針	3
(6) 事業範囲	3
(7) 事業方式	8
(8) 事業期間	8
(9) 事業スケジュール	8
4 遵守すべき法制度等	10
(1) 法令	10
(2) 愛知県及び名古屋市条例等	12
(3) 官庁営繕関係基準等（最新版）	13
(4) 愛知県及び名古屋市における設計基準・指針等	14
(5) その他の施設基準等	15
(6) 維持管理運営の基準等	16
5 情報の保護及び管理	16
6 要求水準の変更	16
(1) 要求水準の変更事由	16
(2) 要求水準の変更手続き	17
7 事業期間終了時の要求水準	17
8 要求水準書に記載のない事項及び協議	17
9 著作権・特許権等の使用	17
(1) 著作権等	17
(2) 特許権等	18
第 2 基本要件	19
1 事業予定地	19
(1) 立地に関する事項	19
(2) 施設要件等に関する事項	19
(3) 土地に関する事項	21
(4) 敷地及び既存建物の現況	22
(5) 都市計画等の変更予定（令和 3 ～ 4 年度予定）	22
2 施設概要	22
(1) 陸上競技場等の施設内容	22
(2) 地質・土壌状況	24
(3) 周辺道路	24
(4) インフラ整備状況	25
(5) 埋蔵文化財の状況	26
(6) 現存する記念品	26
(7) 既存樹木	27
(8) 既存施設の概要	27

3 共通事項	30
(1) 基本方針	30
(2) 責任者	30
(3) 市への提出書類等	30
(4) セルフモニタリング	32
(5) 各種申請及び手続き等	32
(6) 保険の付保	33
(7) 非常時・災害時等の対応	33
第3 陸上競技場等にかかる設計要件	34
1 基本要件	34
2 陸上競技場等にかかる要求水準	39
(1) 配置計画	39
(2) 動線計画	40
(3) 仕上計画	41
(4) サイン計画	41
(5) 外構計画	42
(6) 警備計画	43
(7) 関係する施設基準等の適用範囲	43
3 諸室・機能にかかる要求水準	44
(1) 基本方針	44
(2) 競技エリア関連施設	44
(3) V I P 関連諸室	46
(4) 駐車場関連施設	46
(5) デッキスペース	46
(6) 南連絡橋	47
(7) 市道萩山町第16号線（廃道予定）	47
(2) 市道師長田辺下山町中線（廃道予定部分のみ）	48
2 構造計画にかかる要求水準	48
(1) 基本方針	48
(2) 耐震性能	48
(3) 耐用年数	48
(4) その他	49
3 建築設備にかかる要求水準	49
(1) 電気設備	49
(2) 昇降機設備	59
(3) 機械設備	59
(4) その他	64
第4 その他の建築整備施設にかかる設計要件	65
1 基本要件	65
2 その他の建築整備施設にかかる整備要件	65
(1) 宿泊研修棟	65
(2) 屋外トイレ	65
(3) 北連絡橋	65
(4) 休憩施設	66
(5) 第1・3・4・5駐車場・臨時駐車場	66

第5 公園整備施設にかかる設計要件	67
1 基本要件	67
2 公園整備施設にかかる要求水準	67
(1) 全体共通の要求水準	67
(2) 公園整備施設の要求水準	76
第6 設計業務に関する事項	81
1 総則	81
(1) 本業務の目的	81
(2) 業務区分	81
(3) 業務期間	81
(4) 実施体制	81
(5) 報告事項	81
(6) その他	82
2 要求水準	82
(1) 事前調査業務（設計）	82
(2) 設計業務（基本設計・実施設計）	82
(3) 各種申請等業務	84
(4) セルフモニタリング業務	84
(5) その他設計業務において必要な業務	85
第7 工事監理業務に関する事項	86
1 総則	86
(1) 本業務の目的	86
(2) 業務区分	86
(3) 業務期間	86
(4) 実施体制	86
(5) 報告事項	86
(6) その他	86
2 要求水準	87
(1) 工事監理業務	87
(2) 各種申請等業務	87
(2) セルフモニタリング業務	87
(3) その他工事監理業務において必要な業務	88
第8 解体・撤去業務に関する事項	89
1 総則	89
(1) 本業務の目的	89
(2) 業務区分	89
(3) 業務期間	89
(4) 実施体制	89
(5) 保険	89
(6) 報告事項	90
(7) その他	91
2 要求水準	91
(1) 解体・撤去に係る事前調査業務	91
(2) 解体・撤去に係る設計業務	92
(3) 解体・撤去工事業務	92
(4) 各種申請等業務	94

(5) セルフモニタリング業務	94
(6) その他解体・撤去において必要な業務.....	94
第9 建設業務に関する事項.....	95
1 総則	95
(1) 本業務の目的	95
(2) 業務区分	95
(3) 業務期間	95
(4) 実施体制	95
(5) 保険	95
(6) 報告事項	96
(7) その他	97
2 要求水準	97
(1) 寄付品等移設業務	97
(2) 建設工事業務	98
(3) 備品等の調達及び設置業務	101
(4) 開業準備業務	102
(5) 完成式典支援業務	102
(6) 施設の引渡し業務	103
(7) 各種申請等の業務	103
(8) 陸上競技場公認等取得業務	103
(9) セルフモニタリング業務	103
(10) その他建設業務において必要な業務.....	103
第10 維持管理運営業務に関する事項.....	104
1 総則	104
(1) 指定管理者の指定	104
(2) 指定管理者が行う業務の内容.....	104
(3) 指定管理者の指定の予定期間.....	106
(4) 事業収支に関する事項	106
(5) 指定後の対応について	110
(6) 協定の締結について	110
(7) 指定の取り消し等	110
(8) 市による評価の実施、公表	111
(9) 市監査委員等による監査	111
(10) 原状回復義務	111
(11) 業務の引継ぎ	111
(12) 損害賠償責任等に関する事項.....	111
2 要求水準	112
(1) 指定管理者が実施する業務	112
(2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務.....	144
第11 統括管理業務に関する事項.....	149
1 総則	149
(1) 本業務の目的	149
(2) 業務区分	149
(3) 業務期間	149
(4) 実施体制	149
(5) 報告事項	149

2 要求水準	150
(1) 統括マネジメント業務	150
(2) 総務・経理業務	151
(3) 事業評価業務	151
(4) その他統括管理業務において必要な業務.....	152

○添付資料一覧

資料番号	資料名称
添付資料 1	名古屋市の適用基準・指針等※ 1
添付資料 2	案内図※ 1
添付資料 3	計画範囲図※ 1
添付資料 4	団地認定範囲図※ 1
添付資料 5	緑化率算定根拠図※ 1
添付資料 6	諸室機能図※ 1
添付資料 7	諸室の要求事項一覧※ 1
添付資料 8	競技用備品等リスト※ 1
添付資料 9	移設品等一覧※ 1
添付資料 10	既存記念品等一覧※ 1
添付資料 11	基本設計業務提出図書一覧※ 1
添付資料 12	実施設計業務提出図書一覧※ 1
添付資料 13	工事監理業務要項※ 1
添付資料 14	解体・撤去業務提出図書一覧※ 1
添付資料 15	建設業務提出図書一覧※ 1
添付資料 16	競技エリア可視範囲図※ 1

○参考資料一覧

資料番号	資料名称
参考資料 1	現況測量図※ 1
参考資料 2	地質調査報告書※ 1
参考資料 3	地歴調査報告書 陸上競技場等※ 1
参考資料 4	土壤汚染調査報告書 施設用地※ 1
参考資料 5	交通量調査報告書※ 1
参考資料 6	騒音測定結果報告書 陸上競技場※ 2
参考資料 7	既存鉄塔概略図※ 1
参考資料 8	公園施設面積一覧※ 1
参考資料 9	現況施設一覧及び施設図面(建設当初設計図)※ 1

参考資料 10	既存遊具リスト※ 1
参考資料 11	アスベスト調査報告書※ 1
参考資料 12	史跡大曲輪貝塚保存活用計画※ 1
参考資料 13	埋蔵文化財範囲図※ 1
参考資料 14	埋蔵文化財の取り扱い※ 1
参考資料 15	埋蔵文化財試掘調査結果※ 1
参考資料 16	既存中央監視システム資料※ 2
参考資料 17	行政協議関連資料※ 2
参考資料 18	年間行事スケジュール※ 1
参考資料 19	Jリーグ入場待機列実績※ 1
参考資料 20	陸上競技施設利用図(案) ※ 1
参考資料 21	瑞穂公園 概略植生調査及び保全計画検討※ 1
参考資料 22	維持管理運営関係資料※ 1
参考資料 23	芝生フィールド改修工事特記仕様書※ 1

※ 1 : 配布資料

※ 2 : 配布資料 (資格審査通過者のみ)

資料の配布については、入札説明書に示す。

○用語の定義

本要求水準書において使用する用語の定義は次のとおりとする。

用 語	定 義
本事業	「名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業」をいう。
事業者	本事業の実施に際して市と事業契約を締結し、事業を実施する者をいう。
応募者	施設の設計、解体・撤去、建設及び維持管理運営の能力を有し、本事業に参加する企業又は複数企業からなるグループをいう。
構成員	応募者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資する者をいう。
協力会社	応募者を構成する企業のうち、特別目的会社に出資を行わずに、事業開始後、事業者から直接業務を受託し、又は請け負うことを予定している者をいう。
資格審査通過者	参加表明のあった応募者のうち、資格審査を通過した応募者をいう。
入札参加者	資格審査通過者のうち、本事業に係る入札書及び事業提案書を期限内に提出した者をいう。
落札者	審議会から最優秀提案者の選定を受けて、事業契約の締結を予定する者として市が決定した者をいう。
事業区域	入札説明書「資料１ 事業予定地」に示す本事業の事業区域をいう。
本施設	事業区域内に存する都市公園等の施設のうち、本事業の対象施設をいう。本事業における公共施設等として位置づけるものとする。
審議会	P F I 法に基づく事業実施に必要となる事項の検討及び事業提案書の審査を行う目的で、市が設置する学識経験者等で構成される組織をいう。
特別目的会社	本事業の実施のみを目的として落札者により設立される会社をいう。 S P C (Special Purpose Company) ともいう。
実施方針等	実施方針の公表の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、実施方針及び別紙をいう。
入札説明書等	入札公告の際に市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、事業契約書案、基本協定書案、様式集等をいう。
事業提案書	資格審査通過者が入札説明書等に基づき作成し、期限内に提出される書類及び図書をいう。
サービス購入料	本事業に係るサービスの対価として、市が事業者に対して支払う料金をいう。
マスタープラン	市が令和２年７月に策定した瑞穂公園マスタープランをいう。
J A A F	公益財団法人日本陸上競技連盟
W A	ワールドアスレティックス ※令和元年１１月より I A A F (国際陸上競技連盟) より名称変更。
J F A	公益財団法人日本サッカー協会
A F C	アジアサッカー連盟
A C L	A F C チャンピオンズリーグ
I P C	国際パラリンピック委員会
V I P	社会的地位の高い人物や各国の政府関係者などの特別待遇を要する人物をいう。

用 語	定 義
V V I P	皇室及び国賓などの最重要な要人をいう。
ネーミングライツ	施設の名称として、スポンサー企業やブランド名等を付与する権利。命名権。
モニタリング	事業期間にわたり、事業者が提供する公共サービスの水準を市が検査・確認する行為をいう。
セルフモニタリング	事業者が要求水準等を満足するサービス提供をできているか自ら監視・確認する行為をいう。
競技エリア	陸上競技場のトラック及びフィールドをいう。

第1 総則

1 本書の位置付け

本書は名古屋市（以下「市」という。）が、本事業を適正かつ確実な実施を図る事業者の募集・選定にあたり、応募者を対象に交付する「入札説明書」と一体のものであり、本事業において市が要求する施設整備水準・サービス水準（以下「要求水準」という。）を示し、募集に参加する応募者の提案に具体的な指針を与えるものである。

応募者は、要求水準を満たす限りにおいて、本事業に関し自由に提案を行うことができるものとする。また、市は要求水準を事業者選定の過程における審査条件として用いる。このため、審査時点において要求水準を満たさないことが明らかな提案については、失格とする。さらに、事業者は、本事業の事業期間にわたって要求水準を遵守しなければならない。市による事業実施状況のモニタリングにより、事業者が要求水準を達成できないことが確認された場合は、本事業の事業契約（以下「事業契約」という。）に基づき措置するものとする。

2 性能規定

- ア 応募者は、本書に具体的な特記仕様のある内容については、これを遵守して提案を行い、本書に具体的な特記仕様の無い内容については、創意工夫を発揮した提案を行うこと。
- イ 本書において、材料仕様、工法、その他について具体的に特定の方法を規定している場合、事業者が性能を証明した上で、その内容について市と協議を行い、当該特定の方法と同等以上の性能が得られると市が認めた場合、採用することができるものとする。
- ウ 本書において参考として示す内容については、要求水準に基づく仕様の一例として示すものであり、実際の業務の実施に当たっては、当該参考にかかわらず、事業者が要求水準を満たすよう計画して差し支えない。
- エ 本書において条件として設定する内容については、事業者が要求水準を満たすように設計を行う前提として示すものであり、事業期間中に当該条件に変更が生じた場合は、必要に応じて要求水準の変更について協議を行うこととする。

3 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業

(2) 対象となる公共施設等の種類

都市公園等

(3) 公共施設等の管理者

名古屋市長 河村たかし

(4) 事業の背景及び目的

瑞穂公園は、緑地や山崎川など豊かな自然に恵まれた都市公園で、総面積約 24h a の運動公園である。

春には桜が並ぶ山崎川に訪れる人たち、日常的に散歩やジョギングを楽しむ人たち、児童園や親水広場で遊ぶ子どもたちや木陰に涼を求めくつろぐ人たち、スポーツ施設での競技や応援・観戦に来る人たち、広場でのもったりイベントに参加する人など、年間を通じて多くの方が訪れている。また、国指定史跡大曲輪貝塚や古墳など縄文時代からの歴史資源が所在する。

公園内には、平成 6 年度に開催された第 49 回国民体育大会「わかしゃち国体」のメイン会場にもなった陸上競技場をはじめ、ラグビー場、野球場、テニスコートなどの各種スポーツ施設が設置され、多くの方が利用している。

現在の陸上競技場は、昭和 57 年に改築し、平成 6 年に改修を行っているが、それ以降、大規模な修繕・改修を行っておらず、施設の老朽化や規模、機能不足等の課題が指摘されてきた。そこで、市では平成 27 年より建替えに向けた議論を進めてきた。その後、市は、令和 8 年の第 20 回アジア競技大会（以下「アジア競技大会」という。）の開催地として決定され、陸上競技場がメイン競技会場として予定されている。また、平成 31 年 1 月に、日本パラリンピック委員会から、令和 8 年のアジアパラ競技大会の開催要請を受けたことから、現在、開催に向けた検討を進めているところである。

市では、令和 2 年 7 月に、瑞穂公園の持つ多様な価値を高め市民生活の充実に寄与する公園のあり方と、それを実現していくための基本的な方針となるマスタープランを策定した。陸上競技場の建替えを始め公園の整備・運営にあたっては、このマスタープランに基づき実施する。

整備手法としては、民間の経営能力及び技術能力を活用した効率的な施設の設置、維持管理運営が期待できる手法を導入し、事業の効率化を図るものとする。

(5) 本事業の方針

ア 事業実施の基本方針

公園利用者が既存施設を継続的に使用できるよう整備順序を計画し、公園全体の整備を行う。

イ 陸上競技場の建替え

瑞穂公園の中心施設として、また、アジア競技大会開催時も各国からの来賓やトップアスリート、多くの観客が訪れるのにふさわしい施設として整備し、大会後も、後世の人々に親しまれ利用される、市のスポーツ振興の拠点となることを目指している。

そのため、

- ・競技者と観客の一体感を創出することで、アスリートが最高の力を発揮でき、また、観客が本格的なスポーツを体感できる夢と感動の空間となる競技場
- ・年齢や障害の有無などに関わらず、誰もが安全・安心で快適に利用できる競技場
- ・緑と水のうまい自然、史跡・古墳等歴史資源に恵まれた環境と調和した競技場
- ・モノづくり名古屋の最先端の技術を結集した競技場

を施設整備のコンセプトとし、できる限りコストを抑制し、アジア競技大会に間に合うように確実に完成させる。

ウ 公園の整備・運営

マスタープランに掲げる整備・運営の基本的な考えをもとに、瑞穂公園の一体的な整備・運営を行う。

瑞穂公園整備の方向性

- ・スポーツによるにぎわいの創出
- ・市民の交流・憩いの場
- ・自然環境の保全と活用
- ・名古屋の歴史のはじまりに触れる

なお、瑞穂公園は名古屋市地域防災計画において指定緊急避難場所（広域避難場所）に位置づけられているため、防災公園としての機能も併せて整備・運営を行う。

(6) 事業範囲

事業者が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）に基づき、下表に示すとおり、陸上競技場等を含む施設の整備を行い、対象施設の維持管理運営を遂行することを事業の範囲とする。また、具体的な業務内容については、本要求水準書等において示す。

[事業範囲及び主な対象施設]

本事業における施設区分					整備業務	維持管理 運営業務	備 考	
事業区域内	本施設	建築整備施設	陸上競技場等	陸上競技場	○	○		
				第2駐車場	○	○		
				大曲輪貝塚	○	○		
				南連絡橋	○	○		
				市道萩山町第16号線※	○	○		
				市道師長田辺下山町中線※	○	○	廃道予定部分のみ	
			宿泊研修棟	○	○			
			屋外トイレ	○	○			
			北連絡橋	○	○			
			休憩施設	○	○			
			第1駐車場	○	○			
			第3駐車場	○	○			
			第4駐車場	○	○			
			第5駐車場（建設中）	○	○			
			臨時駐車場	○	○			
			公園整備施設	緑陰広場	○	○		
				東小広場	○	○		
				瑞穂橋	○	○		
		東児童園		○	○			
		南児童園		○	○			
		北児童園		○	○			
		やすらぎ広場		○	○			
		水の広場		○	○			
		松並木散策路		○	○			
		施設用地		○	○			
		市道萩山町第14号線※		○	○			
		市道山崎川右岸線第2号※		○	○			
		山崎川散策路		○	○	事業区域内のみ		
		北陸上競技場			○			
		レクリエーション広場			○			
		ラグビー場			○			
		ラグビー練習場			○			
		野球場		○				
		相撲場		○				
		テニスコート		○				
		体育館（建設中）		○				
		ゲートボール場		○				
		多目的広場		○				
		こども広場		○				
		山ももの丘		○				
		山崎川親水広場		○				
		水防倉庫		○				
		民間収益施設						
		師長町西線						
		師長田辺下山町南線支線第1号						
区域外	瑞穂文化小劇場・図書館							
	豊岡コミュニティセンター							
	瑞穂区休日急病診療所							

※：道路廃止に関する議会の議決が得られた場合、対象施設となる

ア 整備業務

本事業の整備業務は、下記のとおり。

(ア) 設計業務

前ページの表〔事業範囲及び主な対象施設〕において、整備業務の対象とする建築整備施設及び公園整備施設（以下「新施設等」という。）の設計として、以下の業務を行う。

- a 事前調査業務
- b 設計業務
- c 各種申請等業務
- d セルフモニタリング業務
- e その他設計業務において必要な業務

(イ) 工事監理業務

新施設等の工事監理として、以下の業務を行う。

- a 工事監理業務
- b 各種申請等業務
- c セルフモニタリング業務
- d その他工事監理業務において必要な業務

(ウ) 解体・撤去業務

現陸上競技場等の解体及び撤去として、以下の業務を行う。

- a 解体・撤去にかかる事前調査業務
- b 解体・撤去にかかる設計業務
- c 解体・撤去工事業務
- d 各種申請等業務
- e セルフモニタリング業務
- f その他解体・撤去業務において必要な業務

(エ) 建設業務

新施設等の建設として、以下の業務を行う。

- a 寄付品移設業務
- b 建設工事業務
- c 備品等の調達及び設置業務
- d 開業準備業務
- e 完成式典支援業務
- f 施設の引渡し業務
- g 各種申請等業務
- h 陸上競技場公認等取得業務

- i セルフモニタリング業務
- j その他建設業務において必要な業務

イ 維持管理運営業務

本事業の維持管理運営業務は、下記のとおり。

(ア) 指定管理者が行う業務

- a 一般の利用及び事業の実施に関すること
 - ・基本の供用時間内の施設の供用に関すること
 - ・助言及び指導業務
 - ・相談業務
 - ・情報の提供
 - ・講座、教室等の実施（市の施策として実施するもの）
 - ・スポーツ関係団体との連携、協力
 - ・国際的・全国的な大会等の誘致、開催
- b 瑞穂運動場の使用の許可に関すること
 - ・使用の許可
 - ・利用調整
- c 瑞穂運動場の利用料金に関すること
 - ・利用料金の徴収及び管理
 - ・利用料金の減免に関すること
 - ・利用料金の還付に関すること
- d 瑞穂運動場の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること
 - ・建築保全業務
 - ・維持管理業務
 - ・備品及び消耗品の管理
 - ・公認競技場の管理に関すること
- e 公園の維持管理に関すること
 - ・公園基本管理
 - ・公園植物管理
 - ・公園施設管理
- f 都市公園内許可事務の補助に関すること
 - ・都市公園法及び名古屋市都市公園条例に基づく許可（設置許可、管理許可、占用許可、行為許可）に関する事務の補助
- g 緊急時対応に関すること
 - ・災害発生時対応に関すること（広域避難場所の運営を含む。）
 - ・事故等緊急時対応に関すること

- h 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること
- i 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
 - ・管理資料の作成
 - ・事業計画書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出
- j 指定管理者の引継ぎに関すること
 - ・現指定管理者からの業務の引継ぎ
 - ・次期指定管理者への業務の引継ぎ
- k ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメ리트対応業務
- l パークマネジメント活動業務
- m その他市が定める業務
 - ・従事員の資質の維持・向上
 - ・市が実施する事業等への協力
 - ・マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知への協力
 - ・アジア競技大会等への協力・支援
 - ・各種会議への参加
 - ・情報公開
 - ・拾得物の取扱い
 - ・P C Bの管理
 - ・その他市が求める事項

(イ) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

- a 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、本施設の利用者増を図ることを目的として、「(ア)指定管理者が行う業務」以外で実施することができる業務
 - ・基本の供用時間外の施設の供用に関すること
 - ・教室等の実施（市の施策として実施するものを除く。）
 - ・物販事業
 - ・広告誘致業務
 - ・その他指定管理者の提案により実施する事業
- b 民間収益施設を設置して実施することができる業務

ウ 統括管理業務

- ・統括マネジメント業務
- ・総務・経理業務
- ・事業評価業務
- ・その他統括管理業務において必要な業務

(7) 事業方式

本事業は、P F I 法に基づき、事業者が自らの提案をもとに整備業務にかかる設計・建設を行った後、市に所有権を移転し、事業期間を通じて、事業者が維持管理運営業務を行う方式（B T O (Build Transfer Operate)）により実施することを想定している。

本事業の維持管理運営業務について市は、事業者を地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に基づく指定管理者として指定する予定である。

なお、設計及び建設期間中において、市は事業者に対し、本事業の実施に必要な範囲について、都市公園法第 6 条第 1 項の許可（占用許可）を与え（民間収益施設用地、道路及び河川を除く）、その使用料は減免とする。

また、自主事業の実施にあたり、事業者が独立採算により設置する民間収益施設については、市は都市公園法第 5 条第 1 項の許可（設置許可）を与える予定である。

(8) 事業期間

本事業の事業期間は、令和 3 年 7 月から令和 23 年 3 月までの 19 年 9 か月とする。

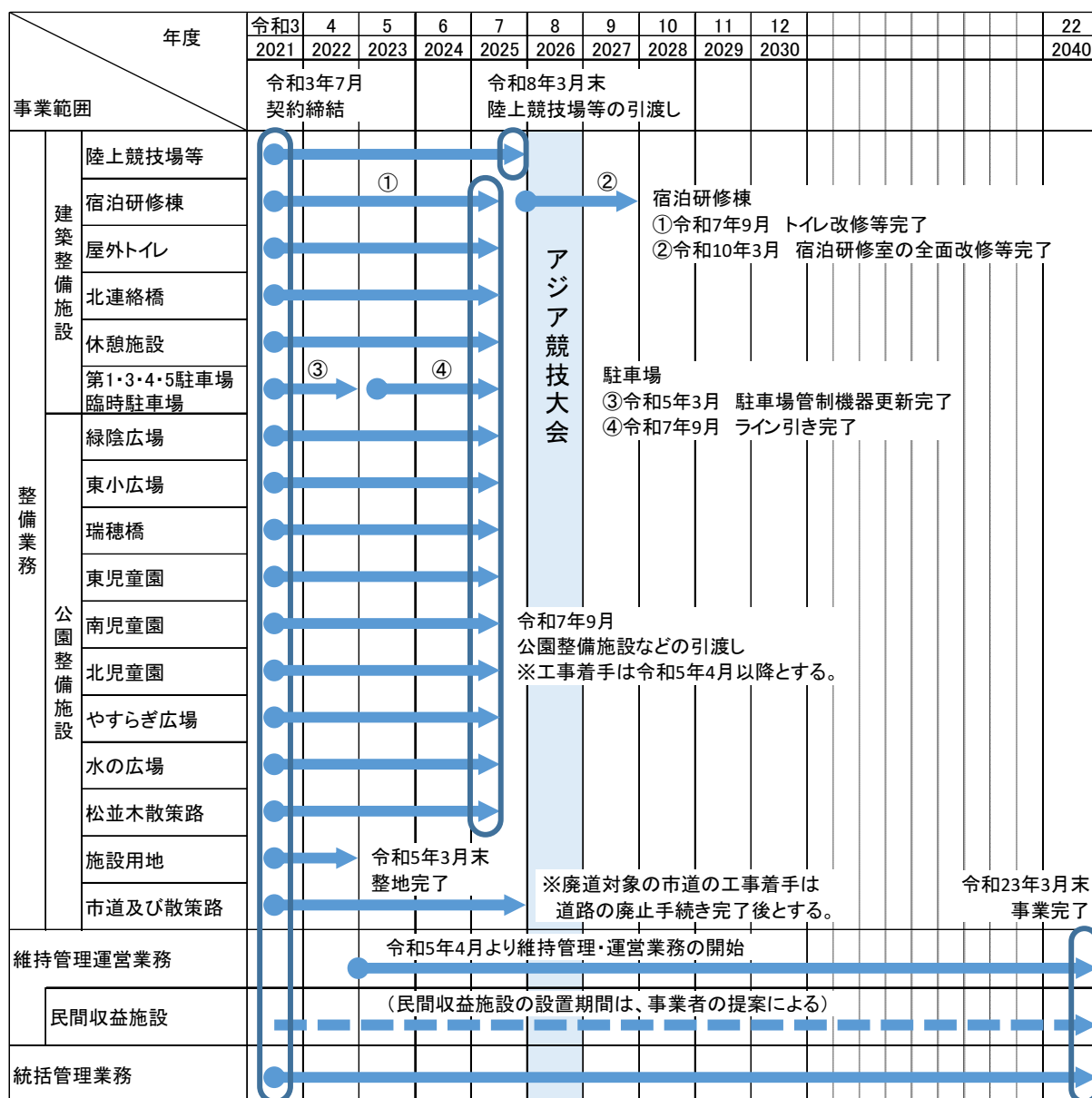
(9) 事業スケジュール

契約締結		令和 3 年 7 月
陸上競技場等	設計期間・建設期間 (工事監理期間・解体・撤去期間・公認等取得及び開場準備期間を含む)	令和 3 年 7 月～令和 8 年 3 月
	引渡し※ 1	令和 8 年 3 月末
	供用開始	令和 8 年 4 月
	維持管理運営期間	令和 8 年 4 月～令和 23 年 3 月
その他の建築 整備施設	設計期間・建設期間	令和 3 年 7 月～令和 7 年 9 月 (工事着手は令和 5 年 4 月以降)
	維持管理運営期間	令和 5 年 4 月～令和 23 年 3 月
	引渡し	各施設の整備完了時に市と協議
	宿泊研修室の全面改修等の建設期間	令和 8 年 4 月～令和 10 年 3 月
公園整備施設	設計期間・建設期間	令和 3 年 7 月～令和 7 年 9 月 (工事着手は令和 5 年 4 月以降)
	施設用地の整地完了期限	令和 5 年 3 月末
	維持管理運営期間	令和 5 年 4 月～令和 23 年 3 月
民間収益施設	設置期間※ 2	事業者の提案による

※1 陸上競技場について、事業者が上記設計期間・建設期間よりも早く施設整備を終えることを可能とした場合には、当該期間を短縮し、施設引渡し日を早める。提案方法の詳細については、入札説明書及び様式集において示す。

※2 民間収益施設の設置期間について、事業者の提案によるものとする。ただし、少なくとも、令和8年4月1日～令和23年3月末まで供用すること。なお、事業契約終了後の民間収益施設の設置については、設置許可後20年以内かつ令和28年3月を限りとして許可の更新を認める場合がある。

[本事業のスケジュール]



4 遵守すべき法制度等

本事業を実施するにあたって、事業者は、設計・施工・工事監理・維持管理運営それぞれの責任者において調査し関連する最新版の各種法令（施行令及び施行規則等を含む）、条例、規則、要綱等を遵守すること。また、各種基準・指針等についても本業務の要求水準に照らし、準拠すること。

各種法令は各々の許認可手続上設定される基準日に最新のものを採用すること。なお、許認可等が必要な場合は、事業者の負担により当該許認可等を得ること。各種基準・指針等に関して工事着工までに改定があった場合には、原則として改定した各種基準・指針等を適用する。また、工事着手後の改定については、その適用について協議する。

本書と適用基準等の間に相違がある場合は、本書を優先する。また、適用基準等の内容に相違がある場合は、市の指示によるものとする。なお、事業者が適用基準等と同等以上と証明し、市が認めた場合にはこの限りではない。

事業者は、許認可等の一覧表（手順、日程等も記載する）、関係法令等のチェックリストを作成して、市へ提出すること。

また、本工事は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に規定する対象工事である。

以下に本事業に関する主な関係法令等を示す。

（※印は、添付資料1「名古屋市の適用基準・指針等」に添付）

(1) 法令

- ア 建築基準法
- イ 都市計画法
- ウ 都市公園法
- エ 景観法
- オ 都市緑地法
- カ 土地区画整理法
- キ 文化財保護法
- ク 消防法
- ケ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）
- コ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）
- サ 公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）
- シ 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律
- ス 補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律
- セ 環境基本法
- ソ 環境影響評価法
- タ 地球温暖化対策の推進に関する法律
- チ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネルギー法）
- ツ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）
- テ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法

ト 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律
ナ 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）
ニ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
ヌ 資源の有効な利用の促進に関する法律
ネ 建築士法
ノ 建設業法
ハ 電波法
ヒ 電気事業法
フ 電気工事士法
ヘ 有線電気通信法
ホ 計量法
マ 下水道法
ミ 水道法
ム 意匠法
メ 高圧ガス保安法
モ ガス事業法
ヤ 浄化槽法
ユ 道路法
ヨ 道路交通法
ラ 駐車場法
リ 河川法
ル 航空法
レ 屋外広告物法
ロ 宅地造成等規制法
ワ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
ヲ 騒音規制法
ン 振動規制法
アー２ 水質汚濁防止法
イー２ 土壌汚染対策法
ウー２ 大気汚染防止法
エー２ 悪臭防止法
オー２ 労働基準法
カー２ 労働安全衛生法
キー２ 食品衛生法
クー２ 食品循環資源の再利用等の促進に関する法律
ケー２ 健康増進法
コー２ 警備業法
サー２ 障害者の雇用等に関する法律
シー２ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

- スー２ 民法
- セー２ 会社法
- ソー２ 地方自治法
- ター２ 個人情報保護に関する法律
- チー２ 著作権法
- ツー２ 特許法
- テー２ 社会教育法
- トー２ 興行場法
- ナー２ 旅館業法
- ニー２ 生物多様性基本法
- ヌー２ 製造物責任法
- ネー２ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
- ノー２ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
- ハー２ 危険物の規制に関する政令
- ヒー２ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- フー２ 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律
- ヘー２ その他、本事業に関連する法令等

(2) 愛知県及び名古屋市条例等

- ア 愛知県建築基準条例
- イ 人にやさしい街づくりの推進に関する条例
- ウ 愛知県環境基本条例
- エ 県民の生活環境の保全等に関する法律
- オ 名古屋市建築基準法施行条例
- カ 名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例
- キ 名古屋市中高層建築物日影規制条例
- ク 緑化地域制度
- ケ 名古屋市都市公園条例
- コ 名古屋市瑞穂公園条例
- サ 名古屋市瑞穂運動場条例
- シ 名古屋市緑のまちづくり条例
- ス 名古屋市駐車場条例
- セ 名古屋市自転車等の放置の防止に関する条例
- ソ 名古屋市火災予防条例
- タ 名古屋市都市景観条例
- チ 名古屋市環境基本条例
- ツ 名古屋市環境影響評価条例
- テ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例

- ト 名古屋市水道給水条例
- ナ 名古屋市下水道条例
- ニ 名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例
- ヌ 名古屋市産業廃棄物等の適正な処理及び資源化の促進に関する条例
- ネ 名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例
- ノ 名古屋市財産条例
- ハ 名古屋市個人情報保護条例
- ヒ 名古屋市情報あんしん条例
- フ 名古屋市情報公開条例
- ヘ 名古屋市暴力団排除条例
- ホ 名古屋市屋外広告物条例
- マ 名古屋市興行場法施行条例
- ミ 名古屋市契約規則
- ム 名古屋市会計規則
- メ 名古屋市公有財産規則
- モ 名古屋市防災条例
- ヤ 愛知県プール条例
- ユ 名古屋市旅館営業等の施設の構造設備の基準に関する条例
- ヨ 名古屋市旅館業法施行条例
- ラ 愛知県障害者差別解消促進条例
- リ 名古屋市障害のある人もない人も共に生きるための障害者差別解消推進条例
- ル その他、本事業に関連する条例等

(3) 官庁営繕関係基準等（最新版）

- ア 建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- イ 建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ウ 建築鉄骨設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- エ 建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- オ 構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- カ 官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- キ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準及び同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ク 官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ケ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- コ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- サ 官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修）
- シ 建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）
- ス 公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- セ 公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ソ 公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- タ 公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- チ 公共建築改修工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ツ 建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- テ 建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ト 公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- ナ 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ニ 建築改修工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ヌ 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ネ 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ノ 建築保全業務共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ハ 建築C A D図面作成要領（案）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- ヒ 建築工事内訳書作成要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- フ 営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- ヘ 工事写真撮影ガイドブック（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
- ホ 日本建築学会諸基準

(4) 愛知県及び名古屋市における設計基準・指針等

- ア 名古屋市建築物環境配慮指針（平成 23 年名古屋市告示第 139 号）
- イ 福祉都市環境整備指針（名古屋市健康福祉局）
- ウ 名古屋市雨水流出抑制実施要綱（名古屋市緑政土木局河川計画課）
- エ 名古屋市雨水流出抑制施設設計指針（名古屋市緑政土木局河川計画課）
- オ 土木工事標準仕様書（名古屋市緑政土木局）
- カ 土木工事共通特記仕様書（名古屋市緑政土木局）
- キ 工事共通構造図（名古屋市緑政土木局）
- ク 土木工事標準積算基準書（名古屋市緑政土木局）
- ケ 業務委託標準仕様書（名古屋市緑政土木局）
- コ 公共建築物の環境配慮整備指針（名古屋市住宅都市局）※
- サ あいち木づかいプラン（愛知県）
- シ 名古屋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（名古屋市住宅都市局、緑政土木局）
- ス 名古屋市グリーン購入ガイドライン（名古屋市環境局）
- セ 電子納品に関する運用基準建築・建築設備（名古屋市住宅都市局）
- ソ 建築工事特記仕様書（名古屋市住宅都市局）※
- タ 建築改修工事特記仕様書（名古屋市住宅都市局）※
- チ 電気設備工事特記仕様書（名古屋市住宅都市局）※
- ツ 機械設備工事特記仕様書（名古屋市住宅都市局）※
- テ 昇降機設備工事特記仕様書（名古屋市住宅都市局）※

- ト 電気設備工事設計・施工マニュアル（名古屋市住宅都市局）
- ナ 機械設備工事設計・施工マニュアル（名古屋市住宅都市局）
- ニ 給水工事施行基準（名古屋市上下水道局）
- ヌ 排水設備要覧（名古屋市上下水道局）
- ネ 取りこわし工事特記仕様書（名古屋市住宅都市局）※
- ノ 市設建築物総合耐震設計基準（名古屋市住宅都市局）※
- ハ 家屋調査実施要領（名古屋市住宅都市局）※
- ヒ テレビ受信障害調査委託仕様書（名古屋市住宅都市局）※
- フ 建築基本設計委託仕様書（名古屋市住宅都市局）※
- ヘ 建築実施設計委託仕様書（名古屋市住宅都市局）※
- ホ 実施設計委託成果品作成要領（名古屋市住宅都市局）※
- マ 工事監理委託仕様書A（名古屋市住宅都市局）※
- ミ 地盤調査委託仕様書※
- ム 市設建築物の長寿命化設計基準（名古屋市住宅都市局営繕部）※
- メ 事務の委託等に関する情報の保護及び管理のための基準（名古屋市）※
- モ 名古屋市グリーン配送実施要綱
- ヤ 愛知県建築基準法関係例規集
- ユ 名古屋市建築基準法関係例規集
- ヨ 道路工事の保安対策の手引き（名古屋市緑政土木局）

(5) その他の施設基準等

- ア 建築設備耐震設計・施工指針（独立行政法人建築研究所監修）
- イ 日本建築センター各種指針
- ウ 日本建築学会各種規準
- エ 陸上競技ルールブック（公益財団法人日本陸上競技連盟）
- オ スタジアム標準（財団法人日本サッカー協会）
- カ Jリーグ クラブライセンス交付規則（公益社団法人日本プロサッカーリーグ）
- キ Jリーグスタジアム基準（公益社団法人日本プロサッカーリーグ）
- ク Jリーグ規約（公益社団法人日本プロサッカーリーグ）
- ケ ジャパンラグビー トップリーグ規約（公益財団法人日本ラグビーフットボール協会）
- コ 国民体育大会施設基準
- サ 国民体育大会サッカー競技施設ガイドライン
- シ アクセシビリティガイド（国際パラリンピック委員会）
- ス Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）
- セ 屋外体育施設の建設指針（公益財団法人日本体育施設協会）
- ソ 屋外体育施設の維持管理マニュアル（公益財団法人日本体育施設協会）
- タ 屋外体育施設のルール（公益財団法人日本体育施設協会）

- チ 防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（国土交通省）
- ツ 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン（国土交通省）
- テ 都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）
- ト 遊具の安全に関する規準（一般社団法人日本公園施設業協会）
- ナ 日本産業規格（J I S）
- ニ 道路構造令の解説と運用（社団法人日本道路協会）
- ヌ 道路橋示方書・同解説（社団法人日本道路協会）

(6) 維持管理運営の基準等

- ア 公の施設に係る受益者負担のあり方に関する報告書（名古屋市）
- イ 名古屋市瑞穂運動場の管理運営に関する要綱（名古屋市）
- ウ 体育施設における競技場等の使用許可申請手続等の取扱要綱（名古屋市）
- エ 非常災害時における体育施設の管理運営に関する要綱（名古屋市）
- オ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領（名古屋市）
- カ 体育施設における会議室のスポーツ及びレクリエーションに準ずる利用にかかる取扱要綱（名古屋市）
- キ 営利を目的とし、入場料等を徴収する場合の使用料の徴収事務等の取扱い要綱（名古屋市）
- ク 体育施設の使用料の減免に関する取扱要綱（名古屋市）
- ケ 体育施設における施設使用許可取消及び施設使用料還付要綱（名古屋市）
- コ 名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム運営要綱（名古屋市）
- サ プール等指導要綱（名古屋市）
- シ 名古屋市広告掲載要綱（名古屋市）
- ス 体育施設の物品の館外貸出に関する事務取扱要綱（名古屋市）
- セ 名古屋市建築物衛生指導要綱（名古屋市）
- ソ その他、本事業に関連する基準等

5 情報の保護及び管理

事業者は、業務を実施するにあたり、名古屋市情報あんしん条例及び名古屋市個人情報保護条例、その他情報保護に係る関連法令等の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられる。

なお、事業者は、業務の実施において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

6 要求水準の変更

市は、事業期間中に要求水準を変更する場合がある。

(1) 要求水準の変更事由

- ア 法令等の変更により業務内容が著しく変更されるとき。
- イ 競技団体等のルール・基準の改正に伴い変更が必要となったとき。
- ウ 一般財団法人愛知・名古屋アジア競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）からの要請により変更が必要となったとき。

- エ 2026 年アジアパラ競技大会が、愛知・名古屋で開催されることとなった場合に、同大会の組織委員会からの要請により変更が必要となったとき。
- オ 災害・事故等により、特別な業務内容が常時必要なとき、又は業務内容が著しく変更されるとき。
- カ その他業務内容の変更が特に必要と認められるとき。

(2) 要求水準の変更手続き

市は、要求水準を変更する場合、事前に事業者へ通知する。要求水準の変更に伴い、事業契約書に基づく事業者へ支払う対価を含め事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行うものとする。市は、計画及び業務内容の変更が必要と判断した場合、入札説明書及び要求水準書等を変更し、技術提案書や本事業の請負目的物の変更を求めることができる。

7 事業期間終了時の要求水準

事業者は、事業期間終了後に後任の管理者が維持管理業務を円滑かつ支障なく遂行できるよう、施設の全てが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態で市に明け渡すこととし、陸上競技場については少なくとも事業終了後 2 年以内、その他の施設については事業終了後 1 年以内は、建築物、建築設備等の大規模な修繕又は更新が必要とならない状態を基準に、明け渡し時の状態について市と協議を行うこと。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年による劣化は許容するものとする。

また、事業期間終了にあたり、事業者は市と協議の上日程を定め、市の立会いの下に上記の状態の満足についての確認を受けること。

8 要求水準書に記載のない事項及び協議

要求水準書に記載のない事項及び疑義は、関係法令等を遵守した上で、市と事業者で協議して判断を行う。

9 著作権・特許権等の使用

(1) 著作権等

市が示した図書の著作権は市に帰属し、その他の事業提案書の著作権は、提案書作成者に帰属する。なお、市は、本事業の公表時その他市が必要と認める場合には、事業提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

入札参加者が提出した事業提案書類は、名古屋市情報公開条例に基づく行政文書公開請求の対象となり、行政文書公開請求があった場合には、名古屋市情報公開条例第 7 条第 1 項各号に掲げる非公開情報が記録されている場合を除き公開する。行政文書公開請求に対する公開又は非公開の決定にあたっては、名古屋市情報公開条例等に基づき、市において決定するので、市が必要と認める場合を除き、意見照会を行わない。法人に関する情報は、公開により受ける損害が具体的に認められる場合を除き、原則として公開する。

また、入札参加者が提出した事業提案書類は、市が必要と認める場合は全部若しくは一部を公表できるものとする。

(2) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、応募者が負担する。

第2 基本要件

1 事業予定地

(1) 立地に関する事項

事業予定地の区域面積等は、下表に示すとおり。

所在地	名古屋市瑞穂区萩山町3丁目、4丁目、師長町、山下通5丁目、豊岡通3丁目、田辺通3丁目、4丁目
事業区域面積	約24ha

(2) 施設要件等に関する事項

整備にあたっては、以下の点を考慮して計画すること。

- ・公園全体及び周辺環境への適合と調和を図ること。
- ・本施設の維持管理運営を考慮した計画とすること。
- ・事業期間終了後も長期間継続して使用することを見据えた計画とすること。
- ・各種イベント時や平常時に応じて、フレキシブルな運用計画を実現できるように検討すること。

本事業において整備する施設の概要は次のとおりである。

ア 本事業において整備する施設

(ア) 建築整備施設

施設の名称	概 要	
陸上競技場等	既存施設を解体・撤去し、新しい陸上競技場等の建設を行う。	
	観客席	○原則 30,000 席以上 ○アジア競技大会の開閉会式時に競技エリア内に仮設席約 5,000 席を設置し、合計 35,000 席以上が確保可能な計画とする。
	延床面積	○約 64,000 m ² ※95%以上 100%以下の範囲を許容する。
	屋根	○観客席 30,000 席以上を全て覆い、雨の吹き込みにも配慮する。
	高さ	○31m以下
	競技エリア	○陸上競技、サッカーの公式試合及び大会が可能な多目的競技場とする。 ○アジア競技大会の開閉会式・陸上競技の開催及びJリーグ公式戦の開催に必要な機能を整備する。
	動線・滞留場所	○競技者、大会運営者、VIP、観客の動線分離を図るための整備をする。 ○混雑緩和を図るため滞留場所を整備する。

施設の名称	概 要	
	諸室	○全ての競技者及び関係者が安全で快適に競技可能かつ安全でスムーズな大会運営が可能となるよう整備する。 ○アジア競技大会の実施に必要な規定・基準を満たし、競技、大会運営に必要な機能及び多様な国・地域から訪れるVIP、VVIP及び各種メディア関係者等に対応する機能を整備する。
	ユニバーサルデザイン	○高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、福祉都市環境整備指針、IPCのアクセシビリティガイド、Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドライン及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインなど、関係する法令、指針及び基準等を遵守する。
	史跡・遺跡	○国指定史跡大曲輪貝塚及び関連する遺跡を保存し整備する。 ○展示機能及び休憩スペースを整備する。
	園路	○利用者が安全に通行できる園路を整備する。
	市道	○以下の市道について、廃道を予定する。 ・市道萩山町第16号線（幅員7.12～26.11m、瑞穂橋を含む） ・市道師長田辺下山町中線（幅員10.91m）の一部 なお、河川管理用通路として管理車両が通行可能とする構造とし、基本的には現況幅員を確保すること。 ○廃道に伴い、交通処理が必要な箇所については、道路管理者や交通管理者等の関係管理者と協議の上、必要な整備を行う。
	その他	○瑞穂公園陸上競技場及びラグビー場をつなぐ連絡橋の建替え及びその他周辺の附属施設の改修を行う。 ○第2駐車場として、必要台数を検討の上、整備する。
宿泊研修棟	○宿泊研修室や1階旧食堂の全面改修等を行う。 ○トイレを改修する。 ○天井及びトップライトの漏水及び結露対策、防水層の更新を行う。	
屋外トイレ	○南児童園の既設トイレの建替えを行う。 ○その他の屋外トイレ（5棟）のバリアフリー化・設備更新を行う。	
北連絡橋	○北側エレベーターシャフトの建替え及びエレベーターの更新を行う。	
休憩施設	○屋根付き休憩所（トイレ共）を整備する。	
第1・3・4・5駐車場、臨時駐車場	○令和5年3月末までに駐車場管制機器を更新する。 ○駐車スペースのライン引きを行う。	

(イ) 公園整備施設

施設の名称	概 要
全体共通	広場・園路、植栽、休養施設、遊戯施設等の整備を行う。各施設の整備内容の詳細については、第5 公園整備施設にかかる設計要件において示す。
緑陰広場	面積：約14,000m ²
東小広場	面積：約 1,000m ²
瑞穂橋	面積：約 500m ²
東児童園	面積：約 4,000m ²
南児童園	面積：約14,000m ²
北児童園	面積：約 2,000m ²
やすらぎ広場	面積：約 1,500m ²
水の広場	面積：約 150m ²
松並木散策路	面積：約 3,000m ²
施設用地	面積：約 6,900m ² ○令和5年3月末までに整地を行う。
市道及び散策路	○以下の市道について、廃道を予定する。 ・市道萩山町第14号線（幅員9.09m） ・市道山崎川右岸線第2号（幅員平均5.50m） ○廃道に伴い、交通処理の対応が必要な箇所については、道路管理者や交通管理者等の関係管理者と協議の上、必要な整備を行う。 ○廃道の後、事業者が公園内の歩行者用通路として整備を行う。 ○事業区域内の散策路等は、上記の廃道とあわせて一般車両の乗り入れを制限し、事業者が歩行者用通路として整備を行う。なお、河川管理用通路として管理車両が通行可能とする構造とし、基本的には現況幅員を確保すること。

※公園整備施設の面積は参考値。整備の計画・実施にあたっては、測量の上行うこと。

(3) 土地に関する事項

本事業の対象地について、都市計画等にかかる基本条件及び変更予定は、次のとおりとする。

区 分	概 要
地域地区	用途地域：第二種住居地域（容積率 200%、建蔽率 60%※）、 第一種中高層住居専用地域（容積率 200%、建蔽率 60%※） ※別途都市公園による建築面積の基準あり 防火指定：準防火地域 高度地区：31m高度地区、20m高度地区 緑化地域：緑化率の最低限度 20%（15%＋市有施設 5%）
日影規制	第二種住居地域：測定面 4 m、規制時間 4 時間/2.5 時間 第一種中高層住居専用地域：測定面 4 m、規制時間 3 時間/2 時間

その他	都市計画公園 都市公園（設置すべき区域を含む） 宅地造成工事規制区域 国指定史跡 周知の埋蔵文化財包蔵地 一団地認定区域
-----	---

(4) 敷地及び既存建物の現況

区 分	規制内容
都市公園	244, 626. 52 m ²
都市公園内建築面積	22, 365 m ² (8. 75% < 10% (休養施設＋運動施設＋教養施設＋災害応急対策に必要な施設))
都市公園内運動施設面積	121, 761 m ² (49. 25% < 50%)
敷地面積（一団地認定区域面積）	219, 763 m ²
緑化率	37% > 20% ※屋外競技エリア等を除外した場合の参考値（詳細は「緑化率算定根拠図」参照）

※上記面積については参考値。設計の際は、関係部署と調整の上、確定すること。

(5) 都市計画等の変更予定（令和３～４年度予定）

- ・公園内一部道路の廃道などにより、一般車両の進入を抑制して、安全で快適な公園としての空間を創出し、利用者が安全に利用できるようにする。
- ・特別用途地区「スポーツ・レクリエーション地区（仮称）」を都市計画決定し、観覧場及び駐車場の用途制限を緩和する。
- ・公園整備の進捗に伴い、一部用途地域等の変更を予定する。
- ・必要条例を改正し、運動・教養施設等の建築面積の割合、運動施設の敷地の割合を緩和する。

2 施設概要

(1) 陸上競技場等の施設内容

本事業において整備する施設内容は、以下のとおりである。諸室の詳細は、添付資料 6「諸室機能図」、添付資料 7「諸室の要求事項一覧」を参照すること。

導入機能		基本方針
陸上競技場	競技エリア 関連施設	陸上競技、サッカーの公式試合及び大会が開催可能な多目的競技場とする。 アジア競技大会の開閉会式・陸上競技の開催及びＪリーグ公式戦の開催に必要な機能を整備する。 常緑の天然芝の育成に必要な条件（太陽光、土、風、水、

導入機能		基本方針
		温度等)を考慮し、必要な機能を整備する。 全ての競技者が良好な状態で競技に集中できる環境を整備する。
	競技関連諸室	全ての競技者及び関係者が競技に集中できて、安全で快適な競技に関係する機能を整備する。 アジア競技大会の実施に必要な規定・基準を満たし、競技及び運営に必要な機能を整備する。
	運営関連諸室	安全かつ円滑な大会運営が可能な大会運営関連した機能を整備する。アジア競技大会の実施に求められる規定を踏まえ、運営関係者にとって必要な機能を整備する。
	メディア関連諸室	様々な国や地域から訪れる多様なメディア関係者が安全かつ円滑に活動することができ、世界に向けて確実に発信可能な機能を有するメディア機能として整備する。
	観覧関連施設	原則 30,000 席以上の本設観客席(種別:観客席、車いす席、介助者席、VIP 席、VVIP 席、ビジネスシート、バラエティシート、記者席)を整備する。 また、アジア競技大会の開閉会式時に、約 5,000 席の仮設席を別途設置して(仮設席の設計は本事業で行う)、合計 35,000 席以上が確保可能な計画とする。 スタンドは観戦に適した環境を確保し、競技エリア等の見易さに配慮すること。C-value は 60mm 以上を確保すること。 可能な限り観客席をピッチに近づけ、競技者と観客との一体感と躍動感・臨場感を生み出すように計画する。 大会・イベント時において、観客がストレスなく利用できるように計画する。 全ての観客席を屋根で覆い、スタンドの先端よりも競技エリア側に張り出したり、低い位置に設ける等の工夫により、日差しの強い夏場や雨天時・強風時においても快適に観覧できる環境を整備する。 様々な観客にとって快適で、バラエティに富んだ観戦スタイルから選択可能な環境を整備する。 下層スタンドから競技エリア上へ直接避難可能な経路を確保する。 売店は、施設の利用者が都市公園法第 5 条第 1 項による許可(管理許可)により設置する。
	VIP 関連諸室	アジアの各国からアジア競技大会を訪れる VIP 及び VVIP 等に対して、快適で安全が確保された観覧と交流が可能な環境を整備する。 J リーグ開催時にも同様の環境で観戦が可能な計画とする。

導入機能		基本方針
	管理関連諸室	陸上競技場の機能を維持し、必要な性能を十分に発揮するために必要な管理機能を、効率的で経済的な計画により整備する。 観客、競技者、運営関係者等の全ての利用者にとって、十分な安全性が確保され、安心して利用できる為の防災警備機能を整備する。
	駐車場関連施設	アジア競技大会の開閉会式、Jリーグ公式戦、陸上競技大会等の準備及び運営の為に必要な運搬車両や競技者やメディア関係者の車両、緊急車両などの出入口、車路、駐車スペースを整備する。 十分な安全性が確保されたVIP、VVIP専用の出入口、車路、駐車スペースを整備する。
	史跡・遺跡	史跡・遺跡のガイダンス機能を設置する。
	連絡橋	既存の瑞穂公園陸上競技場及びラグビー場をつなぐ既存の連絡橋を撤去し、再整備を行う。

(2) 地質・土壌状況

参考資料1「現況測量図」及び参考資料2「地質調査報告書」を参照すること。当該資料の内容については、事業者の責任において解釈し、利用すること。なお、設計業務の実施にあたり、事業者が必要とする場合に自らの費用負担により地質調査を行うことも可能とする。

陸上競技場の敷地内の土壌については、地歴（参考資料3「地歴調査報告書 陸上競技場等」参照）から判断して土壌汚染のおそれはないと考えている。施設用地の土壌については、参考資料4「土壌汚染調査報告書 施設用地」に示すとおり。

予期できない地下埋設物の存在が明らかになった場合は、市と協議し、指示を受けること。また、当該地下埋設物の撤去等に要する費用については、合理的な範囲で市が負担するものとする。

(3) 周辺道路

事業区域周辺の道路状況については、道路管理者及び道路台帳等にて確認すること。必要に応じて、交通管理者等の関係管理者と協議を行った上、道路線形変更設計及び工事を行い、道路管理の引継図書を作成すること。なお、復旧構造については、道路管理者と協議の上、決定すること。また、以下のことに留意の上、事業を実施すること。

- ・道路占用許可及び道路使用許可の手続きを取った上で工事を施工すること。なお、手続きに要する費用は事業者負担とする。
- ・必要に応じて道路管理者や交通管理者等の関係管理者と事前協議すること。
- ・駐車場導入路等の整備など、周辺道路に交通渋滞等の影響が生じないような施設計画とすること。
- ・道路上には掲示物の設置を行わないこと。
- ・事業者や利用者の自転車等が道路上に放置されないように注意すること。

- ・廃道を伴う路線の既設道路との接道箇所は、必要に応じて、歩道構造や乗入構造にて施設計画すること。

(4) インフラ整備状況

事業区域周辺のインフラ接続位置及び費用負担等については、事業者の判断と責任において、管理者又は供給業者への確認、調整を行い、事業者の提案をもとに市と協議の上、行うこと。また、接続にあたっての工事費用、その他の初期費用等が需要者負担となる場合には、事業者の負担とする。

廃道箇所などの事業予定地内にある既設インフラの移設が必要な場合は、事業者の負担とする。

本事業において支障となる電柱については、道路管理者及び電力供給事業者等と協議の上、移設すること。ただし、陸上競技場南側にある鉄塔については移設できないものとする。

本事業において排水用電動ゲート等が支障になる場合は、市及び上下水道局等と協議の上、必要に応じて再築造すること。支障となる排水用電動ゲート等（逆流防止対策）を以下に示す。

- ・陸上競技場南側の雨水排水用電動ゲート 1
- ・陸上競技場南側の雨水排水用電動ゲート 2（上下水道局所管）
- ・ラグビー場北側の雨水調整槽電動ゲート 3（上下水道局所管）
- ・ラグビー場北側の雨水調整槽（上下水道局所管）

また、本工事に当たっては、以下の点にも留意すること。

- ・工事期間中に北側下水本管（φ1,800mm）を防護する為の地中壁を設け、メンテナンスや更新の為に上部空間を確保すること。（参考資料 17「各種行政協議関連資料」参照）
- ・陸上競技場西側の雨水排水用電動ゲート 4 を撤去すること。

ア 上水道

- (ア) 南側に配水管 φ200mm あり。
- (イ) 既存施設については、既設引き込み（φ150mm 水道メーター北側道路より）がある。
- (ウ) 給水工事については、市及び上下水道局と協議を行い、事業者負担にて工事を行うこと。

イ 下水道

- (ア) 陸上競技場北側に下水本管 φ1,800mm あり。
- (イ) 陸上競技場東側に下水本管 φ300～700mm あり。
- (ウ) 陸上競技場南側に下水本管 φ800mm あり。
- (エ) 陸上競技場西側に下水本管 φ1,800mm あり。
- (オ) 当敷地からの排水計画汚水量、雨水排水計画、雨水流出抑制等について、事前に市及び上下水道局へ提出して、協議を行うこと。なお、下水本管へ

の接続は、既設管径以下として計画すること。

- (カ) 陸上競技場東側の緑陰広場周辺において、下水道管理者による下水道更新工事を予定している。公園敷地内における污水管整備に当たっては、これらの計画との調整の上、計画・施工すること。

ウ 都市ガス

- (ア) 陸上競技場南側にガス本管（低圧）φ200mm あり。

エ 電気

- (ア) 現況

- a 方式：高圧 1 回線受電
- b 設備容量：2,395kVA
- c 契約電力：904kW

- (イ) 引込計画

- a 方式：高圧 6.6kV 本線予備線方式

オ 通信

- (ア) 現況

- a 電話回線数：7 回線
- b インターネット回線：1 回線

- (イ) 引込計画については事業者の提案による。

(5) 埋蔵文化財の状況

参考資料 12「史跡大曲輪貝塚保存活用計画」、参考資料 13「埋蔵文化財範囲図」、参考資料 14「埋蔵文化財の取り扱い」及び参考資料 15「埋蔵文化財試掘調査結果」を参照して、当該箇所の保存及び活用に留意する。なお、原則として、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲においては、既存建築物の範囲と「昭和 55 年発掘調査範囲」を、地下躯体等を計画する範囲とする。参考資料 13「埋蔵文化財範囲図」の A～D の範囲における掘削工事については、市教育委員会生涯学習部文化財保護室（以下「文化財保護室」という。）学芸員との協議により、計画・施工の可否が判断される。

参考資料と現地状況が異なる場合は、着工時の現地状況を優先すること。

(6) 現存する記念品

添付資料 9「移設品等一覧」に記載の記念品について、事業区域内にて移設先を提案し、市と協議の上移設すること。

- ア 記念品は、事業者が解体工事を着手するまでに移設し、一時保管場所へ運搬の上、管理すること。
- イ 一時保管場所については事業者による提案とし、市との協議の上、工事着手までに決定する。
- ウ 一時保管期間は、一時保管場所への搬入後から本工事の引渡し日までとする。
- エ 各記念品の移設先は、事業者により事業区域内にて移設先を提案し、解体工事着手までに市と協議の上決定する。

オ 再設置にあたっては、耐震性を考慮すること。

(7) 既存樹木

添付資料 9「移設品等一覧」に記載の樹木について、公園内の指定の場所へ移植すること。

既存の樹木は、できる限り存置するように計画し、支障のある樹木については、樹木医による診断を実施し、移植を検討すること。やむを得ず伐採する場合は、対象の樹木を明示して、市に確認すること。また、伐採した樹木は、できる限り木材等として再利用すること。

(8) 既存施設の概要

ア 主要な既存施設

施設の名称		概 要
陸上競技場（既存）		延床面積 : 12,856.89 m ² トラック : 全天候舗装 400m / 8 コース フィールド : ティフトン芝 106m×71m スタンド : メイン / 9,000 人、車いす使用者用 / 50 人、バック / 18,000 人
北陸上競技場		延床面積 : 1,901.15 m ² トラック : 全天候舗装 400m / 8 コース フィールド : 天然芝 102m×69m スタンド : 3,000 人、車いす使用者用 / 10 人
レクリエーション広場		トラック : 300m トラック 6 コース可能 スタンド : 芝スタンド 600 人
ラグビー場		延床面積 : 6,080.85 m ² フィールド : 天然芝 135m×80m スタンド : メイン / 6,500 人、車いす使用者用 / 18 人、バック / 5,400 人、サイド / 3,100 人
ラグビー練習場		内容 : ロングパイル人工芝 60m×40m
野球場		延床面積 : 6,407.47 m ² グラウンド : ロングパイル人工芝（内野一部アンツーカー）、両翼 99.1m、センター 122m スタンド : 内野 / 6,000 人、外野 / 12,600 人
相撲場		延床面積 : 436.35 m ² 内容 : 屋型付土俵 1 面 スタンド : 255 人
宿泊 研修 棟	弓道場	延床面積 : 708.60 m ² 内容 : 和弓・近的（28m）10 人立
	アーチェリー場	建築面積 : 235.20 m ² 内容 : 50m・30m 10 人立
	屋内プール	延床面積 : 975.78 m ² 練習用 : 25m / 5 コース（水深 1.1m～1.3m） 学童用 : 25m / 1 コース（水深 0.8m～1.0m） 幼児用 : 10m×5m（水深 0.3m～0.45m）

施設の名称		概 要
	練習プール (屋外)	延床面積 : 213.28 m ² 練習用 : 25m / 7 コース (水深 1.1m ~ 1.3m) 学童用 : 15m × 10m (水深 0.9m ~ 1.1m) 幼児用 : 95 m ² (円形 水深 0.35m ~ 0.5m)
	トレーニング 室	延床面積 : 427.00 m ² 内容 : 器具 55 種類 133 点
	宿泊研修室	延床面積 : 837.05 m ² 内容 : 和室 10 畳 (5 人) 10 室、20 畳 (10 人) 2 室 宿泊定員 : 70 人、冷暖房完備 付属施設 : 浴室、ミーティングルーム、洗濯室等
テニスコート		コート : 砂入人工芝コート / 9 面 スタンド : 1,000 人
体育館 (建設中)		延床面積 : 9,490 m ² 内容 : 第 1 競技場 (バスケットボールコート 2 面など) 第 2 競技場 (バスケットボールコート 1 面など) 第 3 競技場 (格技場機能、軽運動機能)
駐車場		公園内に計 4 箇所 (計 672 台収容 (第 2 駐車場 82 台を含む))、 他に臨時駐車場あり ※体育館 (第 5 駐車場) に 100 台程度整備する予定
緑陰広場		内容 : 陸上競技場裏山の既存の緑地を生かした遊歩道。四阿、 ベンチ、照明灯等を配置した散策を楽しめる小径。(四阿、 ベンチ、遊歩道)
東小広場		内容 : 緑陰広場の東南部の一角にある小規模の広場。周囲には ソメイヨシノがあり落ち着いた花見に最適な場所。
瑞穂橋		内容 : 山崎川に架かる橋。陸上競技場エリアと野球場等のエリ アをつなぐ。
東児童園		内容 : 敷地の高低差を利用して斜面の岩登りや冒険砦などを設 置し、子供たちが身体を使って活発に遊ぶことのできる 広場。(スーパースロープ、冒険小屋、砦とブリッジ、岩 登り、ブランコ、すべり台、砂 場、ベンチ、水飲場、ジ ャンボテーブル、屋外トイレ、時の鐘)
南児童園		内容 : 幼児から児童まで利用可能な遊具を設置した児童公園。 (大地 (地球) とトンネル、ロングロング飛び石、巨大 ジャングルジム、埋もれる 玉、ロングすべり台、砂場、 ブランコ、ベンチ、水飲場、屋外トイレ)
北児童園		内容 : 当初より整備されていた施設内容を充実させ、再整備を 行った児童公園。
やすらぎ広場		内容 : 年齢や障害の有無等に関わらず誰もが楽しめる広場。ゲ ートボール場、花壇、ベンチ、香木園を設置し、花と緑 に親しめる広場。(ゲートボール場 1 面、香木園、花壇、 ベンチ、時計塔、屋外トイレ)
水の広場		内容 : 野球場前の広場として、噴水の特色を持たせた広場。噴 水 (環状列柱に囲まれた)、ベンチ。
松並木散策路		内容 : 既存の松林を極力保存して整備した散策路。

施設の名称	概 要
山崎川親水広場、 山崎川散策路	内容：山崎川は、「ふるさとの川整備（可和名橋～出合橋間）」の事業が行われ、山崎川散策路（可和名橋～石川橋間）の整備と合わせ、可和名橋から左右田橋の間は瑞穂公園と一体となった親水広場の整備が行われている。この山崎川親水広場は、せせらぎや噴水、滝などの水景施設や階段護岸、芝生広場などを配し、瑞穂公園や市内でも有数の桜の名所である桜並木の景観との調和を図りつつ、親水性を生かした施設として整備されている。

3 共通事項

(1) 基本方針

- ア 事業者は、各業務の進捗状況に応じ、市に対して定期的に報告を行うこと。
- イ 事業者は、各業務の実施に必要な各種申請等の手続きに係る関係機関との協議内容を市に報告するとともに、手続き完了後、速やかに各種許認可等の書類の写しを市に提出すること。
- ウ 市は、各業務の状況について、いつでも確認でき、また、事業者に報告を求めることができることとする。
- エ 市が議会や市民等（近隣住民・関係団体も含む）に向けて本事業に関する説明を行う場合や補助金の申請及び市で行う行政手続きを行う場合等、市の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。
- オ 事業者から市への報告書等の提出等については、全体統括責任者を通じて行うこと。

(2) 責任者

事業者は、全体統括責任者及び各業務責任者を配置し、各業務に着手する 30 日前までに市に通知し、市の承諾を受けること。各業務責任者は、本書に定める要求水準のほか、業務実施にあたり必要な資格や経験・知識、実績を有するものを選定すること。

事業者は、各業務責任者を変更しようとする場合、当該業務責任者の変更を行う 30 日前までに市に通知し、市の承諾を受けること。

(3) 市への提出書類等

ア 特別目的会社に係る書類

(ア) 定款の写し

事業者は、自らの定款の写しを、事業契約の締結後及び定款に変更があった場合に市に提出する。

(イ) 株主名簿の写し

事業者は、会社法第 121 条に定める自らの株主名簿（以下「株主名簿」という。）の写しを、事業契約書の締結後及び株主名簿に記載又は記録されている事項に変更があった場合に市に提出する。

(ウ) 株主総会の資料及び議事録

事業者は、自らの株主総会（臨時株主総会を含む。）の開催後に、当該株主総会に提出又は提供をされた資料及び当該株主総会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出する。

(エ) 取締役会の資料及び議事録

事業者は、取締役会を設置している場合は、取締役会の開催後に、当該取締役会に提出又は提供をされた資料及び当該取締役会の議事録又は議事要旨の写しを市に提出する。

イ 締結する契約書又は覚書

(ア) 契約又は覚書等の一覧

事業者は、本事業に関連して、市以外を相手方として締結する予定の契約又は覚書等の一覧（事業者、構成員又は協力会社が締結する保険の一覧を含む。）を、速やかに市に提出する。また、契約又は覚書等の一覧に変更があった場合も同様とする。

(イ) 契約又は覚書等の写し

事業者は、市以外の者を相手方として契約又は覚書等を締結する場合（事業者、構成員又は協力会社が保険契約を締結する場合を含む。）、当該契約締結日の 10 開庁日前までに（契約又は覚書等の内容を変更する場合はその変更日の 10 開庁日前までに）、当該契約書類又は覚書等の素案を市に提出する。ただし、契約の内容により、事業者の経営に影響が少ないものとして市が承諾した場合は、提出を省略することができる。

(ウ) 実施体制図

事業者は、本事業に係る実施体制図を、事業契約の締結後及び本事業に係る実施体制に変更があった場合に市に提出する。

(エ) 計算書類等

事業者は、事業年度の最終日（毎年 3 月 31 日）より 3 か月以内に、下記に掲げる計算書類等を市に提出する。また、事業者は、事業費の改定等により事業収支計画を変更した場合は、事業費の改定等の内容確定後に事業収支計画を市に提出する。

- a 当該定時株主総会に係る事業年度における監査済みの会社法第 435 条第 2 項に定める計算書類及びその附属明細書並びにこれらの根拠資料及びこれらの計算書類と事業者の事業収支計画の対応関係の説明資料
- b 上記 a に係る監査報告書の写し
- c 当該事業年度におけるキャッシュ・フロー計算書、その他市が合理的に要求する書類仕様書の作成

ウ 業務計画書

事業者は、当該年度の実施体制、実施工程等必要な事項を記載した業務計画書を各年度の開始日の 60 日前まで市に提出し、市の承認を受けること。

事業者は、各業務の業務計画書の変更をしようとする場合、各業務の業務計画書の変更を行う 60 日前までに市に提出し、市の承認を受けること。

エ 報告書

事業者は、各業務の要求水準の指定する期間に基づき、各業務の実施内容を記録した報告書を作成し、市に提出すること。

(ア) 月次業務報告書

月次業務報告書については翌月の第 2 月曜日（祝日の場合は翌開庁日）までに市に提出すること。

(イ) 四半期次業務報告書

四半期次業務報告書については当該四半期終了月の翌月の第2月曜日（祝日の場合は翌開庁日）までに市に提出すること。

(ウ) 年次業務報告書

年次業務報告書については翌年度の4月の第2月曜日（祝日の場合は翌開庁日）まで（維持管理運営業務を除く）に市に提出すること。

(4) セルフモニタリング

事業者は、各業務のサービス水準を維持改善するよう、セルフモニタリングを実施すること。

ア 基本事項

(ア) 事業者は、契約締結後速やかに、セルフモニタリングすることを前提に、PFI事業全体に関するセルフモニタリング計画書（要求水準確認計画書を含む）を策定し、市に確認すること。

(イ) 事業者は、基本設計、実施設計、工事監理、解体・撤去、建設、維持管理運営の各業務において作成する各種提出書類、工事記録等の内容に基づき、セルフモニタリング計画書に則って、下記の検査・確認を行うこと。その結果については、「要求水準等確認報告書」（チェックリスト及び図面等の根拠資料）として市へ提出し、報告すること。

a 基本設計完了時：基本設計図書及び計算書等の検査・確認

b 実施設計完了時：実施設計図書及び計算書等の検査・確認

c 各部位の施工前：施工計画書及び品質管理計画書の検査・確認

d 各部位の施工完了時：計画に基づいた施工の検査・確認

e 全体の施工完了時：計画に基づいた施工の検査・確認

f 契約不適合点検：計画に基づいた施工の検査・確認

g 維持管理運営に関する自己評価：計画に基づいた維持管理運営の検査・確認

イ 要求水準確認計画書の作成

(ア) 事業者は、要求水準確認計画書を作成し、市へ提出し、承諾を得ること。

(イ) 要求水準で定めた各項目及び技術提案項目を一覧化したチェックリスト（自由書式）を添付すること。

(ウ) 業務の進捗に応じた技術的検討を進めることにより、基本設計完了時、実施設計完了時、その他必要な時期に適宜変更及び見直しを行い、市の承諾を得ること。

(5) 各種申請及び手続き等

事業者は、設計業務、建設業務（解体・撤去・建設等）及び供用開始に必要な一切の申請及び手続きを行うこと。手続き完了後、速やかに各種許認可書類等の写しを提出すること。

(6) 保険の付保

各業務の要求水準に定める保険のほか、事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入すること。

(7) 非常時・災害時等の対応

ア 事故や災害が発生した場合又は発生が予見される場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を取り、市及び関係機関に通報すること。

イ 市が本施設を市民の避難所として使用する場合、事業者は協力を行うこと。

第3 陸上競技場等にかかる設計要件

1 基本要件

陸上競技場等の計画方針は、「官庁施設の基本的性能基準」の各項目を参照し、下記の水
準に適合すること。

大項目	項 目	計画方針
1 社会性	1 地域性	・地域性に関する基準は、基本的性能基準のⅠ類とすること。 ・地域特有の文化性が表出されるように、地場産素材及び技術の活用に努めること。
	2 景観性	・景観性に関する基準は、基本的性能基準のⅠ類とすること。 ・スポーツ施設の集積する瑞穂公園を象徴する中核施設として相応しいデザインとすると共に、公園全体及び周辺環境と調和したデザインとすること。 ・周辺地域や歩行者等からの見え方に配慮し、外構や低層部のデザインを工夫することにより、圧迫感を軽減するように計画すること。 ・地域のシンボル、ランドマークとなるような外観デザインとし、なごやの魅力向上を図ること。 ・建物内外の仕上げについては、周辺の建築物や自然環境との調和を積極的に図ること。 ・緑陰広場を中心とした既存緑地を可能な限り保全すると共に、新たな緑地の整備や施設の緑化に努めること。
2 環境保全性	1 長寿命	・市設建築物の長寿命化設計基準による。 ・合理的な耐久性と将来の更新や変化に配慮したゆとりとフレキシビリティを確保することで施設の長寿命化を図ること。
	2 適正使用・適正処理	・適正使用・適正処理に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	3 エコマテリアル	・リサイクルされた材料やリサイクルしやすい材料、健康障害や環境への影響の少ない材料を採用し、人と環境に配慮した建物とするように努めること。

大項目	項 目	計画方針
	4 省エネルギー・省資源	・建築物環境配慮制度（CASBEE名古屋）による評価を行い、Aランク以上となるよう整備すること。さらには、Sランク取得に努め、第3者認証を取得すること。 ・外皮基準・一次エネルギー消費量基準については、公共建築物の環境配慮整備指針（名古屋市住宅都市局）による。 ・建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）について、より高いランク取得に努めること。また、省エネ性能表示（第3者認証）を行うこと。 ・断熱や気密性の向上、日射のコントロール、空調及び換気方式の工夫等により建物の負担の総合的な削減を図ること。 ・計画地及び施設、諸室の特性やコスト面に関する十分な検証を行った上で、太陽光や風力、地中熱、地下水等の自然エネルギーを利用した環境設備について、積極的な導入を図ること。 ・エネルギーや資源を無駄なく効率的に使うことのできる設備を採用するとともに、エネルギー管理等による継続的な効果の維持を図ること。
	5 地域生態系保全	・「官庁施設の環境保全性に関する基準（グリーン庁舎基準）」の水準を確保すること。 ・自然豊かな計画地周辺の環境保全、向上に配慮すること。 ・ヒートアイランド現象の緩和、温室効果ガスの排出抑制等を図ること。
	6 周辺環境配慮	・近隣への騒音を抑制する為に、市より提供する既存施設周辺での騒音測定結果（参考資料6「騒音測定結果報告書 陸上競技場」）をもとに、現状レベル以下とすること。確実に適切な騒音対策を計画する為、設計時に騒音シミュレーション等により、現状レベル以下となるように計画すること。 ・防音・防振の対策を実施し、周辺環境への抑制に努めること。 ・ビル風に配慮して、風害対策を計画すること。 ・要綱に従い、雨水流出抑制施設（雨水流出抑制槽含む）を設置すること。 ・排気・廃熱による近隣への影響の無いように計画すること。 ・外装材等の反射光や照明による近隣への光害を抑制するように計画すること。

大項目	項 目	計画方針
3 安全性	1 耐震	・「構造計画にかかる基本要件」に示す性能水準とすること。
	2 対火災	・添付資料7「諸室の要求事項一覧」に示す性能水準とすること。 ・火災時の避難安全確保に関する基準は、基本的性能基準のⅠ類とし、自然災害や火災等の非常時における防災対策や避難の安全性に配慮した施設とし、広域避難場所の一部として、機能するように計画すること。 ・避難安全性の検証を行い、災害時に観客等が迅速かつ安全に避難できる経路を確保すること。
	3 対浸水	・本敷地において過去に生じた最大の水位及び将来生じる可能性のある最高水位に対して、施設への浸水を防ぐように計画すること。 ・雨水の逆流防止の為、下水本管との接続部には、必要に応じてゲート弁等を計画すること。 ・添付資料7「諸室の要求事項一覧」に示す性能水準とすること。
	4 耐風	・構造体に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類、建築非構造部材に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類、建築設備に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。
	5 耐雪・耐寒	・耐雪・耐寒に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	6 対落雷	・対落雷に関する基準は、基本的性能基準のⅡ類とすること。
	7 常時荷重	・常時荷重に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	8 機能維持性	・機能維持性に関する性能は、基本的性能基準のⅡ類を満たすこと。
	9 防犯性	・添付資料7「諸室の要求事項一覧」に示す性能水準とすること。 ・施設計画にあたっては、観客、競技者、メディア等の安全性に十分留意すること。 ・施設の運営及び維持管理方法と整合した防犯設備を設定し、外部からの人や物の侵入を制御できる計画とすること。

大項目	項 目	計画方針
4 機能性	1 移動	・移動に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 ・諸室の配置については、運用内容に配慮した機能的な配置・構成とすること。 ・全ての利用者にとって、安全で円滑に移動できるように計画すること。 ・歩行者と車両の経路は、原則として交差を避けて計画すること。 ・競技者とメディア関係者、競技者と一般観客の経路は、原則として交差を避けて計画すること。 ・VIP及びVVIPの動線は、原則として独自の経路にて移動できるように計画すること。 ・清掃及び点検・保守等の業務内容に応じた作業スペース、搬入・搬出ルート等の確保に努めること。特に外壁や吹き抜け等の高所に対するメンテナンス性に配慮すること。 ・全ての利用者にとって、分かり易く、使い易いように計画すること。
	2 操作	・操作に関する基準は、基本的性能基準の水準とすること。 ・設備システム及び設備機器等の操作性については、維持管理担当者、運営関係者、競技者、一般利用者等の利用区分を明確にして、安全性と利便性に配慮すること。
	3 ユニバーサルデザイン	・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、福祉都市環境整備指針、IPCのアクセシビリティガイド及びTokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインなど、関係する法令、指針及び基準等を遵守し、世界大会であるアジア競技大会を開催するのにふさわしいものとする。 ・全ての利用者が、安全・安心、快適、円滑に利用できるよう計画すること。 ・多様な利用者ニーズを把握するため、設計段階及び施工段階において、高齢者、障害者、子育てに関わる各種団体等へのヒアリング及び意見交換の場を設けるとともに、これらの団体等が参加するワークショップ等を開催し、そこでの意見を集約し、施設計画へ反映すること。また、これらを踏まえたスケジュールを作成の上、進捗管理すること。なお、ヒアリング等を実施する各種団体等は、市が選定する。

大項目	項 目	計画方針
	4 音環境	・添付資料7「諸室の要求事項一覧」に示す性能水準とすること。
	5 光環境	・各諸室の用途（機能）を踏まえ、遮音、防振、気温、換気等の室内環境に配慮すること。 ・シックハウス対策のため、人体の安全性、快適性が損なわれない建築資材を使用すること。 ・結露防止や防カビの対策を行うこと。 ・公園内は全面禁煙である為、喫煙所は設けない。
	6 熱環境	
	7 空気環境	
	8 衛生環境	・衛生環境に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。
	9 振動	・振動に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 ・観客の一齐挙動によって発生する振動について十分な対策を行うこと。
	10 情報化対応性	・添付資料7「諸室の要求事項一覧」に示す性能水準とすること。
5 経済性	1 耐久性	・耐久性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 ・設計耐用年数は80年とし、維持管理、改良及び修繕費などのライフサイクルコスト低減効果の高い施設とすること。また、外構においても、維持管理や植栽の管理が容易になるように計画すること。 ・設備機器や仕上げ材の選択においては、各機能の用途及び利用頻度、並びに特性を把握した上で最適な組合せを選ぶよう努めること。 ・長寿命かつ信頼性の高い設備や機材の使用に努めること。
	2 フレキシビリティ	・フレキシビリティに関する基準は、基本的性能基準のⅠ類とすること。 ・長期使用を前提とした改修や更新工事に対応する為に、階高や積載荷重、予備スリーブ等を適切に設定し、設備機器や間仕切り位置等が容易に変更できるように計画すること。 ・情報通信技術の重厚化・多用途化等の将来的な技術変革についても、できる限り予測して対応できるように計画すること。

大項目	項 目	計画方針
	3 作業性	・作業性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 ・供用開始後の維持管理についても十分考慮し、清掃及び点検・保全等が容易で効率的に行える施設となるよう工夫すること。 ・内外に設置された仕上げ材・設備類への日常メンテナンス作業が、安全かつ効率的に行えるように計画すること。 ・定期的な点検やメンテナンスにおける設備機器等の停止時においても、施設機能の維持に支障が無いように計画すること。
	4 更新性	・更新性に関する基準は、基本的性能基準の性能水準とすること。 ・設備スペースの大きさは、主要機器の設置スペース、付属機器類の設置スペース、保守管理のスペース、機器の搬入・搬出スペース、将来の増築や設備容量の増強のための予備スペース等に留意して計画すること。
6 その他	1 新機材・新工法への配慮	・新機材及び新工法の採用にあたっては、信頼性を十分に検証すること。
	2 近隣への配慮	・工事にあたっては、騒音、粉じんや搬出入車両の交通問題等、周辺環境への影響に十分留意すること。また、利用者、近隣住民、周辺交通等の安全性に十分留意すること。 ・イベント時に主要駅から陸上競技場を結ぶ来場者による混雑の緩和に努めること。 ・廃棄物置場やゴミ保管庫において、防虫や動物対策を図ること。
	3 施設のランニングコストの低減	・エネルギー消費の抑制、マネジメントシステム等により、施設のランニングコストの低減を図ること。
	4 工程	・可能な限り早期にアジア競技大会の競技運営準備が可能となるような取組みを検討すること。

2 陸上競技場等にかかる要求水準

(1) 配置計画

ア マスタープランに基づき、公園全体及び周辺環境への適合と調和を図ること。

イ 入退場時の観客の往来が円滑になるように、最大収容人員に応じた滞留空間と動線空間を確保した計画とする。また、災害時の観客の避難並びに、消防及び救援活動に支障が無いように計画する。

ウ WAが規定する陸上競技場の方位（南北軸から東西に向かう角度が22.5度未満とする。）を遵守した計画とする。

- エ 適切な日照、通風等を確保するとともに、周辺地区に日照障害、風害、砂塵、騒音、光害等による悪影響を及ぼさないように計画する。
- オ 競技環境及び観戦環境に適した配置及び屋根形状を計画する。
- カ ピッチの天然芝を健全に育成する為に、適した日照と通風を確保する。

(2) 動線計画

- ア 屋内外共に、全ての利用者にとって機能的で分かり易く、ユニバーサルデザインに配慮した安全で安心して利用できる計画とする。特に入退場時の利用者集中について、満員を想定した上で考慮した十分な幅員、適切な形態とすること。また、イベント時の滞留スペースや待機列についても十分配慮すること。
- イ 観客、競技者、メディア及び施設管理者など、様々な利用者の動線の分離と機能性に配慮した計画とする。各機能の動線に関する考え方及び機能間の関連性については、添付資料6「諸室機能図」を参照する。
- ウ 災害時に全ての利用者が、円滑に避難できるように計画すること。
- エ イベント時の入場待機列や屋内外の売店・トイレへの行列を考慮し、それらと各種動線が交差しないように計画すること。イベント時の入場待機列については、既存陸上競技場における実績（参考資料 19「Jリーグ入場待機列実績」）を参照し、席数の増加割合と同程度増えるものと想定して計画すること。
- オ イベント時に運営関係者が各スタンドにおいて円滑に移動できるように、専用経路を確保する等、通路、階段、エレベーター等を適切に計画し、利便性に配慮すること。
- カ メインスタンド1階の通路は、イベント時に競技者や運営関係者等の通行量が多くなることを考慮して、十分な幅員（3m以上）を確保すること。また、競技者と運営関係者の動線は、できる限り分離できるように配慮すること。昇降機設備を適切に配置して、あらゆる利用者の移動、サービスの提供、清掃・メンテナンス及び搬出入が、安全かつ円滑に行えるように計画すること。
- キ 敷地内に乗り入れる車両の動線と人の動線に注意し、歩車分離を原則として、車、歩行者相互の安全を確保する。また、災害時の緊急車両乗り入れに配慮した進入路を確保すること。
- ク 売店等への食材等搬入ルート、器具庫への道具・機材搬出入ルート、ごみ収集車用ルート等を適切に確保すること。
- ケ 駐車場は、想定利用者である競技者、メディア、VIP等の利便性に配慮して適切な位置に計画すること。また、防犯や管理のし易さにも配慮すること。
- コ 屋内外を問わず、必要な設備メンテナンス経路を確保すること。
- サ イベント時の設営及びメンテナンスの為に、スタンド最上段及び屋根架構への搬出入経路を確保する。
- シ 維持管理運営を考慮して無料区域と有料区域を設定すること。
- ス 入退場時やイベント休憩時、避難時などに、混雑する時間帯においても安全で円滑な移動が出来るように、流動シミュレーション等を活用して、通路や出入口、

滞留スペース、南連絡橋等を適切に計画すること。

(3) 仕上計画

- ア 建築材料等は、耐久性及び信頼性のあるものとすると共に、安全性、経済性等を考慮し、良好な品質を確保すること。
- イ 清掃や補修、点検等、日常的な維持管理に配慮した計画とすること。
- ウ 仕上げ材は、諸室の用途、利用内容や形態等の特性に配慮した組合せとすること。
- エ 地震時の剥落、落下による二次災害抑制に配慮した内外装材とすること。
- オ 使用する材料は、シックハウス症候群の原因となる建材を含まない材料を使用し、健康に十分に配慮することとし、ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質の削減に努めるとともに、施設改修時、解体時に環境汚染を引き起こさないよう十分留意すること。
- カ 危険な凹凸を避ける等、怪我をしない素材を使用し、利用者、特に身体の不自由な方への安全性に配慮すること。
- キ スタンド段床下の室内に漏水しないように、適切な防水処理を施すこと。
- ク 座席は、耐久性に優れた素材等を採用し、故障や破損時に容易に交換可能なものとする。また、段床に固定し、背付、跳上座面とする。
- ケ 防犯・警備面に配慮して、一般利用者等が通常用途以外の目的で、身を隠したり、物品の出し入れができないように、各所の形状や構造、施錠管理を計画すること。
- コ 防鳥や鳥害対策として、屋根・庇や梁等の形状や仕上げ材に配慮すること。
- サ 自然素材や地場資材の採用を積極的に検討すること。
- シ 「名古屋市公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、木材利用の促進を図る為、製材・集成材・合板・木質材料等を積極的に使用すること。

(4) サイン計画

- ア 各室及び施設の位置・機能又は名称を分かり易く表示し、陸上競技場等及び公園全体で統一性があり、建築や公園と調和し、視認性に優れた形状、寸法、色彩、設置位置及び表示内容とし、耐久性とメンテナンス性、更新性に優れた計画とすること。
- イ 様々な利用者を想定して、必要な情報が、適切なタイミングで、正確に伝達できるように計画すること。
- ウ 日本語と英語の併記を基本として、主要な箇所には中国語と韓国語も併記すること。
- エ J I S 規格に基づくピクトグラムを効果的に用いる等、あらゆる利用者にとって認識し易く、利用し易い計画とすること。
- オ 掲示板やデジタルサイネージ等を効果的に計画すること。位置情報の案内や広告表示だけではなく、売店やトイレの待機列緩和や退場時の混雑緩和の為の誘導案内等にも活用できるようにすること。
- カ 施設・設備を安全に利用する為に必要な注意喚起、警告、操作方法等の情報につ

いて、適切な位置・方法により表示すること。

- キ 全てのエントランス付近には、ゲート番号及び総合案内板を設けること。
- ク 全ての諸室の入り口には、室名板を設けること。通常時とサッカー試合開催時で室名が異なる諸室については、切替え表示を可能とすること。また、イベントに応じて用途や使用者の表示が必要な室については、それらを表示する機能を備えること。
- ケ 各階の階段及び昇降機の出入口付近には、階数表示及びフロア案内板を設けること。
- コ エレベーターのカゴ内には、各階の構成が分かるサイン表示を設け、表示内容の変更にも対応できるように計画すること。
- サ 駐車場の案内サイン及び誘導サインは、利用者が正確に認識し、円滑に移動できるように、適切な位置・大きさ・方法により表示すること。
- シ 現在地及び各施設の出入口位置等が容易に分かるよう、適切な外部サイン計画を行うこと。
- ス サイン類及びその支持体等のデザインは、周辺環境及び公園のデザインとの調和を図ること。サインシートは耐候性仕様とすること。
- セ サインデザインは Adobe イラストレーターにて行い、今後の維持管理修繕のため、市にオリジナルデータ（ai）を提出するとともに、無償使用させること。なお、このサインデザインの著作権は、市に帰属するものとする。
- ソ ネーミングライツに関連するサインは、既存のものを一時保管の上、再利用すること。解体工事着手までに事業者が取り外し、適切に保管すること。再設置場所は、メインスタンド外壁面の視認性の高い位置を想定するが、ネーミングライツパートナーに確認の上、決定するものとする。なお、補修が必要な場合は、事業者の負担で実施すること。
- タ 「第10 維持管理運営業務に関する事項 2 要求水準 (2)指定管理者が自主事業として実施することができる業務 ア 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、本施設の利用者増を図ることを目的として、「(1)指定管理者が実施する業務」以外で実施することができる業務 (エ)」に掲げる広告誘致業務の実施に合わせて、広告掲示場所を適切な箇所に適切な数量だけ設置すること。

(5) 外構計画

- ア メインアプローチは、施設の印象的な見え方に配慮したアプローチを計画すること。また、植栽等による豊かな環境を創出するとともに、混雑時の動線の妨げにならないように空地や滞留スペースを計画すること。
- イ 瑞穂公園内の既存緑地との調和を図ると共に、景観や近隣住宅、利用者にも十分に配慮すること。
- ウ 舗装は、美観及び耐久性・防滑性に配慮したものとする。また、保水性舗装や緑化等により、熱負荷の低減を図ること。

- エ 雨水枡蓋や側溝蓋等は、利用者の安全かつ円滑な通行及び景観に配慮した仕様とすること。
- オ 屋外照明は防犯性等を考慮し、十分な照度を確保するとともに、夜間における周辺住居への光害にも配慮して適切に配置すること。
- カ 樹種の選定にあたっては植樹環境に則したものとするとともに、周辺環境に配慮し、既存の樹木を活かしながら豊かな植栽計画とすること。
- キ 入退場動線や滞留スペース等を考慮して、ベンチなどの休養施設や水飲み、手洗い場を適切に整備すること。
- ク イベント開催時の入場待機列を考慮して、待機スペースを計画すること。イベント時の入場待機列については、既存陸上競技場における実績（参考資料 19「J リーグ入場待機列実績」）を参照し、席数の増加割合と同程度増えるものと想定して計画すること。
- ケ 売店や運営関連のブース等が設置可能なエリアを設定して、外部での電源、給排水設備、利用スペース等を計画すること。
- コ 雨水流出抑制を目的とした、雨水流出抑制施設（雨水流出抑制槽含む）を計画すること。

(6) 警備計画

- ア 情報の集約を行う防災センターを計画する。
- イ 運営本部室は、防災センターと連携できるように配慮し、大会主催者との連絡がスムーズに取れるようにする。また、施設全体が把握できるようメイン側中央付近に計画する。
- ウ 警察・消防との連携がスムーズに行えるよう各スペースを集約して計画する。
- エ 監視カメラ・電気錠等により、観客、競技者、関係者等の安全が確保できるセキュリティ計画とする。
- オ 場内各所の状況を把握する為に効率的に監視カメラ等の警備設備を配置すること。駐車場出入口及び各入退場ゲート、通用口には、監視カメラ等を設置して、常時施設への出入りを監視できるようにする他、利用者の安全に配慮して計画する。

(7) 関係する施設基準等の適用範囲

- ア J リーグスタジアム基準については、「J1・J2 基準」の規定の内、符号「◎」「○」「★★★」に示された条件の全てを適用し、符号「★」については、本要求水準において明示した内容のみ対応するものとする。
- イ スタジアム標準については、「資料 1 諸施設一覧表」内の「クラス 1 新設」の規定の内、符号「◎」「○」に示された事項の全てを適用し、符号「▲」「無印」については、本要求水準において明示した内容のみ対応するものとする。
- ウ 福祉都都市環境整備指針については、陸上競技場に該当する項目の内、符号「◎」及び「○」に示された内容に適用するものとする。
- エ Tokyo2020 アクセシビリティ・ガイドラインについては、陸上競技場に該当する

項目の内、「宿泊施設を除く大会会場施設（屋内）」に示された内容を適用するものとする。

オ アクセシビリティガイドについては、本施設に該当する項目を適用するものとする。

カ 上記の各基準の適用項目等において、陸上競技場における対応が困難な内容については、市と協議の上、その対応を判断・決定するものとする。

キ 各基準の各項目に適合している事を確認する為に、チェックリストを作成して、市へ提出すること。

3 諸室・機能にかかる要求水準

(1) 基本方針

ア 諸室の計画においては、各諸室の機能、諸室相互の関連及び利用者の動線を考慮した計画とすること。

イ 諸室の仕様は、添付資料7「諸室の要求事項一覧」による。

ウ 諸室の各室面積は、添付資料7「諸室の要求事項一覧」に示す記載面積を標準として、±5%以内とする。ただし、要求水準を満たした上で、その有効性を提案書内に明示した場合は、その範囲を超えて提案可能とする。

エ 諸室に設置する器具・備品等は、地震や利用時の転倒及び落下に備えた必要な措置を計画すること。

(2) 競技エリア関連施設

ア 競技エリア

(ア) 用途

- a 陸上競技、サッカーの公式試合及び大会を開催する。
- b アジア競技大会の開閉会式及び陸上競技を開催する。
- c Jリーグの公式試合及びJFA及びAFC主催の公式試合（ACL予選レベル）を開催する。
- d ジャパンラグビートップリーグの公式戦を開催する。
- e アメリカンフットボールの試合を開催する。

(イ) 配置上・動線計画上の留意点

- a 競技エリアとダッグアウトは段差が無く、車いす等が円滑に出入りできる構造とする。
- b メインスタンド側ダッグアウトの奥行きは、2.0m以上確保する。

(ウ) 仕様上の特記事項

- a JAAFの新設第一種公認陸上競技場（多目的）及びWAのCLASS 2認証陸上競技場とする。
- b 陸上トラックは単心円とし、直走路は80.0m、9レーンとする。

- c サッカーコートの寸法は、長さ 105m、幅 68m とし、芝生サイズは長さ 107m、幅 71m とする。
- d サッカーピッチは、スタジアム基準及びAFCの基準（ACL予選リーグレベル）を満たすものとする。
- e ピッチ及び予備エリアは天然芝とし、通年で常緑となるように管理する。
- f 天然芝の仕様は、参考資料 23「芝生フィールド改修工事特記仕様書」に示すものと同等以上とすること。
- g 天然芝を健全に育成する為、日照・気温・通風を可能な限り確保した上で、必要な場合は天然芝育成補助システム及び設備等の導入を計画する。
- h 現在の芝養生場の位置に天然芝の圃場を整備すること。
- i 自動散水設備を設置する。
- j 競技エリアは凹凸が無く平坦で、水捌けの良い計画とする。
- k スパイク洗浄用の設備を設ける。
- l 清掃用流しの他、利用者の利便性を考慮して、給水設備及び給湯設備を適宜設ける。
- m ラグビー及びアメリカンフットボールコートのライン用マーキング及びゴールポストを整備すること。
- n ラグビー及びアメリカンフットボールコートの不足部分は、人工芝にて対応する。

イ 動線計画

(ア) 用途

- a 競技者や運営関係者が安全に移動できて、円滑な運用に寄与する。
- b 救急車及び消防車等の緊急車両が、競技エリア内に直接アクセス可能な構造とする。

(イ) 配置上・動線計画上の留意点

- a 全ての競技者、運営関係者が安全かつ円滑に移動できるようにする。
- b 大会運営関係者、ボールパーソンやカメラマンが出入り可能なスペースを確保する。
- c 競技用器具等の搬送、清掃・メンテナンスを円滑に行うことができるように計画する。
- d マラソン競技等において、競技エリアから陸上競技場外へ直接出入り可能な経路を計画する。当該経路は、車いす等が円滑に出入りでき、できる限り勾配や段差が無いように計画し、競技者の安全面と競技施設としての品質に配慮する。
- e 想定する施設利用、各種イベント開催時及び準備期間に災害が発生した場合に、競技エリア上及び施設内の全ての利用者が施設外へ安全かつ

円滑に避難できるように計画する。

(ウ) 仕様上の特記事項

- a 競技用器具やイベント用の備品・看板等を搬送する台車が通行可能な経路・仕様とする。

(3) VIP関連諸室

- ア VIP関連諸室（特にVVIPエリア）においては、防弾ガラスの設置や専用退避通路を設ける等により、VVIP及びVIPの安全を確保する。
- イ VVIPエリアから競技関連エリアへの直通経路を設ける。
- ウ アジア競技大会開催時には、それぞれに専用経路を有したVIPエリア及びVVIPエリアとして利用し、大会後の通常利用においては、VIPエリアをビジネスシート専用エリアに、VVIPエリアをVIPエリアとして運用する。

(4) 駐車場関連施設

- ア 駐車場計画においては、競技者・VIP・関係者等の利用者別の動線計画に配慮して、円滑かつ安全な入退場や搬出入等が行い易い計画とする。
- イ 第2駐車場として、必要台数を検討の上、添付資料7「諸室の要求事項一覧」に記載された用途に対応できるように計画する。
- ウ 照明設備や競技場各所への案内サイン等を適切に設置する。
- エ 施設利用者のための必要な自転車駐車場を設置する。

(5) デッキスペース

ア 用途

- (ア) 西側メインスタンドへのアプローチ空間を形成し、地上レベルの駐車場等の車両動線及び一般観客以外の動線と区分する事で、一般観客の安全で円滑な経路を確保する。
- (イ) メインエントランス前面に屋外広場を形成し、一般観客の滞留スペースやイベントスペース、キッチンカーやブースの設置スペースとして利用する。
- (ウ) 競技者や運営関係者、メディア関係者、施設管理者のアプローチ空間として、利用者毎に適切に区分された、安全で円滑な経路を確保する。
- (エ) VIP及びVVIP、ビジネスシート利用者のアプローチ空間として、適切に区分され、防犯面に特に配慮された、安全で円滑な経路を確保する。

イ 配置上・動線計画上の留意点

- (ア) 各方面からメインスタンド側エントランスへ導くアプローチ空間として、あらゆる利用者にとって、安全で円滑な経路として計画する。
- (イ) 安全な移動経路と共に、大会運営上必要なブースやキッチンカー等の売店が設置可能なスペースや滞留スペースを確保する。
- (ウ) イベント終了後のあらゆる退場者にとって、適切な滞留スペースを含む、安全で円滑な経路として計画する。

ウ 仕様上の特記事項

- (ア) 安全性、耐久性、清掃性、美観に配慮した仕上げを計画する。
- (イ) ブースやキッチンカーの設置を考慮した、電源や給排水設備を計画する。
- (ウ) コンコース沿いの売店等への搬出入車両（4t 車）の乗り入れを想定した経路、耐荷重、仕上げを計画すること。

(6) 南連絡橋

ア 用途

- (ア) 市道八勝通線に架かる連絡橋を撤去し、新たにデッキスペースとラグビー場敷地を繋ぐ歩行者用の上空通路又は連絡橋を整備する。
- (イ) 常に一般の道路利用者が円滑に使用できるように整備する。

イ 配置上・動線計画上の留意点

- (ア) デッキスペースに接続し、ラグビー場敷地における既存連絡橋と同じ位置に接続する。また、ラグビー場敷地にある既存雨水貯留槽及び排水管に支障の無いように計画する。
- (イ) 車いす使用者や高齢者、子供など様々な利用者を想定して計画する。
- (ウ) 11 人乗り以上のエレベーターを陸上競技場敷地及びラグビー場敷地に、それぞれ設置する。
- (エ) 設置に当たっては、事前に名古屋市アーケード等連絡協議会の同意を得ること。

ウ 仕様上の特記事項

- (ア) 構造上は、デッキスペースとは分離し、道路面から下端までの高さを 5メートル以上とすること。
- (イ) 想定する最大の同時利用者数で使用された場合においても、十分な安全性を確保し、円滑な移動に支障が無いように、構造体の強度や振動抑制、床面の仕様や手すりの形状・素材に配慮して計画する。
- (ウ) 本施設の利用者が安全かつ円滑に移動できるように、最大利用者数や障害者等の利用にも配慮して、通路の幅員や勾配、安全対策に配慮して計画する。
- (エ) その他、道路の占用の許可基準を定める要綱（平成 19 年 6 月 8 日告示第 226 号）に基づいて整備する。
- (オ) 市道八勝通線が緊急輸送道路に指定されている為、工事計画や時期については関係機関と協議の上、進めること。
- (カ) エレベーターは 24 時間監視とし、かご内インターホン、監視カメラ及びエレベーターの故障は、防災センターで監視する。

(7) 市道萩山町第 16 号線（廃道予定）

ア 園路

- (ア) 歩行者及び車両が安全に通行可能となるように段差等の解消を図ること。
- (イ) 管理用車両、緊急用車両の通行も可能とすること。

- (ウ) 舗装材は、快適性、耐久性、経済性、景観性、維持管理の容易性等の観点から判断した舗装とすること。

(2) 市道師長田辺下山町中線（廃道予定部分のみ）

ア 園路

- (ア) 歩行者及び車両が安全に通行可能となるように段差等の解消を図ること。
- (イ) 舗装材は、快適性、耐久性、経済性、景観性、維持管理の容易性等の観点から判断した舗装とすること。

2 構造計画にかかる要求水準

(1) 基本方針

耐震安全性については、大地震後、構造体の大きな補修をすることなく建物を使用できることを目標とし、人命確保に加えて機能確保が図られるものとする。

ア 「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（国土交通省大臣官房官庁営繕部）及び「市設建築物総合耐震設計基準」（名古屋市住宅都市局）に基づいて計画する。

イ 構造形式（耐震構造、制振構造、免震構造）については、性能、経済性、工期、建築計画との整合性などを総合的に勘案し、最適な形式を採用する。

ウ 屋根構造は、積載荷重、積雪荷重、風荷重（風洞実験含む）、地震荷重及び温度荷重等様々な荷重に対して十分な安全性を有する合理的な構造とする。

エ スタンドの構造は床振動を考慮した剛性の高い構造種別・架構形式を採用し、耐震部材（又は制振部材）を適切に配置し、経済性・施工性に配慮した合理的な架構計画とする。

(2) 耐震性能

「市設建築物総合耐震設計基準」の分類は下記のとおりとする。

対象部位	耐震安全性の分類
構造体	Ⅱ類
建築非構造部材	B類
建築設備	乙類

※層間変形角 R C造、S R C造：1/200 以下、S 造：1/100 以下とする。

※杭基礎 大地震動に対して、杭基礎の保有水平耐力の検討を行う。杭基礎の保有水平耐力は、上部構造の必要保有水平耐力（ Q_{un} ）以上とする。ただし、根入れ効果を期待できる場合には、必要保有水平耐力を低減してよい。

(3) 耐用年数

陸上競技場の建設物としての耐久性能を 80 年程度とする。

個々の部位、部材、設備、部品等については、事業者は少なくとも事業期間において十分な機能を確保できるよう、施設の各部について合理的な長期修繕計画を立て、それに基づく材料の選択をし、事業期間にわたる施設保全を考慮した施設の設計を行うこと。

(4) その他

- ア 参考資料2「地質調査報告書」を参考に、事業者の責任において調査し、計画すること。建築物及び建物周囲に設ける構築物の不同沈下対策に十分に配慮し、安全で堅牢な構造物の設計を行うこと。
- イ 多くの市民が安心して利用できる施設として、耐震性に十分配慮した計画とすること。
- ウ アジア競技大会の開閉会式等のイベント時には、音響・映像・照明設備等を一時的に設置することを考慮して屋根架構の積載荷重を設定すること。
- エ 施工期間中においても、適切な地震荷重、積雪荷重、風荷重を設定して、安全性に配慮すること。

3 建築設備にかかる要求水準

諸室の設備は添付資料7「諸室の要求事項一覧」を参照とし、各種基準等に遵守した設備を計画すること。

(1) 電気設備

ア 基本方針

- (ア) 各種設備は、添付資料7「諸室の要求事項一覧」に示す室を対象とする。
- (イ) エネルギー効率の高い機種の選定により、ライフサイクルコストに配慮するとともに、消耗品、交換部品の手配やメンテナンス性等、維持管理に配慮した計画とする。
- (ウ) 陸上競技場及び地域の特性を十分に踏まえ節電や自然エネルギーの活用等に取り組むこと。
- (エ) 各設備は、機能の拡張性、柔軟性等を考慮すること。
- (オ) ケーブルラック、配管仕様については、施工場所の耐候性能を考慮して選定し、敷設すること。
- (カ) あらゆる施設利用者に配慮した設備仕様にすると共に、利用者向け設備の他、施設管理用設備においてもできる限りユニバーサルデザインに留意すること。
- (キ) 想定利用者以外の者が操作したり、損傷させる事が無いように、機器本体や操作盤、配線等の設置場所や経路に配慮して計画すること。
- (ク) 主要な機器は屋内に設置し、中央監視設備により一括管理ができるようにすること。
- (ケ) 受変電設備、自家用発電設備及び静止型電源設備等の主要設備は、屋内に設置すると共に、2階以上に設置し、浸水対策を講ずること。
- (コ) 災害時や設備更新時を考慮して、有効なバックアップ電源を計画すること。
- (サ) エコ電線、エコケーブル等を使用すること。
- (シ) 見え掛かり部は、形状、材質、色彩等意匠性に配慮したものとする。
- (ス) 仮設用の電気設備は容易に撤去できるように計画すること。

- (セ) 接地は統合接地方式とする。ただし、大型映像表示装置等は単独接地方式による設置が見込まれることから、統合接地方式と切替可能な計画とする。
- (ソ) 既設陸上競技場で施設管理を行っているため、公園内の他施設の警報、監視カメラなどの監視ができるように復旧すること。監視項目については参考資料 16「既存中央監視システム資料」のとおりとする。

イ 電灯幹線設備

- (ア) テナント用及び通信事業者用の電灯幹線を課金する為の検定付電力量計及びエネルギー管理用の電灯幹線の一般電力量計（検定外）については、分電盤及び電源盤に整備する。
- (イ) イベントや式典における電源車からの電源供給を想定して、電源車から競技エリアレベルへの配線ルートを整備する。
- (ウ) 分電盤は、原則として盤の二次側配線が上下のフロアに渡らないように計画する。
- (エ) 移動型大型送風機及び補光設備用電源盤を競技エリア付近に設置し、必要な配線等を行う。

ウ 競技用照明設備

- (ア) アジア競技大会時の競技用照明設備は、下記のとおり整備する。ただし、式典用の仮設照明は別途工事とする。
 - a 陸上競技に係る各施設は、「国際陸上競技連盟（W A）Track and Field Facilities Manual 2008 Edition」の「Competition of Major International Importance such as World Championships and Olympic Games」の基準に適合すること。
 - b 基本設計及び実施設計時において、競技用照明器具を選定後に照明シミュレーションにより性能検証を行うこと。また、競技用照明器具の施工後に実測による確認の上、上記の基準に適合するように調整を行うこと。
 - c 競技者及び観客の視環境及びカメラ中継の撮影環境に配慮して計画すること。特に、カメラへの直接グレア、床面等による反射グレア、ハイスピードカメラ撮影でのフリッカー（ちらつき）等が発生しないようにすること。
 - d 競技エリアの照度は均一性に配慮して、2,000lx 以上の鉛直面照度を確保し、カメラに対する競技エリアから前方観客席までの平均照度は、競技エリアの 25%～30%以下の照度を確保し、観客席の最終列までの照度低下は、一様に 10%以内を確保すること。競技用照明器具及び観客席用照明器具の保守率は 1.0 とする。
 - e 競技用照明器具は、LED照明器具とし、平均演色指数 Ra90 以上、色温度 5,600K 以上、調光制御対応、2 系統の配線計画とする。なお変動係数、一様勾配、フリッカーレス、色評価指数などに関する仕様は、組

織委員会と協議の上、決定する。

f 観客席用照明器具は、LED照明器具とし、平均演色評価指数 Ra70 以上、色温度 5,600K 以上とする。

(イ) アジア競技大会以外の競技用照明設備は、下記に伴い整備する。

a 陸上競技は、「日本陸上競技連盟の第1種・第2種公認陸上競技の基本仕様」の「新設第1種公認陸上競技の基準」及び JIS Z 9110:2010 照明基準総則の基準により、1.22m の高さで平均照度が 1,000lx 程度、また、フィニッシュラインは 1,500lx 以上を確保すること。

b サッカーは、「財団法人日本サッカー競技のスタジアム標準」及び JIS Z 9110:2010 照明基準総則の基準により、2000lx 以上の水平面照度を確保すること。

c ラグビーは、JIS Z 9110:2010 照明基準総則の基準に適合すること。
観客席の照度は、200lx 以上の水平面照度を確保すること。

d 競技用照明器具及び観客用照明器具の保守率は 0.7 とする。

e 基本設計時、実施設計時及び競技用照明器具選定後には、適時照明シミュレーションにより性能検証を行うこと。また、競技用照明器具の施工後に実測により、上記の基準に適合するように調整すること。

(ウ) FIFA 大会の競技用照明設備は、下記に伴い計画すること。

a 「国際サッカー連盟 (FIFA) Football Stadiums 5th edition 2011」の「Class V」の基準に適合すること。

b 競技用照明器具の保守率は、0.7 とする。

c 実施設計時に適時照明シミュレーションにより性能検証を行うこと。

(エ) 照明器具は、建物と一体的に設置し、施設外へ光が漏れ難い構造とする。

(オ) 利用実態を踏まえ、競技エリアの照度は4段階で点灯可能とし、パターン制御できるように整備すること。詳細については市と協議すること。

エ 室内・通路照明設備

(ア) 各機能、各室の用途、適性及び意匠を考慮して、適切な機器選定を行うこと。

(イ) 適正照度の確保、グレアの防止に努めること。基準照度は JIS Z 9110:2010 照明基準総則による。

(ウ) 照明器具は、省エネルギー・高効率タイプを利用するとともに、メンテナンスの容易なものとする。また、器具の種別を最小限とすることにより、維持管理を容易なものとする。

(エ) 点滅及び制御方式は、エネルギーの節約、経済性、使用勝手等を考慮したものとする。

(オ) 高所等に設置する器具は、自動昇降機能等によりメンテナンス性と更新性に配慮すること。

(カ) 防災センターにて、競技場の全ての照明を一括管理可能なシステムとする

こと。コンコース、観客席、トイレ（観客席）等においては、一括点灯・消灯及びタイマーによるスケジュール制御を行う為の照明制御設備を整備する。陸上競技用照明とサッカー用照明の切り替えが容易にできること。

- (キ) 保安用照明は、保安用発電設備の電源回路に接続し、停電時に保安用発電設備から電源が供給されるように計画する。保安用発電設備の負荷は、イベント開催時の停電対応においては、添付資料 7 「諸室の要求事項一覧」による事とし、災害時の停電対応においては、帰宅困難者等を受け入れる会議室等の照明器具及び全体の 1 割程度のトイレで使用する電力とする。

オ 外構照明設備

- (ア) 外構の照度基準は JIS Z 9110 : 2010 照明基準総則に適合すること。
- (イ) 省エネルギー性に配慮し間引き点灯可能な計画とし、イベント開催、平常時等で点滅を分けられる計画とすること。
- (ウ) 近隣に対して光害を与えないよう配慮すること。
- (エ) 環境に配慮した再生可能エネルギーの活用を目的に、最新技術の導入に努める。その際、設置・活用方法について提案する。
- (オ) 停電時にも競技場から安全に道路まで移動できる程度の照明設備は非常用発電電源に接続する。

カ コンセント設備

- (ア) 各室の用途に適した形式・容量を確保し、それぞれ適切な位置に配置すること。
- (イ) 売店ブースやチケットゲート等の想定する仮設機能についても、想定用途に応じた電源が供給できるように計画すること。
- (ウ) 通路や階段など一般観客が利用するエリアに設置するコンセント等は、いたずら防止措置を施すこと。
- (エ) 保安用コンセントは、保安用発電設備の電源回路とし、停電時に保安用発電設備から電源が供給されるよう計画する。保安用発電設備の負荷は、イベント開催時の停電対応に当たっては、添付資料 7 「諸室の要求事項一覧」によることとし、災害時の停電対応にあたっては、帰宅困難者を受け入れるための会議室等のコンセント並びに全体の 1 割程度のトイレで使用する電力とする。

キ 非常照明・誘導灯設備

- (ア) 原則として LED 照明器具とする。
- (イ) 非常照明を高天井などの高所に設置する場合、メンテナンス性に配慮して整備する。
- (ウ) 誘導灯は、観客席の消灯や全館消灯が可能な計画とし、階段通路における誘導灯は、人感センサーによる点滅方式又は段調光制御方式を採用し、省エネルギーに配慮した計画とする。

ク 動力設備

- (ア) テナント用及び通信事業者用の動力幹線を課金を為の検定付電力量計及

びエネルギー管理用の動力幹線の一般電力量計（検定外）を動力盤に整備する。

ケ 受変電設備

- (ア) 負荷系統に適した変圧器構成とすること。
- (イ) 消防法、名古屋市火災予防条例及び所轄消防指導等に従って設置すること。
- (ウ) 将来増設用スペース及びメンテナンス・更新用スペース及び経路を設けること。
- (エ) 省エネルギーを考慮した機器を選定すること。
- (オ) 幹線設備として各機能部分、機械室等ゾーン別に幹線系統を明確化し、維持管理が容易に行えるようにすること。
- (カ) 電力使用量が簡易に確認できるよう、メーターの設置を行うこと。また、事業者の提案により計量区分を設け、電力使用量が把握できるよう子メーターを設置すること。
- (キ) 保安用発電設備稼働時の停電に対応するため、一般系・非常系と保安系を瞬時に切り離すことが可能な計画とする。
- (ク) 絶縁劣化を早期に発見するために、活線状態のままで 24 時間常時絶縁状態を測定可能な絶縁監視設備を各高圧電気室に設置する。
- (ケ) 高圧変圧器の容量と低圧配電盤の開閉器スペースは、将来の負荷増加に対応できるように、設備容量の 20%以上の余裕を見込むこと。
- (コ) 軽負荷時の省エネルギーに配慮して、超高効率用の高圧変圧器を計画すること。
- (サ) 仮設用の変電設備は、利用者の通行や避難、防災活動等に支障の無い場所に設置スペースを計画すること。
- (シ) アジア競技大会時には競技場周辺に発電機が別途設置される予定であり、当該発電機から高圧変電室までの配線ルートを整備し、高圧変電室内に接続スペースを確保すること。なお、この配線ルートは、仮設のケーブルラックを設置し、容易に撤去が可能な仕様とする。
- (ス) 電力監視設備は、防災センターに設置し、受変電設備、発電設備、直流電源設備の遠方操作・状態監視・警報監視・電力デマンド監視の監視操作卓、グラフィックパネル・コントローラーなどを含めたシステムを整備する。

コ 電力貯蔵設備

- (ア) 電力貯蔵設備として、直流電源装置及び交流無停電設備を整備する。
- (イ) 直流電源装置は、電源を非常用発電設備回路とし、非常用照明の予備電源及び高圧電気室の制御・操作用電源として、10 分間以上運転可能なものとする。
- (ウ) 交流無停電電源装置は、電源を非常用発電設備回路とし、防災センターに設置する監視機器用電源として、10 分間以上運転可能なものとする。
- (エ) 交流無停電電源設備は、バイパス回路付とし、負荷への給電を継続しながら機器の保守が可能なものとする。

サ 発電設備

- (ア) 発電設備として、非常用発電設備及び保安用発電設備を整備する。
- (イ) 非常用発電設備の容量は、関係法令に定める負荷に対応したものとし、運転時間は10時間以上とする。
- (ウ) 保安用発電設備は、競技大会開催時の電力ピークカットにも利用できる計画とする。また、特高を回避するためのピークカットも考慮すること。
- (エ) 保安用発電設備は、系統連系運転設備を備え、運転時間72時間以上とし、台数は $N+1$ の冗長構成とする。災害時等にも対応する太陽光発電設備及び蓄電システムを設置すること。
- (オ) 停電時に競技場管理者が使用できるように、鍵付き接続盤を競技場内に複数計画すること。
- (カ) 発電機に重油等の燃料を使用する場合、その燃料貯蔵場所は、車両による給油作業等の作業性や防災機能に配慮して計画すること。
- (キ) 機器等の騒音や排気により試合や大会の運営に支障が無いように計画すること。
- (ク) 引渡し前に、停電時を想定し非常用発電設備及び保安用発電設備の並列連続運転試験を行うこと。その運転時間は、非常用発電設備にあつては、10時間以上とし、保安用発電設備にあつては24時間以上とする。なお、組織委員会が設置する発電機などの電気設備と、本業務の電気設備との電圧確立等の連動試験を組織委員会が実施するため、留意すること。
- (ケ) ライフサイクルコストの縮減及び環境配慮項目を考慮し、最新技術の導入に努める。その際、設置・活用方法について提案する。

シ 避雷設備

- (ア) 避雷設備が必要となる場合は、建築基準法及び消防法に基づき設置すること。

ス 情報通信設備

- (ア) 各諸室の用途に応じて、複数の系統に分けられる情報通信設備を計画すること。
- (イ) メディア、競技団体が利用可能な臨時回線を確保すること。
- (ウ) セキュリティに配慮し、各テナント・施設運営・観客等でネットワーク構成機器を共用することの無いように区分すること。
- (エ) 全ての利用者が快適なネットワーク環境を利用可能な高密度Wi-Fi設備を整備すること。
- (オ) アジア競技大会用（通信設備用）の電源ケーブルの配線ルートを整備すること。

セ 構内交換設備

- (ア) 管理事務室内に電話交換機を設置して、各諸室及びその他の本施設間で電話連絡ができるようにすること。また、停電対応型電話機の設置や内線外線の発信制限を設定可能な計画とすること。

- (イ) メディア、競技団体が利用可能な臨時回線を確保すること。
 - (ウ) 電話交換機は各入居団体・テナントの別に電話使用料金を算出できる課金機能を設けること。
 - (エ) 防災センター、V V I P室等の重要箇所の電話機は蓄電池付とし、停電時にも使用可能とする。
 - (オ) 構内交換設備のシステム形式は、停電補償3時間以上のデジタルP B X方式とする。
 - (カ) 管理者用にP H Sを導入する。
 - (キ) デジタルP B X及びP H S設備等の電源は、保安用発電設備回路とする。
 - (ク) 携帯電話が快適に使用できるように不感知対策を行うこと。
- ソ 情報表示設備
- (ア) 情報表示設備として、デジタルサイネージを場内の見やすい場所に設置すること。また、将来の増設を考慮し、そのための配線ルートを整備すること。
- タ 時刻表示設備
- (ア) 競技エリア及び各観客席から時刻が確認できるように、適切な位置・サイズ・表示方式・台数にて計画すること。
 - (イ) 親子時計として、親時計は管理事務所内に設置し、各諸室には子時計を設置して、誤差を自動的に修正できるようにする。
 - (ウ) 陸上競技計時設備は、「WAのC L A S S 2」及び「日本陸上競技連盟の国内第1種公認陸上競技場」に適合すること。
- チ 競技場用放送設備
- (ア) 「国際陸上連盟(WA) Track and Field Facilities Manual 2008」及び「国際サッカー連盟(F I F A) Football Stadiums 5th edition 2011」の規定を満たすこと。
 - (イ) 電源回路は、保安用発電設備回路とすること。
 - (ウ) 基本設計時、実施設計時及び施工時の設置前に、適時音圧シミュレーションによる性能検証を行うこと。施工後には実測により、基準に適合するように調整すること。ただし、近隣への騒音についても考慮した上で調整すること。
 - (エ) スタジアム用音響と非常放送設備は、それぞれに計画すること。
 - (オ) 競技場用音響は、各諸室にて音量調整できるようにすること。非常放送時には、スタジアム用音響の音声を自動的に遮断し、各諸室の音量調整に関わらず、確実に聞こえるように計画すること。
 - (カ) 競技場用放送設備のスピーカーは、屋外用ラインアレイタイプとし、スタンド全体と競技エリア全体をカバーするように計画すること。
 - (キ) 競技場用放送設備の音声伝送性能については、日本建築学会環境基準が定める音声伝送性能クラスⅢ以上を満足すること。
 - (ク) 場内全体で、音のズレやムラ等が無いように計画すること。

- (ケ) 観客の騒音に応じて自動的に音量調整できるようにすること。
 - (コ) 放送装置の本体設備は場内放送室に設置し、全体のスピーカーを個別に制御可能な計画とすること。
 - (サ) 可搬式の自立式スピーカーが、場内で容易に使用できるようにすること。
- ツ 一般放送設備
- (ア) 非常放送兼用とし、消防法に準じて計画すること。
 - (イ) 放送エリア区分は、利用ゾーンに応じて設定すること。
 - (ウ) 会議室等必要箇所にはローカル映像音響設備を計画し、カットリレーを設けること。
 - (エ) 各室には必要に応じてアッテネーターを計画し、音量を変えられるようにすること。
- テ ローカル音響設備
- (ア) 大会議室や記者会見室等の大人数が集まる諸室には、ローカル放送設備及びプロジェクターやスクリーンなどの映像装置及び音響設備を設置すること。
- ト 自動火災報知設備
- (ア) 自動火災報知設備は総合操作盤とし、感知器は発報場所が特定できる方式とする。感知器が発報の際には、受信機の画面平面図上に発報した感知器の位置をポップアップで表示すること。また、非常放送と連動し、非常放送により警報を発すると同時に大型映像装置に発報の信号を発信すること。
- ナ 大型映像装置
- (ア) 「日本陸上競技連盟（J A A F）第1種・第2種公認陸上競技場の基本仕様」、国際陸上競技連盟（WA2008）Track and Field Facilities Manual」、 「日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）公益財団法人日本プロサッカーリーグ規約・規定集 2013」及び「国際サッカー連盟（F I F A）Football Stadiums 5th edition 2011」の規定を満たすこと。
 - (イ) 高輝度LED（赤、緑、青）のフルハイビジョン（屋外防水構造）以上とし、2面とする。
 - (ウ) 全ての観客が映像を視認できて、文字が読みやすくなるように、適切な位置・画面寸法・表示方法により設置すること。
 - (エ) テレビ中継設備などに用いられる映像を考慮して、4K及び8K映像に対応できるようにすること。
 - (オ) 自主中継が行えるようにテレビ中継カメラ設置スペースに盤を設置し、必要な配線を行うこと。
 - (カ) 災害時に避難誘導する為に、火災報知設備と連動した避難誘導表示が行えるようにする。
 - (キ) 大型映像装置の1面には、アナログ時計・45分計、ランニングタイマーを備えること。
 - (ク) 効率的なメンテナンスや更新性に配慮すること。

- (ケ) 大型映像装置の電源は保安用発電設備に接続する。
- (コ) 北陸上競技場（サブトラック）に別途新設される大型映像装置を陸上競技場から操作できるようにすること。

ニ 映像設備

- (ア) アジア競技大会時に増設・仮設して使用するテレビ中継設備の配線ルートを整備する。
- (イ) 国内テレビ放送局が撮影・録画・中継等が行えるように、下記の項目に対応すること。
 - a テレビ中継車両用駐車場、F P U設置スペース、競技エリア、記録室、記者会見室、ミックスゾーン、観客席、放送室などに3つのテレビ中継盤が設置可能なスペースを確保し、テレビ中継車両用駐車場の中継盤との間に配線ルートを整備する。
 - b テレビ中継等の為に敷設されるケーブル類の仮設配線が円滑に行えるように、経路上の扉に子扉を設置するなど配慮すること。
 - c 陸上トラックの内側と外側を結ぶ配線ルートを4か所以上に計画すること。
 - d テレビ中継用のF P U設置スペースを確保し、配線ルートも計画すること。

ヌ インターホン設備

- (ア) 競技場出入口及び管理事務所に設置して、通話を行うと共に、管理事務所からの遠隔解錠を可能とすること。
- (イ) 陸上競技場とサブトラック（北陸上競技場）との間で通話が行なえるようにすること。
- (ウ) 通用口と外部受付等の連絡用及び電気室・機械室と防災センターとの保守用のインターホン設備を整備する。

ネ インカム設備

- (ア) 陸上競技大会における競技エリア、運営関係諸室、記録室、写真判定室、放送関連諸室などで運営関係者間の連絡支援として整備する。
- (イ) 現状の設備を確認の上、有線及び無線で対応できるよう整備内容を提案すること。

ノ 陸上競技システム

- (ア) 競技エリア上及び関係諸室で陸上競技システムが確実に使用できるようにすること。
- (イ) 北陸上競技場との連携用配線を既存競技場との接続と同じように復旧すること。なお、北陸上競技場をサブトラックとして使用するため北陸上競技場と一体で整備すること。
- (ウ) 陸上競技場と既設の北陸上競技場の陸連システムは連携できるように計画すること。

- (エ) 現状の設備を確認の上、有線及び無線で対応できるよう整備内容を提案すること。
- ハ 緊急呼出設備
 - (ア) トイレ等の緊急呼び出しが必要と思われる箇所には、緊急呼び出し設備を設置して、管理者が容易に対応できるようにすること。
- ヒ テレビ共同受信設備
 - (ア) 各諸室やコンコースにテレビ端子を設けて、地上デジタル放送・衛星放送等、各種ラジオ番組を受信視聴が可能な設備を設置すること。
 - (イ) 陸上競技場の建設に伴い、近隣に電波障害が発生した場合は、テレビ電波障害防除設備を設けること。
- フ 機械警備設備
 - (ア) 機械警備設備の設置にあたっては、防災センターにて一元管理（警備状況の監視及び入切）を行い、防災センターにて確認できる計画とすること。
- ヘ 監視カメラ設備
 - (ア) 外部及び内部（観覧席を含む）の必要な箇所に監視カメラを設置し、防災センターにて一元管理（監視及びカメラのコントロール）を行い、防災センター及び運営本部室にてモニター等で確認できる計画とすること。これらの画像を一定期間録画できる計画とし、データの保存は2週間以上とすること。
 - (イ) 防災センターに、監視カメラのモニター、インターホンの親機等の総合複合盤を全て設置すること。
 - (ウ) 非常通報装置を防災センターに設置すること。
 - (エ) 陸上競技専用監視カメラを12か所以上設置すること。
- ホ 入退室管理設備
 - (ア) セキュリティ計画に基づいて、各利用者のエリアを区分し、セキュリティ機器の配置を想定して配線ルートを整備する。
 - (イ) 入場ゲートは、チケット確認ゲートや金属探知機用ゲート等の設置位置を想定して計画する。
- マ テレビ等中継設備
 - (ア) テレビ中継カメラ設置スペース、実況放送室、競技エリア、中継車周辺などの必要な場所に配線ルートを確保すること。
- ミ 駐車管制設備
 - (ア) 駐車管制設備は、駐車場の出入口及び車路が交差する箇所に、出庫注意灯、合流注意灯などの警報装置を設ける。
 - (イ) 駐車場ゲートのインターホンは防災センターで対応する。
 - (ウ) 駐車台数の管理は防災センターで行う。

(2) 昇降機設備

ア エレベーター

- (ア) ユニバーサルデザイン対応として、各諸室に車いすで至ることのできる計画とする。
- (イ) 上記の他、運搬方法、障害者等の移動に留意し、必要と考えられる台数を提案する。
- (ウ) 清掃、点検等のメンテナンス作業にも配慮する。
- (エ) 全ての利用者について、施設内の各所、各諸室から担架での移送が可能なように、カゴのサイズ、経路を計画する。
- (オ) 運営関係者専用のエレベーターを人荷用含め適宜設置して、それらを利用して施設内の各所へ移動できるようにする。
- (カ) 運転監視盤及びインターホンは防災センターに設置する。
- (キ) 地震時管制運転、火災時管制運転及び停電時救出運転の管制運転を遠隔監視でも可能な機能を設ける。
- (ク) 停電時に車いす利用者等も避難できるように、エレベーターの運転を計画すること。

イ 屋外用エレベーター

- (ア) 地上部から各エントランスへの経路には、定員 24 人以上の屋外用エレベーターをそれぞれ 1 基以上整備する。
- (イ) エレベーターの仕様は、ア エレベーターに準ずる。

ウ エスカレーター

- (ア) 一般観客の主要動線やV I P 関連諸室への経路などには、エスカレーターの設置を検討する。
- (イ) 自動運転機能などにより、経済的・効率的な仕様とする。

エ 機械式駐車設備

- (ア) 機械式駐車設備を計画する場合は、安全性・操作性・機能性を考慮した仕様とする。

(3) 機械設備

ア 基本方針

- (ア) エネルギー効率の高い機種の選定により地球温暖化防止等地球環境に配慮し、省エネルギー化を目指した設備システムを選択することにより、ライフサイクルコスト低減を考慮するとともに、消耗品、交換部品の手配やメンテナンス性等、維持管理にも配慮した計画とする。
- (イ) 安全性、将来性を考慮し、各室の用途・利用時間帯に配慮したゾーニングを行い、快適な空気調和システムを選定すること。
- (ウ) 給排水、都市ガスなどの配管は耐震化すると共に、地盤の液状化にも対応した設計とし、建物導入部分には必要な変位吸収装置を計画すること。
- (エ) 熱源機器の効率的な集約化や中央監視設備、自動制御設備等を導入し、一

括管理を行えるようにするなど、維持管理が容易なシステムとすること。

- (オ) 各機能部分に要求される適切な静寂性と遮音性能を確保すること。
- (カ) 見え掛かり部分は、形状、材質、色彩等意匠性に配慮したものとする。
- (キ) P S・D Sの配置やピットの対応、給排気ダクト取合い等、更新性や拡張性に配慮した計画とすること。
- (ク) 主要機器、重要機器、またそれらを制御する装置や盤類は浸水等による水損が生じない場所で設置計画すること。
- (ケ) 採用する配管材料は高耐久性に配慮するとともに、腐食や変形が生じにくいものを使用すること。
- (コ) 災害時に空調を使用する室は、添付資料7「諸室の要求事項一覧」に示す。

イ 空気調和設備

- (ア) イニシャル・ランニングコスト、設置スペース、電力デマンド、環境性能、防災性等を考慮して、最適な熱源及び空調システム・方式を選定すること。
- (イ) 冷房・暖房の各熱負荷や換気量等を考慮して、適正な室内環境を維持可能な仕様を選定すること。対象室の用途、使用方法、利用時間帯等に配慮した空調ゾーニングを行うこと。
- (ウ) 熱源に水熱源方式を採用する場合は、適正な水質管理を行うこと。また、冷却水にはレジオネラ属菌等が発生しないように適切な水質管理とともに、適宜水質検査を行うこと。
- (エ) 防災センターからの集中制御により、各室の運転／停止、個別タイマー設定、グループ毎（室用途、方位により適切に分類、ゾーニングする）の温度設定等の操作が行える計画とすると共に、各室で運転／停止、温度／風量設定が行える個別リモコンを設置すること。
- (オ) 設計外気条件は、建築設備設計基準における名古屋の値とする。
- (カ) 適切な温湿度環境を維持するために、適切な除湿設備や加湿設備を計画し、結露や異常乾燥が発生しないようにすること。
- (キ) 外部に面した入退場ゲート付近の滞留スペースや通路等に、熱中症対策としてミスト冷却システム等の設備を計画すること。

ウ 換気設備

- (ア) 換気設備は、各種法令等に準拠して計画すると共に、諸室の用途・目的に応じた能力とシステムを採用すること。
- (イ) 居室の換気設備は、省エネルギー性に配慮して、全熱交換器等を整備すること。
- (ウ) 各室ごとに制御できるものとして計画するか、外調機・中央換気等の場合は、適切にゾーニングを行い各室又は使用区分毎に制御できる計画とすること。
- (エ) シャワー室の換気については、更衣室へ湿気が流入しないように室内圧力に配慮すること。
- (オ) 必要に応じて脱臭処理等により、試合・大会の開催に支障が無いように計

画すること。また、通行エリア等に換気による排気口等を設けないようにすること。

- (カ) 各給排気口は、粉塵・害虫・雨水の侵入を防止する構造とすること。

エ 自動制御設備

- (ア) 防災センターにて機器の集中管理を行い、BEMSを採用した設備機器の長寿命化やエネルギー管理が可能なシステム計画とすること。

- (イ) 設備機器類の日常運転や機器管理、異常・警報等の監視及び記録システムとして、省力化・効率化を踏まえた設備とすると共に、必要に応じて計量等を行うこと。

- (ウ) サイバーテロ等への対策として、空調や衛生の監視システムは独立させ、外部との通信はファイヤーウォールを介した接続とする等により、安全性を確保可能な計画とすること。

- (エ) 既存競技場解体前に仮移設した総合監視設備の機能を、改築後の本競技場防災センターに新設する中央監視盤に同様の全監視等機能を取込み、瑞穂運動公園内各施設の統合監視が行えるものとする。こと。(参考資料 16「既存中央監視システム資料」参照)

- (オ) 既存総合監視設備にて監視・制御している設備の内、以下の項目に考慮した計画とすること。

- ・敷地南側の雨水排水用電動ゲート 1 の監視及び制御
- ・敷地南側の雨水排水用電動ゲート 2 の監視及び制御（上下水道局所管）
- ・ラグビー場北側の雨水調整槽電動ゲート 3 の監視及び制御（上下水道局所管）
- ・ラグビー場北側の雨水調整槽の水位監視（上下水道局所管）
- ・上記ゲート弁等を更新した場合においても、制御機能は継続・維持すること。
- ・競技エリアに設ける自動散水設備は、タイマー等によるスケジュール管理制御や降雨センサーによる制御が可能な計画とすること。
- ・瑞穂公園内各施設の防災、設備機器類、駐車場管制、エレベーター管制、監視カメラ等のセキュリティ機器や器具類の集中監視

オ 排煙設備

- (ア) 建築基準法を始め、関係法令等に準拠した排煙設備を計画すること。

カ 給水設備

- (ア) 添付資料 7「諸室の要求事項一覧」に示す室を対象とする他、フィールドやデッキ、外構に計画する。

- (イ) 既競技場用として引込まれている給水管口径 150 mm以下で、新設競技場の給水計画を行うこと。

- (ウ) 給水システムは飲用水と雑用水の 2 系統にて計画し、各器具において必要水量、必要水圧が定常的に確保でき、受水槽＋加圧給水ポンプユニット方式にて衛生的な水を汚染されることなく安定して供給するシステムとす

ること。また、名古屋市上下水道局等関係部署と十分に協議の上、計画すること。

- (エ) 給水ポンプは、複数台による台数制御方式として、省エネルギー化を図ること。
- (オ) 止水栓を適宜設置すること。
- (カ) 受水槽は、清掃時にも断水しないように二槽式又は複数台設置することとする。また、水位調整は、水位センサーにて行い、給水管に緊急遮断弁を設置する等により、災害時の飲料水等を確保すること。また、設計用標準水平震度は1.5Gとする。
- (キ) 売店などテナントエリアで給水を必要とする場合、テナントエリア内最寄り箇所で給水管を立上げ、バルブ止めとすること。屋外の仮設店舗用に設ける場合は、通常時の利用に支障とならないように計画すること。
- (ク) 外構等において、適切な箇所に給水栓を計画すること。共用部に設置する場合は、鍵付きとすること。
- (ケ) 植栽やフィールドへの散水が効率的に行われるよう考慮すること。フィールドにおいては、自動散水設備によりピッチ全体を均一に散水し、芝の管理が支障無く行える計画とすること。自動散水用受水槽の設置位置については、競技に支障が無いように配慮すること。
- (コ) 雑用水は、雨水利用設備や排水再利用設備等による水資源の効率的運用、省資源化を検討すること。
- (サ) 水道使用量が簡易に確認できるよう、事業者の提案により計量区分を設け、売店などのテナント用の他、適宜子メーターを設置すること。

キ 給湯設備

- (ア) 給湯設備は、添付資料7「諸室の要求事項一覧」に示す室を対象とする。
- (イ) 施設内の各機能部分の使用勝手、使用時間帯、使用頻度等を勘案し、効率の良い方式を採用し、衛生的な給湯を行うこと。都市ガス使用機器類は高効率型機器を採用すること。
- (ウ) 施設の維持管理運営を十分考慮し、安全性に配慮したシステムの提案を行うこと。

ク 排水設備

- (ア) 施設内で発生する各種の排水を速やかに排出すること。
- (イ) 敷地周辺の公共下水道本管は汚水・雨水排水合流方式である。しかし、豪雨時には下水道本管内満水による逆流も考えられることから、競技場から下水道本管までの排水接続は、汚水、雨水分流方式にて適切に接続する。
- (ウ) 本競技場内の降雨は、屋根などの比較的汚れの無い雨水を雨水貯留槽に導き、雨水の流出抑制を図ると共に、雑用水として適切に利用すること。満水時は、雨水抑制槽を経由して公共下水本管に放流する。
- (エ) 各種機器や器具等の排水を衛生的に公共下水道まで導く計画とし、通気管やマンホール等からの臭気により不快を感じないように配慮する。

- (オ) 売店などテナントエリアで排水を必要とする場合、テナントエリア内最寄り箇所で排水及び通気管を立上げ、キャップ止めとすること。屋外の仮設店舗用に設ける場合は、通常時の利用に支障とならないように計画すること。
- (カ) 飲食売店や厨房の排水には、グリーストラップを設けること。
- (キ) エ自動制御設備(オ)に記載のとおり、既設雨水排水の公共下水道本管接続部分に逆流防止対策を講じている。既設再利用、既設撤去し新設共に公共下水道本管からの逆流防止対策を十分に配慮した計画とすること。
- (ク) 上下水道局所管の雨水用電動ゲート弁等についても、本事業の対象とする。
- (ケ) 敷地東側の下水本管については、上下水道局と協議の上、撤去・新設及び仮設排水管等を計画すること。
- (コ) 敷地北側の下水本管への接続は、既設管径以下とし、接続部直前に人孔枠を設けること。
- (サ) 上記については、上下水道局等関係部署と協議すること。
- (シ) 敷地内の雨水排水計画においては、敷地レベル等に十分に注意して適切な計画とすること。
- (ス) 排水経路の切り回しにおいては、周辺環境等を考慮した適切な計画とすること。
- (セ) 地下ピット等の検討に併せて、湧水槽及び排水用ポンプの整備を検討すること。
- (ソ) 汚水、雑用水槽を設置する場合は、「地下排水槽の構造及び維持管理等に関する要綱」及び「地下排水槽設置計画の手引き」を参照すること。
- (タ) 駐車場においては、ガソリントラップの設置及び排水経路を検討すること。

ケ 衛生器具設備

- (ア) 全ての利用者の快適性、耐久性、清掃性、保守管理の容易さに優れた機器及び器具とする。陶器類は防汚処理を施したものを採用すること。
- (イ) 省資源・省エネルギーにも積極的に配慮した器具を設置する。
- (ウ) 大便器は洋式とし、全てのトイレは超節水型器具（洗浄能力6 L以下）かつ、センサー又はタッチパネル式洗浄方式で連続使用可能なものとする。また、温水洗浄式暖房便座を設置すること。
- (エ) 洗浄弁は中水仕様とする。
- (オ) 小便器は壁掛け低リップ型とし、自動洗浄弁（ＡＣ電源）組込みとする。
- (カ) 洗面器はカウンター型とし、自動水栓（ＡＣ電源）付とする。また、給湯設備を要する洗面器、手洗器等の水栓は、自動混合水栓を設置計画とし節水を考慮すること。
- (キ) 女性用便器には、擬音装置及び荷物棚を設けること。
- (ク) 幼児用小便器及び幼児用便座を適宜計画すること。
- (ケ) 一般の観客用トイレには、水石鹸入れ及び鏡を設け、それ以外のトイレの洗面には、水石鹸入れ、鏡及びハンドドライヤーを設けること。

- (コ) 多目的トイレは、多様な利用者（車いす使用者、オストメイト、高齢者、要介助者、乳幼児連れなど）に対応した設備を設ける他、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが使いやすい器具を選定する。

コ 都市ガス設備

- (ア) 都市ガス設備を設置する場合は、使用目的に応じて、利便性、快適性、耐久性に配慮した設備とする。
- (イ) 発電機用に中圧ガスBを引込む場合には、ガス供給事業者と十分に協議して計画すること。
- (ウ) ガス漏れ警報器や緊急遮断弁等の設置により安全性を高める。
- (エ) 売店などテナントエリアで都市ガスを必要とする場合、テナントエリア内最寄り箇所でガス管を立上げ、プラグ止めとすること。
- (オ) ガス使用量が簡易に確認できるように事業者の提案により計量区分を計画し、売店などのテナント用の他、適宜子メーターを設置する。
- (カ) 関係各所と十分に協議の上、計画すること。

サ 消火設備

- (ア) 消防法及び名古屋市火災予防条例に準拠すること。なお、特例申請を行わないものとする。

シ 排水再利用設備

- (ア) 建物内に排水再利用設備を設ける場合は、雑排水と厨房排水を処理できるようにすること。

ス 雨水利用設備

- (ア) 水資源の保護に配慮し、可能な限り雨水や冷却塔のオーバーフロー水の再利用を検討すること。
- (イ) 陸上競技場内に雨水利用設備（雨水貯留槽含む）計画する場合は、雨水のろ過、滅菌処理ができるようにすること。
- (ウ) 処理水（雑用水）の利用先は、水質によりトイレ洗浄水などとする。

セ 厨房設備

- (ア) 売店及びパントリー・厨房内の厨房機器は、テナントにて設置する為、給排水・ガス・電源のみ計画する。

(4) その他

ア AED設備

- (ア) 自動体外式除細動器（AED）を設置すること。また、標識により設置場所を明示、誘導する。

第4 その他の建築整備施設にかかる設計要件

1 基本要件

その他の整備施設の計画方針は、マスタープランを参照し、公園全体及び地域の利便性向上を図ること。また、福祉都市環境整備指針については、該当する項目の内、符号「◎」及び「○」に示された内容に適用するものとする。

2 その他の建築整備施設にかかる整備要件

(1) 宿泊研修棟

ア 基本方針

- (ア) 既存機能を維持し、継続利用しながら、地域交流機能の充実と活動の活性化を図る。
- (イ) 劣化部分の修繕・更新を図る。

イ 整備内容

- (ア) 福祉都市環境整備指針に則り、3階宿泊研修室や1階旧食堂等について、市民意見等をもとにした全面改修等を行う。
- (イ) 福祉都市環境整備指針に則った各階トイレの内装改修及び設備更新を行う。仕様は陸上競技場の一般観客用トイレに準じる。
- (ウ) 1階エントランスホール天井及びトップライトの漏水及び結露対策を行う。
- (エ) 屋上及び屋根部分の防水層の更新を行う。

(2) 屋外トイレ

ア 基本方針

- (ア) 福祉都市環境整備指針に則ったバリアフリー化及び設備更新を図る。

イ 整備内容

- (ア) 南児童園以外の屋外トイレについては、既存建物を利用して、福祉都市環境整備指針に則ったバリアフリー化及び現状に合わせた設備類の更新を図る。また、併せて内外装改修・屋上防水改修を行う。
- (イ) 仕様は陸上競技場の一般観客用トイレに準じる。ただし、一般用トイレには温水洗浄式暖房便座は不要とする。
- (ウ) 多目的トイレには、温水洗浄式暖房便座を設置し、警報装置を管理事務所へ接続する。

(3) 北連絡橋

ア 基本方針

- (ア) 北連絡橋に接続する2台のエレベーターの内、北側の1台のみを更新する。
- (イ) 北連絡橋の修繕を行う。
- (ウ) 工事期間中においても、階段・エレベーターを含む連絡橋の通行機能は維

持する。

イ 整備内容

- (ア) 北側エレベーターの既存シャフトでは、必要な機能を更新することが困難である為、シャフトを含めて新設するものとする。
- (イ) 新設エレベーターはマシーンルームレスとし、車いす使用者にも対応した11人乗りとする。
- (ウ) エレベーターの警報・監視カメラは宿泊研修棟の管理事務所で監視できるようにする。
- (エ) 園路となる橋面舗装、伸縮装置、階段段鼻等を整備すること。
- (オ) 福祉都市環境整備指針に則った施設の整備を行う。
- (カ) 既設化粧パネル及び取付金物を撤去し、配線等が露出する箇所に配線カバーを取り付けること。露出した鉄骨躯体を含めて、全面塗り替えを行うこと。
- (キ) 各所の止水対策を行うこと。

(4) 休憩施設

ア 基本方針

- (ア) 利用者の休憩等を目的に南児童園等に計画する。

イ 整備内容

- (ア) 南児童園の既存トイレを建替え、50㎡以上の屋根付き休憩所・男女トイレ・多目的トイレを整備すること。なお、提案により店舗等の併設も可能とする。
- (イ) 福祉都市環境整備指針に則った施設の整備を行う。
- (ウ) トイレの仕様は、陸上競技場の一般観客用トイレに準じる。ただし、一般用トイレには温水洗浄式暖房便座は不要とする。
- (エ) 多目的トイレには、温水洗浄式暖房便座を設置し、警報装置を管理事務所へ接続する。

(5) 第1・3・4・5駐車場・臨時駐車場

ア 基本方針

- (ア) 駐車場の利便性を高めるために整備する。

イ 整備内容

- (ア) 駐車場管制機器を更新する（令和5年3月末までに行う。ただし、臨時駐車場を除く）。
- (イ) 駐車スペースのライン引きを行う。
 - ※ 建設中の第5駐車場は、本事業において、第1・3・4駐車場と同じく管制機器を更新する。
- (ウ) 渋滞対策を検討し、市と協議の上、実施すること。

第5 公園整備施設にかかる設計要件

1 基本要件

公園整備施設の計画方針は、マスタープランを参照し、方針に合致した計画とすること。

2 公園整備施設にかかる要求水準

整備にあたっては、市民等と連携した施設運営を実施していくことを念頭に、遊具等の整備計画について市民意見等を集約した上で施設整備を実施すること。

また、必要に応じて公園整備施設以外の公園施設を整備する場合においても、以下の要求水準を満たすこと。

(1) 全体共通の要求水準

ア 広場・園路

- (ア) メイン園路は、歩行者、自転車、車いす、ベビーカー、ジョギングランナー等が利用可能な幅員を確保し、公園内を散策できるルート構成とすること。
- (イ) 主要な施設と施設の移動経路については、都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン、福祉都市環境整備指針に沿った園路を1経路以上整備すること。
- (ウ) 適切な間隔で公園灯を設置すること。設置にあたっては、便益施設の周辺は50ルクス以上、公園入口、園路の交差・分岐部等の主要な部分は5ルクス以上、その他は1～3ルクス程度の照度を確保できるように配置すること。ただし、市民意見を集約した上で照度を決定すること。LEDとし、タイマー式、自動点灯式とすること。
- (エ) サブ園路は歩行者、自転車、車いす、ベビーカー等が利用可能な幅員を確保すること。
- (オ) 広場・園路はバリアフリー化を図ること。
- (カ) 駐車場への乗入れのため、一般車両が走行する公園内の通路は車両の走行に支障が無い幅員の確保、周辺道路への交通渋滞などの影響を考慮した滞留スペースの確保、防災時の機能等を考慮すること。
- (キ) 園路は管理用車両、緊急用車両の通行も可能とすること。
- (ク) 遊具などを設置する場合は、デザイン、素材、色彩等、周辺環境との調和に配慮すること。
- (ケ) 広場用途に応じて必要となる電源、給排水等設備等を整備すること。
- (コ) 園路は、非常時における避難経路を確保するため、公園区域外の周辺施設との動線に配慮すること。
- (サ) 舗装材は、快適性、耐久性、経済性、景観性、維持管理の容易性等の観点から判断した舗装とすること。
- (シ) 地盤整備にあたっては、排水機能を確保するよう配慮すること。

イ 植栽

- (ア) 植栽は利用者にとって快適で見通しのよい環境とすること。
- (イ) 十分な植栽スペースを確保し、緑豊かな空間の創出に配慮すること。
- (ウ) 地域に適した既存の樹木をできる限り活用すること。また、周辺環境と調和した計画とすること。
- (エ) 広場・園路、遊戯施設、提案施設等の整備にあたり樹木の撤去が必要となる場合は、樹木医の診断を受け、状態のよい樹木は瑞穂公園内に移植すること。
- (オ) 既存のまま生かす樹木については、必要に応じて健全な樹木の生育に必要な剪定を実施すること。
- (カ) 新たに樹木や草花の植栽にあたっては、周辺の景観と調和した樹種とするなど配慮すること。
- (キ) 公園のランドマークとなっている既存樹木は極力残置すること。既存樹木を残置する場合は、健全度診断の上、樹木の生育に必要な措置をとること。
- (ク) 公園内で緑陰を形成している樹林は極力残置すること。ただし、樹林を構成する個々の樹木については、健全度診断の結果や、樹木の生育空間が十分に確保されているかどうかを検討の上、必要に応じて間伐等の措置をとること。
- (ケ) 見通しを阻害している植栽については、防犯の観点から必要に応じて移植や撤去など必要な措置をとること。
- (コ) 植物管理作業のために十分な間隔で散水栓等を整備すること。
- (サ) 公園内のエントランスにあたる部分には花壇等を配置し、周景に配慮すること。

ウ 休養施設

- (ア) 利用者が休憩できるように、四阿やベンチ・テーブル、パーゴラ等を適宜設置すること。
- (イ) 年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが利用しやすい施設にすること。
- (ウ) 設置する空間や利用形態（座る、観る、寝転ぶ、飲食する等）に合わせた規模及び形状とし、適切に配置すること。
- (エ) 四阿やパーゴラは、外周に柱を複数配置するなど、災害や老朽化による転倒等が起きにくい構造とし、災害時に防災施設として転用可能な機能を有すること。

エ 遊戯施設

- (ア) 「遊具の安全に関する規準」に適合した製品を使用すること。
- (イ) 維持管理・修繕などが容易な構造であること。
- (ウ) 高難度系遊具は原則新設しない。高難度系遊具の安全領域内は、落下高さに応じた衝撃吸収性能を有する素材を選定し、敷設すること。また、定期

点検の際に落下衝撃測定器による測定を行わなければならない。

- (エ) 安全領域内に、障害物(植栽、公園灯、マンホール、縁石などの施設)や固い設置面がないよう配置すること。また、利用者が落下するおそれのある箇所については、石等の障害物を確実に除去すること。
- (オ) 遊具利用動線内における硬質舗装はなるべく避けること。
- (カ) なるべく土地の特性(起伏・地物等)を生かすこと。
- (キ) S P表示認定企業が設計・製造・販売・施工する遊具については、「S Pマーク」を付した「S P製造表示ラベル」を添付すること。
- (ク) コンクリート基礎の天端は設置面より 100 mm以上下げること。
- (ケ) 遊具については、各児童園の規模に合わせて計画を複数提案し、市との協議及び市民意見を踏まえて設置すること。

オ 案内板等

- (ア) 既存の案内板は、建築にかかるサイン計画と整合を図り、公園一建築一体で統一感のある調和のとれた計画として再整備すること。
- (イ) 利用者が認識しやすい位置に、総合案内板及び公園内の施設や公共交通機関などの行き先を示す誘導表示等の案内板を設置すること。
- (ウ) 日本語と英語の併記を基本とし、総合案内板は中文(繁体字、簡体字)と韓国語も併記すること。
- (エ) 表記については、ピクトグラムを使用するなど視覚的に分かる配慮すること。
- (オ) サインシートは耐候性仕様とすること。
- (カ) サインデザインは Adobe イラストレーターにて行い、今後の維持管理修繕のため、オリジナルデータ(ai)を提出すること。なお、このサインデザインの著作権は、市に帰属するものとする。

カ 史跡ガイダンス機能

(ア) 共通事項

(a) 埋蔵文化財への配慮	史跡大曲輪貝塚・大曲輪遺跡を除く、瑞穂公園内に所在する埋蔵文化財(瑞穂2号墳・下内田貝塚・瑞穂グランド遺跡)については、下記のように取り扱う。 ・瑞穂2号墳は、現状の地形を適切に保存し、地盤の掘削等は行わないこと。 ・下内田貝塚、瑞穂グランド遺跡については、地下の埋蔵文化財(遺跡を構成する土層や遺構など)の現状保存を原則とする。遺跡の範囲内で、土地の掘削等を伴う工事を行う場合は、文化財保護室学芸員との事前協議を行った上で、文化財保護法に基づき事
---------------	--

	前の通知（届出）を提出し、それに対する指示に従うこと。
(b) 説明板	説明板の文章については、日本語に加え、英語、中文（簡体字・繁体字）、韓国語も表記すること。ただし、日本語の文章全てを他言語で表記するのかどうかは今後の協議とする。他言語の翻訳については、必ずネイティブチェックを行うこと。 説明板の作成にあたっては、文化財保護室学芸員が主として原稿作成を行うこととし、文章の量、構成、デザインなどは事業者提案をもとに協議とする。
(c) 学芸員との協議、学芸員の立会	全ての整備にかかる要件として、受注者の提案にもとづき、文化財保護室学芸員との協議、文化庁及び有識者の指導を踏まえ、設計・施工を進めること。現地での施工に際しては、文化財保護室学芸員立会のもと実施すること。

(イ) 史跡・遺跡整備の方向性

- a 史跡・遺跡（以下、史跡等）を適切に保存するとともに、史跡等の特徴や魅力をわかりやすく見せることにより、史跡等の大切さや保存の必要性を市民に感じてもらえる整備を目指す。
- b 日常的な公園利用の中でも史跡等を知ることができるようにし、より多くの利用者が名古屋の歴史の始まりに触れ、身近に感じてもらえるきっかけとなる空間を整備していく。
- c 整備された史跡やガイダンス機能の整備により、現代の風景のなかにおいても、縄文時代の風景、縄文時代の人びとの暮らしの様子をイメージすることができるようにする。

(ウ) 史跡広場の整備

- a 史跡指定地及びその周囲を範囲として、史跡広場を整備すること。
- b 史跡広場は、史跡の見学や学習だけでなく、普段は瑞穂公園の来訪者が集い、憩うことができる場、健康づくりの場、スポーツ大会などイベント開催時には、それに付随したイベントスペースとしても活用する。
- c 史跡広場のメインとなる出入り口は、山崎川沿いの散策路側に設けること。利用者の多くが史跡広場をとおり、史跡広場が多くの人びとが集まる場所となるよう、川沿いの散策路を活かした、史跡広場周辺の動線計画を行うこと。
- d 史跡広場の名称について、史跡大曲輪貝塚や縄文時代にちなんだもので、利用者に親しまれ、愛着をもってもらえるような名称を提案するこ

と。

- e 史跡広場が、様々な行為が重層的に行われる場所となるよう、以下のよう
な魅力ある空間づくりを提案すること。
 - ・ベンチ等の設置
 - ・サクラの花をきれいに望むことができるようにする
 - ・利用者に愛着をもってもらえるようなモチーフ（例えば、貝塚に
ちなんだ貝殻など）を用いる 等
- f 上記の空間づくりにあたり、史跡指定地内には史跡の保存・活用に資す
るもの以外は設置できない。また、史跡の景観に悪影響を与えたり、学
術的に史跡の誤った理解につながったりすることがないように十分留
意すること。

(エ) 史跡標識の移設

- a 既存の史跡標識について、史跡広場の整備、説明板・立体模型・貝層の
平面表示等の整備、ガイダンス機能の位置・内容等を踏まえ、史跡見学
の上で適切かつ効果的な位置に移設すること。

(オ) 史跡境界標の設置

- a 文化財保護法第 115 条第 1 項、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規
則に基づき、史跡大曲輪貝塚の史跡指定範囲の境界線に、境界標を設置
すること。
- b 史跡境界標の仕様については、史跡名勝天然記念物標識設置基準規則
に基づき、文化財保護室学芸員と協議の上、決定すること。
- c 設置する史跡境界標の数量、設置箇所については、史跡大曲輪貝塚指定
範囲の境界線の屈折点等に設置すること。

(カ) 貝層の平面表示の整備

- a 史跡指定地内の地下に埋もれている貝層の平面状況を見せることによ
り、史跡の本質的価値を視覚的に顕在化させるため、史跡指定地内に貝
層の平面表示を整備すること。
- b 貝層の平面表示は、実物を露出展示するのではなく、発掘調査によって
検出された貝層の平面状況を、別素材のものに色や形などを忠実に再現、
表示したものとし、発掘調査で検出された貝層の位置と、基本的に同じ
平面位置に整備すること。
- c 貝層の平面表示本体の材質や大きさ、表現については、上記の平面表
示整備の目的、発掘調査の範囲等を踏まえ、整備の目的を達成すること
ができるものとする。

(キ) 立体模型の製作・設置

- a 現在とは大きく異なる縄文時代の海岸線の位置と、大曲輪貝塚の位置、また、貝塚周辺の地形を見学者がわかりやすく理解できるように、地形の立体模型を製作・設置すること。
- b 立体模型の見学をととして、貝塚が当時の周辺の自然環境と深くかかわって形づくられたものであること、縄文時代の人びとが定住的な生活を始めたことが理解できるようにする。
- c 立体模型は、史跡大曲輪貝塚近接地（史跡指定地外）に設置する。
- d 設置位置の決定にあたっては、史跡大曲輪貝塚の説明板との位置関係等を踏まえ、史跡の見学上最も効果的な位置を選定し、設置すること。

(ク) 説明板・総合案内板・案内板の製作・設置

- a 史跡大曲輪貝塚、下内田貝塚、瑞穂2号墳、瑞穂グランド遺跡、江戸時代勝示の5か所に各文化財を解説する説明板を設置すること。
- b 上記説明板設置箇所のうち、江戸時代勝示については、現在文化財のある箇所に見学者が立ち入ることができないことから、説明板の設置と合わせ、見学に支障となるフェンスの移設等を行い、見学者がアクセスすることができる動線を確保すること。
- c 史跡大曲輪貝塚の近辺に瑞穂公園内の文化財等の位置、各文化財をめぐる散策コースのルート、各文化財の内容等を紹介、案内する総合説明板を設置すること。
- d 説明板を設置した文化財の位置、散策コースのルート、公共交通機関等を案内する案内板を設置すること。案内板の設置箇所数は、瑞穂公園内の園路の位置、動線等を踏まえ、提案とする。
- e 説明板等に使用するシートは耐候性仕様とすること。デザインデータはAdobe イラストレーターにて行い、今後の維持管理修繕のため、市にオリジナルデータ（ai）を提出するとともに、無償使用させること。なお、このサインデザインの著作権は、市に帰属するものとする。

(ケ) デッキにおける展望箇所の設定と説明板の設置

- a 陸上競技場の西側に整備するデッキに、高い場所から周辺の地形・景観を眺め、縄文時代の地形を想像することができる展望箇所を設定すること。
- b 展望箇所には、景観・地形の解説や、見学者が縄文時代の地形を想像できる説明板を設置すること。

(コ) ガイダンス機能の整備

- a 現地の史跡の見学と合わせ、史跡大曲輪貝塚及び縄文時代に対する興味・関心をもってもらうため、史跡の近接地に、史跡大曲輪貝塚及び大曲輪遺跡の出土品等を展示するガイダンス機能（展示機能）を整備すること。
- b ガイダンス機能の展示について、屋外の史跡並びに史跡整備と一体の展示として捉え、展示のコンセプトを決定すること。
- c 屋外の史跡並びに史跡整備を含め、縄文時代の魅力を感じることができ、かつ陳腐化することのない展示を目指すこと。
- d 子どもから大人まで幅広い年齢層、様々な地域・国籍の来訪者、縄文時代や歴史への関心が異なる様々な来訪者に対して、史跡大曲輪貝塚や縄文時代への興味・関心をかきたてる、魅力あるわかりやすい展示計画とすること。
- e 史跡大曲輪貝塚をとおして、縄文時代、日本の歴史の魅力を、日本のみならず、世界にも発信できるような、広い視野に立った展示計画・内容とすること。
- f 現在、名古屋市博物館において、史跡大曲輪貝塚及び大曲輪遺跡の出土品の一部を常設展示している。市博物館の展示と、本ガイダンス機能の展示はその役割を明確に分け、本ガイダンス機能の展示は、史跡大曲輪貝塚及び大曲輪遺跡、縄文時代に興味関心をもってもらうきっかけとなるもの、また、より深く知りたいと思う方を市博物館へと導くための展示ともなるよう計画すること。
- g ガイダンス機能の計画にあたっては、「文化財公開施設の計画に関する指針」（平成7年、文化庁文化財保護部）の基本的な考え方や具体的留意事項を踏まえること。
- h 展示品に悪影響を与えないよう、躯体部分等の工事により発生するアンモニア等のガスに対する適切な対策を講じること。
- i 地震の振動等により、展示品、展示用品等が落下・転倒することがないように、落下・転倒防止措置を施すこと。
- j 展示品、展示用品の防災、防火、防犯、保全、いたずら防止等を確保するとともに、観覧者の安全に配慮した、適切な防災・防犯設備を備えること。
- k 史跡大曲輪貝塚及び大曲輪遺跡の出土品や復元模造品・複製品の展示、解説グラフィック・ネームキャプション、映像・情報技術等、模型などを用いて、発掘調査・研究から明らかになった史跡大曲輪貝塚及び大曲輪遺跡の内容や特色、歴史的な価値などを、わかりやすく紹介・解説する展示計画とすること。

- 1 展示を構成する、各展示テーマの例として、下記のようなテーマを想定する。
- ・大曲輪貝塚（大曲輪遺跡）の場所で暮らし、活動していた縄文人はどんな特徴をもち、どんな姿をしていたのか。
→埋葬された縄文人の人骨を題材に、そこからわかることを伝える。
 - ・大曲輪貝塚（大曲輪遺跡）の場所での、縄文人のくらしはどのようなものだったのか。
→食べることを中心に、どんなものを食べていたのか、食べ物をとる方法、調理方法など。貝塚の貝層の調査・分析からわかることを伝える。
 - ・縄文時代のムラはどのような風景だったのか
- m 史跡大曲輪貝塚の内容や特色、歴史的な価値などについては、「史跡大曲輪貝塚保存活用計画」、「国指定史跡大曲輪貝塚リーフレット」を参照すること。
- n 車いす使用者や、視覚障害者を含めた全ての方々が利用しやすく、展示内容をわかりやすく理解することができるよう、ハード・ソフト両面からユニバーサルデザインに配慮した展示の計画・内容とすること。
- o 展示が長期にわたって固定化するのを避け、最新の調査・研究成果等を的確かつ迅速に反映することができるよう、展示構成の変更や展示品の入れ替え・追加が容易にできる展示計画・仕様・設備とすること。
- p 出土品等の展示にあたり展示ケースを設置する場合は、展示品の大きさや展示作業上の安全性、機能性及び耐震性、観覧者の見学の快適性等を考慮して展示ケースの設計を行うこと。
- q 展示ケースを設置する場合、展示ケースのガラス等は十分な強度をもち、映り込みを軽減したものを使用すること。また、地震等の不慮の事故を考慮したガラスの仕様とする。
- r 史跡大曲輪貝塚及び大曲輪遺跡の出土品は下記のとおり。
- ・調理・加工の道具
縄文土器、石器（石錘・石匙・スクレイパー・磨製石斧・磨石敲石・石皿）、骨角器（針・ヘラ）
 - ・獣をとる道具（狩猟具）
石器（石鏃）、骨角器（鏃・根ばさみ）
 - ・魚をとる道具（漁労具）
石器（石錘）、骨角器（ヤス）
 - ・採集具
石器（打製石斧）
 - ・装身具
土製品（土玉・土製耳飾り）、玦状耳飾り、管玉、貝輪

- ・ 祈りの道具
土偶、石棒石刀
- ・ その他
人骨、貝類、獣骨、魚骨
- s 展示品として、発掘調査で見つかった埋葬された縄文人の人骨、イヌの骨にもとづく縄文人・イヌの復元模型、名古屋市博物館に展示されている剥ぎ取り土層断面にもとづく貝塚の貝層の模型を制作すること。
- t 縄文人、イヌの復元模型制作の目的として、人骨、イヌの骨に対して、生前の姿を復元し、縄文人に親しみを感じてもらえるようにし、縄文人の体格や背の高さ、顔の形、抜歯の風習など、現代人との違いを知ってもらえるようにする。
- u 貝塚の貝層の模型制作の目的として、貝層の厚み等を実寸大で示すことで、貝層のスケール感を感じてもらえるようにする。
- v 縄文人、イヌの復元模型のほか、ガイダンス機能の展示内容、説明の構成に際して必要と判断される模型、出土品の復元模造品・複製品の制作は受注者の提案とする。

キ 管理施設

(ア) 車止め

- a 公園外周部、出入口、エントランス等には、利用者の安全確保及び車の進入防止のため、車止めを設置すること。

(イ) 転落防止柵

- a 高低差が生じる箇所には、利用者の転落防止のための転落防止柵を設置すること。

ク インフラ（電気、ガス、上下水道等）

(ア) 電気

- a 公園灯は、既存のものをLED化し、必要に応じて新設すること。
- b 公園のメイン園路は5lx以上を確保し、設計時に市と協議を行うものとする。
- c 環境に配慮し、太陽光発電等を考慮すること。
- d 受電方式は、提案に基づき適切な方式とすること。
- e 公園に供する配管配線設置を行うこと。

(イ) ガス

- a 既存のガス（都市ガス or LPガス等）の利用を基本とするが、事業者から合理的な提案がある場合は市と協議の上、決定する。

- (ウ) 給排水施設
 - a 公共下水道へ接続する施設計画とすること。既存施設の利用を前提とするが、計画によって布設替え、新設が必要な場合は、市との協議の上、決定すること。
 - b 新たな引き込み等においては、各インフラ管理者と協議を行うこと。
- ケ 自転車駐車場
 - (ア) 公園内の各施設利用者数の想定に応じた必要な自転車駐車場を公園内に設置すること。
 - (イ) 配置は利用者の利便性だけでなく、沿道や周辺からの見え方に配慮した計画とすること。
 - (ウ) 各種舗装材は耐久性・経済性・維持管理の容易性等の観点から判断した材料とすること。
- コ その他
 - (ア) 施設整備は福祉都市環境整備指針を遵守すること。
 - (イ) 合理的な台数の水飲み場・手洗い場を適宜設置すること。
 - (ウ) 施設のデザインは、周辺景観を先導する質の高い洗練されたデザインになるよう努めること。
 - (エ) 施設の素材、色彩は、周辺環境との調和に配慮すること。
 - (オ) 太陽光発電や省エネルギー型器具等の導入を検討する等、環境に配慮すること。
 - (カ) 移動式販売車の設置を予定する場合は、必要な設備（給排水、電源）を確保すること（移動式電源は不可とする）。
 - (キ) 市民の健康増進のためイベント計画（親子向け、高齢者向け）（ラジオ体操、ランニング、ヨガ、森林セラピーなど）を提案し、イベント開催に必要なとなる広場等についてはイベント参加人数に応じた規模を各所で確保すること。

(2) 公園整備施設の要求水準

ア 緑陰広場

- (ア) 広場・園路
 - a 緑陰でゆっくり休憩できる林間の広場を整備すること。
 - b 既存の高木をできるだけ保全しながら林間散策園路を整備すること。
 - c 陸上競技場の東側園路については、整備完了後も現状と同様、一般車両の通行を可とする。園路の線形変更が必要な場合は、関係者と協議の上、計画すること。

- (イ) 植栽
 - a 瑞穂公園で最も豊かな緑量を持った園地として、周辺の緑との連続性確保も考慮しながら既存の緑の保全を図ること。
 - b 快適な緑陰空間の形成と生物の生息環境の向上の両面に配慮し、既存樹木の保全とともに、豊かな樹林へ育成を行うこと。
 - (ウ) 休養施設
 - a 既存の高木をできるだけ保全しながら林間に適宜ベンチ・テーブル等を設置すること。
- イ 東小広場
- (ア) 広場・園路
 - a 瑞穂公園のエントランス性を考慮した景観となるよう計画すること。
 - (イ) 植栽
 - a 公園のランドマークとなっている既存樹木は極力保全すること。
 - (ウ) 休養施設
 - a 適宜、四阿やベンチ・テーブル、パーゴラを設置すること。
- ウ 瑞穂橋
- (ア) 広場・園路
 - a 快適な歩行空間として橋面舗装、伸縮装置等を整備すること。
- エ 東児童園
- (ア) 広場・園路
 - a 子どもたちが想像力で工夫し、遊びを作り出すことのできる自由な遊び場を整備すること。
 - b 南東部の広場（平場部分）については、整備対象外とする。
 - (イ) 植栽
 - a 既存の落葉広葉樹（アベマキ等）の植生・景観に調和した植栽とすること。
 - (ウ) 遊戯施設
 - a 未就学児～小学生を利用対象とした冒険遊びができる遊具を児童園の規模に合わせて設置すること。
 - b 既存遊具は適宜処分又は移設すること。
 - (エ) 休養施設
 - a 既存の四阿を撤去の上、適宜保護者が見守れる適切な場所に新設すること。

オ 南児童園

(ア) 広場・園路

- a 瑞穂公園のエントランス性を考慮した景観となるよう計画すること。
- b 様々なイベントに活用しやすい広場や、利用者の憩いの場として活用できる場とすること。
- c 平常時及びイベント利用時の両方に配慮した空間規模とすること。
- d 2,000 m²以上の芝生広場を整備すること。
- e 瑞穂2号墳については、文化財保護室学芸員との協議の上、樹木を適宜伐採・剪定し、古墳の形・大きさが分かるようにすること。現状の地形を適切に保存し、地盤の掘削等を行わないこと。なお、古墳の範囲等を確認するため、事前に市において発掘調査を実施する計画である。

(イ) 植栽

- a 公園のランドマークとなっている既存樹木は極力保全すること。

(ウ) 遊戯施設

- a 未就学児～小学生を利用対象とした遊具を児童園の規模に合わせて設置すること。
- b 障害のある子もない子も一緒に安全安心に遊べるインクルーシブ遊具を設置すること。
- c 大人が利用でき、運動機能を維持・向上させることのできる健康遊具を設置すること。
- d 既存遊具は適宜処分又は移設すること。ただし、市の指定するもの（寄付及びネーミングライツ料により設置した遊具等。添付資料 10「既存記念品等一覧」参照。）は存置することとし、移設が必要な場合は市と協議すること。

(エ) 休養施設

- a 50 m²以上の屋根付き休憩所・男女トイレ・多目的トイレを整備すること。なお、提案により店舗等の併設も可能とする。
- b 適宜、四阿やベンチ・テーブル、パーゴラを設置すること。

カ 北児童園

(ア) 広場・園路

- a 視認性のよい広場を整備すること。

(イ) 植栽

- b 視認性を踏まえた植栽とすること。

(ウ) 遊戯施設

- a 提案により景観改修を実施すること。
- b 既存遊具は適宜処分又は移設すること。

(エ) 休養施設

- a ベンチ・テーブル付きの四阿及びパーゴラを設置すること。

キ やすらぎ広場

(ア) 広場・園路

- a 花壇等植栽の豊かな散策園路として整備すること。
- b 建物沿いの狭小な園路を可能な限りバリアフリー化を図り、安全で快適な歩行空間として整備すること。

(イ) 植栽

- a 花壇等豊かな植栽を整備すること。

ク 水の広場

(ア) 広場・園路

- a 既存の噴水を撤去の上、提案により改修を実施すること。

ケ 松並木散策路

(ア) 広場・園路

- a 快適な歩行及び滞留空間としてふさわしい園路・広場として補修すること。

(イ) 植栽

- a 公園のランドマークとなっている既存樹木は極力保全すること。

(ウ) 休養施設

- a ベンチ・テーブル等の休養施設を適宜設置すること。

コ 施設用地（整地）

(ア) 広場・園路

- a 整地後の暫定利用は、自由広場とする。それを踏まえ、必要な電気、機械設備を設置するとともに、必要に応じてフェンスを設置するなど、利用者の安全対策を図ること。
- b 整地は全面フラットとし、レベルは北側道路に合わせること。
- c グリーンサンド程度の仕上げとし、十分な排水機能を持たせること。
- d 整地に先立ち、汚染土壌の除去を行うこと。また、除去に伴う行政手続きに必要な書類作成を行うこと。汚染土壌の場所や数量については、参考資料4「土壌汚染調査報告書 施設用地」に示す。

(イ) 植栽

- a 公園のランドマークとなっている既存樹木は極力保全すること。

- (ウ) 男女仮設水洗トイレ
 - a 利用者が利用できる仮設水洗トイレを設置すること。

- サ 市道萩山町第 14 号線（廃道予定）
 - (ア) 園路
 - a 歩行者及び車両が安全に通行可能となるように段差等の解消を図ること。

- シ 市道山崎川右岸線第 2 号（廃道予定）
 - (ア) 園路
 - a 山崎川散策路（事業区域外含む）と統一感ある調和のとれた計画とすること。
 - b 園路は歩行者以外に管理用車両、緊急用車両の通行も可能とすること。
 - c 舗装材は、快適性、耐久性、経済性、景観性、維持管理の容易性等の観点から判断した舗装とすること。

- ス 山崎川散策路
上記、シ 市道山崎川右岸線第 2 号（廃道予定）に同じ。

- セ その他の施設（やまものの丘他）
提案により、景観改修を実施することは可能だが、下記の施設については、公園利用者が継続的に使用可能な状態を維持すること。
 - (ア) ゲートボール場
 - (イ) 多目的広場
 - (ウ) こども広場

第6 設計業務に関する事項

1 総則

(1) 本業務の目的

設計業務は、本事業において整備する施設が「第3 陸上競技場等にかかる設計要件」、「第4 その他の建築整備施設にかかる設計要件」及び「第5 公園整備施設にかかる設計要件」を満たし、本事業の目的に合致して、誰もが安全、快適かつ便利に利用できるサービスを提供することが可能な施設を設計することを目的とする。

(2) 業務区分

- ア 事前調査業務
- イ 設計業務
 - (ア) 基本設計
 - (イ) 実施設計
- ウ 各種申請等業務
- エ セルフモニタリング業務
- オ その他設計業務において必要な業務

(3) 業務期間

設計業務の期間は、供用開始日に間に合わせるように事業者が計画すること。具体的な設計業務の期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

(4) 実施体制

事業者は設計業務責任者を配置し、設計業務計画書と合わせて設計着手前に市に通知する。

組織体制には、管理技術者、建築意匠設計担当者、建築構造設計担当者、電気設備設計担当者、機械設備設計担当者、公園設計担当者の記載を必須とし、その他の担当技術者の配置は任意とする。

(5) 報告事項

ア 設計業務計画書

事業者は、設計業務着手前に設計業務計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出し、確認を受けること。

- (ア) 設計業務実施体制表
- (イ) 設計業務工程表
- (ウ) 設計業務責任者届（経歴書添付）
- (エ) 設計業務着手届

イ 設計業務に係る必要書類

基本設計終了時及び実施設計終了時に添付資料11「基本設計業務提出図書一覧」、添付資料12「実施設計業務提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を検査・確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。

提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示するところによるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準」によるものとする。

ウ 業務報告書

設計業務については、以下の報告書を提出すること。

(ア) 年次業務報告書

(6) その他

ア 市監督員の事業者への確認、指摘、協議等は、全体統括責任者を通じて行う。この場合、全体統括責任者への到達により事業者へ到達したものとみなす。

イ 事業者の市監督員への報告、協議、提案、提出、通知、打合せ等については、全体統括責任者を通じて行うこと。この場合、市監督員への到達をもって、市に到達したものとみなす。

ウ 報告等については、書面を電子メール等により提出することを原則とする。ただし、市の求めがある場合は、紙媒体により直接提出すること。

2 要求水準

(1) 事前調査業務（設計）

事業者は、自らの提案において必要となる現況調査（既存工作物、植栽等を含む）、敷地測量、地質調査、電波障害調査等、各種調査業務を事業者の責任において、必要な時期に適切な内容で行うこと。

事業者は、本計画に必要な範囲において、上下水道、ガス、電力、通信等の状況等を調査し、必要に応じて関係機関と協議を行い、市に報告すること。

事業者が市の協力を必要とする場合、市は資料提供、その他について協力する。

(2) 設計業務（基本設計・実施設計）

ア 業務の実施

(ア) 事業者は、関連する法規制に関する関係部局への事前相談、協議等を基本設計初期段階から行うこと。なお、市は、設計の検討内容について、いつでも事業者を確認できる事とする。

(イ) 市は、設計内容に対し、工期及び費用の変更を伴わず、かつ事業者の提案の範囲を逸脱しない範囲で、変更を求めることができるものとする。また、事業者として設計変更の必要性が生じた場合は、その変更内容及び概算費用について市の事前承諾を得た上で、設計変更を行うことができる。

(ウ) 事業者は、基本設計完了時及び実施設計完了時に、それぞれ事業者が、本業務要求水準書に記載されている要求水準及び事業者が提案書に記載した項目が遵守されているかどうかについて、市に報告及び説明を行うこと。

イ 設計計画書及び設計業務完了届の提出

(ア) 事業者は、現場確認等の事前調査を行った上で、基本設計及び実施設計それぞれについて、設計着手前に詳細工程表を含む設計計画書を作成し、市

と協議を行うこと。

- a 設計業務着手届
- b 詳細工程表
- c 組織体制表
- d 管理技術者・担当者届（担当毎に、経歴書を添付のこと。）
- e 協力技術者届

- (イ) 設計業務が完了したときは、基本設計及び実施設計それぞれについて、市に「設計業務完了届」を提出するものとする。

ウ 基本設計及び実施設計にかかる書類の提出

基本設計終了時及び実施設計終了時に添付資料 11「基本設計業務提出図書一覧」、添付資料 12「実施設計業務提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は内容を確認し、その結果（是正箇所がある場合には是正要求も含む）を通知する。

エ 積算業務

基本設計完了時及び実施設計完了時において、設計内容に基づいた積算を行うこと。また、以下の内容にて請負代金内訳書を作成し、提出すること。

- (ア) 内訳書は、R I B C 2 により作成すること。（R I B C（リビック）2とは、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」を指す。）
- (イ) 以下のものを提出すること。
 - a 請負代金内訳書（金入）（R I B C 2 データ及び印刷物）
 - b 請負代金内訳書（金抜）（R I B C 2 データ及び印刷物）
 - c 参考見積を徴収した場合は参考見積書（P D F データ及び印刷物）

オ 各種団体等へのヒアリング等実施業務

- (ア) 設計及び施工段階において、市が指定する高齢者、障害者、子育てに関わる団体等に対して、整備業務に関する意見等のヒアリングを適宜実施すること。また、事業者が、意見交換、ワークショップ等を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。
- (イ) 上記のヒアリング等で得られた意見等を集約して、できる限り施設計画へ反映すること。

カ 競技団体へのヒアリング等実施業務

- (ア) 設計及び施工段階において、市が指定する競技団体に対して、整備事業に関する意見等のヒアリングを、月 2 回程度定例的に実施すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。
- (イ) 上記のヒアリング等で得られた意見等を集約して、できる限り施設計画へ反映すること。

キ 有識者によるモニタリング

- (ア) 実施にあたり、資料の作成、会場・飲料の手配、有識者への謝金の支払い、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。なお、有識者の指定は市が行う。
- (イ) 令和3年度から令和9年度までの間に計10回程度、有識者各6人程度を想定している。謝金は名古屋市の規定による。(令和2年度は12,600円/人・回)

ク 史跡ガイダンス機能整備に伴う有識者会議への出席

- (ア) 史跡ガイダンス機能の設計及び施工段階において、その設計及び施工内容について、有識者等の指導を受けるため、文化財保護室は有識者会議を開催する。事業者は、有識者会議に出席するとともに、文化財保護室が行う会議資料の作成に協力すること。
- (イ) 有識者会議における意見を、文化財保護室学芸員との協議を踏まえ、設計、施工計画に適切に反映させること。

ケ パークマネジメント活動業務

- (ア) 「第10 維持管理運営業務に関する事項 2 要求水準 (1)指定管理者が実施する業務 シ」に基づいて実施すること。

コ 工事施工段階における設計意図伝達業務

国土交通省告示第98号 別添一 1項三号に定められた標準業務を行うこと。

(3) 各種申請等業務

本業務に必要な各種申請等を実施すること。

ア 各種申請

- (ア) 事業者は、施設整備に伴う各種申請の手続きを事業スケジュールに支障が無いよう、適切な時期に実施すること。
- (イ) 整備事業にかかる建築確認申請は、特別目的会社を建築主とする確認申請とする。なお、申請を行う際には、事前に市に説明を行い、確認を受けることとし、建築確認済証取得時には、市にその旨報告を行うこと。

(4) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、設計業務着手前に設計業務計画書を市へ提出し、市が要求した事業スケジュール等に適合している事の確認を受けること。
- イ 設計業務に係る要求水準確認計画書においては、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法(性能を証明する書類等)、確認時期(設計図書の作成時期等)、確認者、その他必要な事項を記載すること。
- ウ 基本設計完了時、確認申請前、実施設計完了時に、事業契約書に定める図書と共に要求水準等確認報告書を市へ提出し、市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。なお、設計の各段階において確定しない事項がある場合は、「施工時に対応予定」である旨を要求水準等確認報告書に明記し、施工時に内容が確定した段階で、改めて市の確認を受けること。

(5) その他設計業務において必要な業務

事業者は、その他設計業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第7 工事監理業務に関する事項

1 総則

(1) 本業務の目的

工事監理業務は、設計業務において作成した設計図書に基づいて、建築整備施設及び公園整備施設の建設、解体・撤去が適切に実施されているかを確認することを目的とする。

(2) 業務区分

- ア 工事監理業務
- イ 各種申請等業務
- ウ セルフモニタリング業務
- エ その他工事監理業務において必要な業務

(3) 業務期間

工事監理業務の期間は、供用開始日に間に合わせるように事業者が計画すること。具体的な工事監理業務の期間については事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

(4) 実施体制

事業者は工事監理業務責任者を配置し、工事監理業務計画書と合わせて工事監理着手前に市に通知する。

組織体制には、管理技術者、建築担当技術者、構造担当技術者、電気設備担当技術者、機械設備担当技術者、公園担当技術者の記載を必須とし、その他の担当技術者の配置は任意とする。

(5) 報告事項

ア 工事監理業務計画書

事業者は、工事着手前に工事監理主旨書（工事監理のポイント等）、定例打合せ及び各種検査日時等を明記した詳細工程表を含む工事監理業務計画書を作成し、以下の書類とともに、市に提出して確認を受けること。

- (ア) 工事監理体制表
- (イ) 工事監理者選任届（経歴書添付）
- (ウ) 工事監理業務着手届

イ 業務報告書

工事監理業務については、以下の報告書を提出すること。

- (ア) 月次業務報告書
- (イ) 四半期次業務報告書
- (ウ) 年次業務報告書

(6) その他

ア 市監督員の事業者への確認、指摘、協議等は、全体統括責任者を通じて行う。こ

の場合、全体統括責任者への到達により事業者へ到達したものとみなす。

- イ 事業者の市監督員への報告、協議、提案、提出、通知、打合せ等については、全体統括責任者を通じて行うこと。この場合、市監督員への到達をもって、市に到達したものとみなす。
- ウ 報告等については、書面を電子メール等により提出することを原則とする。ただし、市の求めがある場合は、紙媒体により直接提出すること。
- エ 各施工段階における確認事項、確認方法、報告様式等については、添付資料 13「工事監理業務要項」に示すとおりとする。

2 要求水準

(1) 工事監理業務

ア 業務の実施

- (ア) 事業者は、工事監理の着手に際し、募集時の提案書類の詳細説明及び協議を実施するとともに、工事監理業務の実施体制、スケジュール等の内容を含んだ「工事監理業務計画書」を作成し、市の承諾を得ること。事業者は、「工事監理業務計画書」に基づき、建築整備施設及び公園整備施設の工事監理を行うこと。
- (イ) 工事監理者は、常駐して業務を行うこと。
- (ウ) 工事監理業務内容は、国土交通省告示第 98 号 別添一 2 項に定められた標準業務とする。

(2) 各種申請等業務

ア 業務の実施

- (ア) 事業者は、工事監理者に工事監理を行わせ、工事監理の状況について、毎月、監理日報、打合せ記録、主な工事内容、工事進捗状況及び器材・施工検査記録等を含んだ工事監理報告書を作成すると共に、定期的（毎月 1 回以上）に市に報告すること。また、市が必要に応じて現場の確認及び協議を求めた場合は、随時応じること。
- 市への完了検査報告は、工事監理者が事業者を通じて行う。

(2) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、工事監理業務の実施前に工事監理者が作成する業務計画書について、市の要求に適合していることの確認を受けること。
- イ 事業者は、定期報告する内容について、要求水準に適合していることの確認を受けること。
- ウ 事業者は、工事監理業務の完了前に要求水準等確認報告書と共に市へ報告し、要求水準に適合していることの確認を受けること。

(3) その他工事監理業務において必要な業務

事業者は、その他工事監理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第8 解体・撤去業務に関する事項

1 総則

(1) 本業務の目的

解体・撤去業務は、既設の陸上競技場及び整備事業において必要な建築物等の解体・撤去を目的とする。

(2) 業務区分

- ア 解体・撤去にかかる事前調査業務
- イ 解体・撤去にかかる設計業務
- ウ 解体・撤去工事業務
- エ 各種申請等業務
- オ セルフモニタリング業務
- カ その他解体・撤去業務において必要な業務

(3) 業務期間

解体・撤去業務の期間は、供用開始日に間に合わせるように、事業者が計画すること。具体的な期間については、事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

(4) 実施体制

- ア 事業者は解体・撤去業務責任者を配置し、業務実施体制について、業務の開始前に市の承諾を受けること。監理技術者、主任技術者及び現場代理人を変更した場合も同様とする。また、監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- イ 監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、法令に基づき、本事業の目的・趣旨・内容を十分に踏まえた上で選出すること。

(5) 保険

事業者は、工事期間中、自らの負担により次の保険に加入すること。

ア 工事保険

工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用の補償を行う。

- (ア) 対 象：本事業の工事に関する全ての建設資産
- (イ) 補償額：建築整備施設及び公園整備施設の再調達金額
- (ウ) その他：被保険者を事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び市とする。

イ 第三者賠償責任保険

工事中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償を行う。

- (ア) 対 象：建築整備施設及び公園整備施設内における建設期間中の法律上の賠償責任
- (イ) 補償額：任意
- (ウ) その他：被保険者を事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び市とし、交

差責任担保特約を付けること。

ウ その他の保険

事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入すること。

(6) 報告事項

ア 解体・撤去工事

(ｱ) 解体設計に係る書類

a 解体設計業務計画書

事業者は、解体設計業務着手前に解体設計業務計画書を作成し、以下の書類とともに市へ提出し、確認を受けること。

- (a) 解体設計業務実施体制表
- (b) 解体設計業務工程表
- (c) 解体設計業務責任者届（経歴書添付）
- (d) 解体設計業務着手届

b 必要書類

解体設計終了時に添付資料 14「解体・撤去業務提出図書一覧」に示す書類を提出すること。市は、内容を検査・確認し、その結果（是正がある場合には是正要求書を含む）を通知する。提出図書の体裁・部数については、別途、市の指示するところによるものとし、電子データの納品については、「電子納品に関する運用基準」によるものとする。

(ｲ) 解体・撤去工事に係る書類

a 解体工事施工計画書（着手前業務）

事業者は、解体・撤去工事着手前に解体工事施工計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。なお、提出書類は、解体・撤去企業、解体・撤去工事監理者、事業者で確認を行ったものを提出すること。

- (a) 工事実施体制表
- (b) 工事着工届
- (c) 現場代理人及び監理技術者届（経歴書添付）
- (d) 工事記録写真撮影計画書
- (e) 仮設計画書
- (f) 詳細工程表
- (g) 主要機器一覧表
- (h) 下請業者一覧表
- (i) 施工体制台帳の写し

(ｳ) 解体・撤去期間中業務に係る必要書類

事業者は、解体・撤去期間中に以下の書類を作成すること。市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- a 工事工程表
- b 工事報告書
- c 残土処分計画書・実施書
- d 産業廃棄物処分計画書・実施書
- e 再資源利用（促進）計画書・実施書
- f 主要工事施工計画書
- g 各種試験結果報告書
- h マニフェスト
- i その他工事施工に必要な届出等

(エ) 完成図書

事業者は、添付資料 14「解体・撤去業務提出図書一覧」に示す完成図書を提出し確認を受けること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途、市の指示に従うところとする。

(オ) 業務報告書

解体・撤去工事については、以下の報告書を提出すること。

- a 月次業務報告書
- b 四半期次業務報告書
- c 年次業務報告書

(7) その他

- ア 市監督員の事業者への確認、指摘、協議等は、全体統括責任者を通じて行う。この場合、全体統括責任者への到達により事業者へ到達したものとみなす。
- イ 事業者の市監督員への報告、協議、提案、提出、通知、打合せ等については、全体統括責任者を通じて行うこと。この場合、市監督員への到達をもって、市に到達したものとみなす。
- ウ 報告等については、書面を電子メール等により提出することを原則とする。ただし、市の求めがある場合は、紙媒体により直接提出すること。

2 要求水準

(1) 解体・撤去に係る事前調査業務

解体・撤去にあたり必要と考えられる調査を事業者の責任において、必要な時期に実施すること。

各調査においては、法令や各種基準に則り、適切な方法で行うこと。また、必要に応じて、周辺建物及び構造物等の家屋調査（事前・事後）を行うこと。

事業者が市の協力を必要とする場合、市は資料提供、その他について協力する。

(2) 解体・撤去に係る設計業務

参考資料9「現況施設一覧及び施設図面」やその他の既存図を参照し、現地調査の上、数量積算や工事計画に必要な図書を作成すること。

また、以下の内容にて請負代金内訳書を作成し、提出すること。

- (ア) 数量根拠は、公共建築工事積算基準及び公共建築設備積算基準による。
- (イ) 内訳書は、R I B C 2により作成すること。(R I B C (リビック) 2とは、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」を指す。)
- (ウ) 以下のものを提出すること。
 - a 請負代金内訳書(金入)(R I B C 2データ及び印刷物)
 - b 請負代金内訳書(金抜)(R I B C 2データ及び印刷物)
 - c 参考見積を徴収した場合は参考見積書(P D Fデータ及び印刷物)

(3) 解体・撤去工事業務

- ア 建築整備施設及び公園整備施設の整備にあたり、必要となる既存施設及び外構の解体・撤去を行うこと。
- イ 杭及び地下構造物については、全て撤去するものとする。事業範囲内の埋設配管及び柵等についても全て撤去とする。撤去後は雨水等の排水計画を行い近隣に影響が出ないようにすること。
- ウ 事業者は、解体・撤去工事の着手までに、解体・撤去業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ解体工事全体の「解体工事施工計画書」を作成し、市の承諾を得ること。事業者は、事業契約書、要求水準書、提案書、実施設計図書及び解体工事施工計画書に基づいて、既存施設及び外構の解体・撤去工事を実施すること。
- エ 既設の配管・配線を撤去する場合は、計画図を市へ提出し、確認を受けること。
- オ 事業者は、工事にあたって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障が無いように事業者の責任において実施すること。
- カ 事業者は、建設業務に当たる者が構成員又は協力会社以外の第三者に下請又は委託を行った場合には、すみやかに市に通知すること。
- キ 解体・撤去にあたっては、瑞穂公園内の他施設及び周辺公共施設の利用に配慮した安全対策を十分に行うこと。
- ク 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通整理を行う人員を適切に配置すること。
- ケ 事業者は、工事中の騒音・振動・安全等の対策を行うこと。
- コ 事業者は、災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに市に報告すること。
- サ 計画地の一部は周知の埋蔵文化財包蔵地に登録されているため、周知の埋蔵文化財包蔵地内で、地面の掘削を伴う解体・撤去工事を行う場合は、文化財保護室学芸員との事前協議を行った上で、文化財保護法に基づき、事前の通知(届出)を提出し、それに対する指示に従うこと。なお、史跡大曲輪貝塚の指定範囲の追

- 加が想定されており、当該部分は追加指定された後、解体着手すること。
- シ 周知の埋蔵文化財包蔵地で本工事を行う場合は、文化財保護室学芸員立会のもと実施すること。なお、学芸員は現場常駐を予定している。
- ス 周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外、解体・撤去工事に際し、新規に遺跡を発見した場合は、文化財保護室あて届出を提出し、その指示に従うこと。
- セ 既存施設撤去工事に先立ち、事業者にて埋蔵文化財の状況を確認する試掘調査（調査期間4～5週間程度）を、文化財保護室学芸員の監督・立会のもと実施し、その調査期間を工事工程に見込むこと。試掘調査の結果、工事工程に影響する対応が必要となった場合は、市と協議の上、以降の対応を決定するものとする。
- ソ 解体・撤去工事において、出土品、遺跡を発見した場合は、速やかに市へ連絡するとともに、出土品等の取り扱いを含め、市の指示に従うこと。
- タ 本工事に支障となる予期しない地中障害物等が確認された場合は、直ちに市へ報告し、その対応を協議するものとする。
- チ 本工事にあたり、瑞穂公園敷地内に設置する防護柵は、現場周辺の美装化、工事現場のイメージアップ及び都市景観に配慮したデザインとすること。防護柵には、施設名称であるネーミングライツ愛称を掲げると共に、完成予想図や整備状況、瑞穂公園や遺跡等の紹介掲示物などを設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。
- ツ 既存施設及び施設内残置品の解体・撤去及び処分については、参考資料9「現況施設一覧及び施設図面」を参考に行うこと。「建設業務に関する要求水準」のうち該当する事項を準用すること。
- テ 解体・撤去する廃材、発生する建設副産物については、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により適切に処分を行うこと。また、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で市に報告すること。
- ト P C B使用電気機器及びP C B含有シーリング材の有無について調査を行い、ある場合は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「P C B使用電気機器の取扱いについて」等関係法令を遵守し、市及び関係行政機関と協議の上、適切な処理・保管方法について提案を行うこと。なお、処理・保管にかかる費用について、参考資料9「現況施設一覧及び施設図面」から、合理的に想定される誤差の範囲を超えたものがある場合は、別途協議の上、市が負担する。
- ナ アスベストについては、市による事前調査結果を参考に、事業者にて調査を実施して、関係法令及び法令適用基準等に定められた方法により、適切に処分を行うこと。
- ニ モニタリング実施のため、市が使用する監督員事務所を設置すること。
- ヌ 事業区域周辺の各種工事等の状況の把握に努め、必要に応じて調整を行うこと。また、周辺住民等への影響に配慮した工事計画を作成すること。

(4) 各種申請等業務

各種申請に関し、解体・撤去段階で必要な申請対応を図ること。

(5) セルフモニタリング業務

ア 事業者は、解体・撤去業務着手前に解体・撤去に関する工程表及び業務計画書を市へ提出し、市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。

イ 解体・撤去業務に係る要求水準確認計画書については、個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法(性能を証明する書類、施工現場での測定等)、確認時期(解体設計図書の作成時期、施工実施時期等)、確認者、その他必要な事項を記載すること。

ウ 解体・撤去設計完了時、解体・撤去工事完了時に、事業契約書に定める図書と共に要求水準等確認報告書を市へ提出し、市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。

(6) その他解体・撤去において必要な業務

事業者は、その他解体・撤去業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第9 建設業務に関する事項

1 総則

(1) 本業務の目的

建設業務は、設計業務において作成した設計図書に基づいて、建築整備施設及び公園整備施設の建設を実施することを目的とする。

(2) 業務区分

- ア 寄付品移設業務
- イ 建設工事業務
- ウ 備品等の調達及び設置業務
- エ 開業準備業務
- オ 完成式典支援業務
- カ 施設の引渡し業務
- キ 各種申請等業務
- ク 陸上競技場公認等取得業務
- ケ セルフモニタリング業務
- コ その他建設業務において必要な業務

(3) 業務期間

建設業務の期間は、供用開始日に間に合わせるように、事業者が計画すること。具体的な建設期間については、事業者の提案に基づき事業契約書に定める。

(4) 実施体制

- ア 事業者は、建設業務について、意匠、構造、電気設備、機械設備、公園等の専門別の主任技術者を配置すること。また、主体工事である建築工事より主任技術者及び現場代理人を建設業務責任者として配置すること。なお、建設業務における主任技術者及び現場代理人は兼務可能とする。
- イ 業務実施体制について、業務の開始前に市の承諾を受けること。監理技術者、主任技術者及び現場代理人を変更した場合も同様とする。また、監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、その内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とする。
- ウ 監理技術者、主任技術者及び現場代理人は、法令に基づき、本事業の目的・趣旨・内容を十分に踏まえた上で選出すること。

(5) 保険

事業者は、工事期間中、自らの負担により次の保険に加入すること。

ア 工事保険

工事中の施設等に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用の補償を行う。

(ア) 対 象：本事業の工事に関する全ての建設資産

- (イ) 補償額：本施設の再調達金額
- (ウ) その他：被保険者を事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び市とする。
- イ 第三者賠償責任保険

工事中に第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償を行う。

 - (ア) 対 象：本施設内における建設期間中の法律上の賠償責任
 - (イ) 補償額：任意
 - (ウ) その他：被保険者を事業者、建設企業（下請業者を含む。）及び市とし、交差責任担保特約を付けること。
- ウ その他の保険

事業者は、自らの負担により、その他必要と考えられる保険に加入すること。

(6) 報告事項

ア 建設工事

(ア) 建設工事に係る書類

a 施工計画書（着手前業務）

事業者は、建設工事着手前に施工計画書を作成し、以下の書類とともに市に提出して確認を受けること。なお、提出書類は、建設企業、工事監理者、事業者で確認を行ったものを提出すること。

- (a) 工事実施体制表
- (b) 工事着工届
- (c) 現場代理人及び監理技術者届（経歴書添付）
- (d) 工事記録写真撮影計画書
- (e) 仮設計画書
- (f) 詳細工程表
- (g) 主要機器一覧表
- (h) 下請業者一覧表
- (i) 施工体制台帳の写し

(イ) 建設期間中業務に係る必要書類

事業者は、建設期間中に以下の書類を作成すること。市が提出を要求した場合には速やかに市に提出するとともに、必要な説明を行うこと。なお、提出時の体裁について記載の無いものは、別途指示する。

- a 機器承諾書
- b 主要機材一覧表
- c 工事工程表
- d 工事報告書
- e 残土処分計画書・実施書
- f 産業廃棄物処分計画書・実施書
- g 再資源利用（促進）計画書・実施書

- h 主要工事施工計画書
- i 生コン配合計画書
- j 各種試験結果報告書
- k 各種出荷証明書
- l マニフェスト
- m その他工事施工に必要な届出等

(ウ) 完成図書

事業者は、添付資料 15「建設業務提出図書一覧」に示す完成図書を提出し確認を受けること。なお、本建設工事で特許を使用した個所については、「特許一覧表」を作成し提出すること。また、これら図書の保管場所を新施設内に確保すること。なお、提出時の体裁、部数等については、別途、市の指示に従うところとする。

(エ) 業務報告書

建設工事については、以下の報告書を提出すること。

- a 月次業務報告書
- b 四半期次業務報告書
- c 年次業務報告書

(7) その他

- ア 市監督員の事業者への確認、指摘、協議等は、全体統括責任者を通じて行う。この場合、全体統括責任者への到達により事業者へ到達したものとみなす。
- イ 事業者の市監督員への報告、協議、提案、提出、通知、打合せ等については、全体統括責任者を通じて行うこと。この場合、市監督員への到達をもって、市に到達したものとみなす。
- ウ 報告等については、書面を電子メール等により提出することを原則とする。ただし、市の求めがある場合は、紙媒体により直接提出すること。
- エ 各施工段階における確認事項、確認方法、報告様式等については、添付資料 13「工事監理業務要項」に示すとおりとする。

2 要求水準

(1) 寄付品等移設業務

- ア 既存競技場及び周辺にある寄付品等について、事業区域内で事業者が提案し、市と協議の上決定する場所に移設・移植を行うこと。工事中に支障となる場所に移設・移植する場合は工事期間中においては仮移設・仮移植し、保管すること。移設対象の寄付品等については、添付資料 9「移設品等一覧」を参照すること。

(2) 建設工事業務

ア 建設業務

(ア) 建設工事

- a 事業者は、建設業務の着手までに、建設業務の実施体制、工事工程等の内容を含んだ工事全体の「施工計画書」を作成し、市の承諾を得ること。
事業者は、事業契約書、要求水準書、提案書、実施設計図書及び施工計画書に基づいて、本施設の建設工事を実施すること。
- b 事業者は、工事にあたって必要となる各種許認可、届出等を事業スケジュールに支障が無いように事業者の責任において実施すること。
- c 事業者は、建設業務に当たる者が構成員又は協力会社以外の第三者に下請又は委託を行った場合には、すみやかに市に通知すること。
- d 事業者は、着工に先立ち、近隣施設に対して工事内容の説明及び建設準備調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保すること。
- e 各施設の基本設計及び実施設計完了時や着工前において、当該部分の計画趣旨や工事計画（仮設計画や車両の搬出入経路、安全計画など）について、近隣住民等への説明会を開催すること。工事期間中においても、工事計画の節目等に説明会を開催すること。開催にあたり、資料作成、会場・必要人員の手配、議事録の作成等を事業者の負担で行うこと。
- f 事業者は、近隣施設及び近隣住民の活動及び生活に支障が無いように安全を確保し、工事車両の搬出入経路、騒音、振動等に十分配慮した工事計画で建設工事を実施すること。また、近隣住民等の求めに応じて、工事説明を適宜実施すること。
- g 事業者は、進入道路等の交通規制を行う場合には、交通管理者と事前協議を行うとともに、交通整理を行う人員を適切に配置すること。
- h 事業者は、災害及び事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先するとともに、二次災害の防止に努め、その経緯を速やかに市に報告すること。
- i 事業者は、本施設の工事において行う主要な検査及び試験、隠蔽される部分の工事等が実施される時期について、事前にその内容及び実施時期を市に通知すること。市は当該検査又は試験に立会うことができるものとする。
- j 事業者は、各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、設計図書及び施工計画に従って施設の建設工事を実施すること。
- k 事業者は、工事中の騒音・振動・安全等の対策を行うこと。
- l 市は、事業者が行う工程会議に立会うことができると共に、いつでも工事現場での施工状況の確認を行うことができるものとする。

- m 事業者は、工事期間中、市と協議して定める期限までに「月間工程表」及び「週間工程表」を作成し、市に提出すること。
- n 事業者は、工事期間中、常に工事記録を整備すること。
- o 事業者は、市の監査等に関わる検査等の資料作成等に協力すること。
- p 建設工事により発生する建設副産物については、関連する基準等に基づき、適正な処理に努めること。また、建設工事にかかる資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、必要な事項を書面で市に報告すること。
- q 建設工事に先立ち、埋蔵文化財の記録保存のための発掘調査の実施が必要となる場合がある。発掘調査は市にて行い、事業者は発掘調査が円滑に行われるよう、協力すること。
- r 周知の埋蔵文化財包蔵地で本工事を行う場合は、文化財保護室学芸員立会のもと実施すること。なお、学芸員は現場常駐を予定している。事前調査を含む本工事において、計画地の掘削等により、出土品や遺跡を発見した場合は、速やかに市へ連絡するとともに、出土品等の取り扱いを含め、市の指示に従うこと。
- s 本工事に支障となる予期しない地中障害物等が確認された場合は、直ちに市へ報告し、その対応を協議するものとする。
- t 本工事にあたり、瑞穂公園敷地内に設置する防護柵は、現場周辺の美装化、工事現場のイメージアップ及び都市景観に配慮したデザインとすること。防護柵には、施設名称であるネーミングライツ愛称を掲げると共に、完成予想図や整備状況、瑞穂公園や遺跡等の紹介掲示物などを設置し、周辺住民への広報等に配慮すること。
- u 以下の内容にて請負代金内訳書を作成し、提出すること。
 - (a) 数量根拠は、公共建築工事積算基準及び公共建築設備積算基準による。
 - (b) 内訳書は、R I B C 2により作成すること。(R I B C (リビック) 2とは、一般財団法人建築コスト管理システム研究所が開発した「営繕積算システム」を指す。)
 - (c) 以下のものを提出すること。
 - ・請負代金内訳書（金入）（R I B C 2データ及び印刷物）
 - ・請負代金内訳書（金抜）（R I B C 2データ及び印刷物）
 - ・参考見積を徴収した場合は参考見積書（P D Fデータ及び印刷物）
- v モニタリング実施のため、市が使用する監督員事務所を設置すること。
- w 事業区域周辺の各種工事等の状況の把握に努め、必要に応じて調整を行うこと。また、周辺住民等への影響に配慮した工事計画を作成すること。

- x 工事期間における市民やメディアへの効果的なPR方法を提案し、市と協議の上、適宜実施すること。また、現場見学や取材への対応（配布資料や説明パネルの作成を含む）を行うこと。

(イ) 中間検査業務

- a 事業者は、自らにおいて本施設の中間検査を行うこと。
- b 基礎、構造躯体、隠蔽される部分等、十分に検査を行うこと。
- c 事業者は、中間検査の実施内容及び日程を事前に市に報告し、調整を経て確認を受けること。
- d 事業者は、市に対して、各種検査の記録を報告書、写真をもって報告すること。

(ロ) シックハウス対策における検査業務

- a 事業者は完成検査に先立ち、「住宅都市局施設建築物（営繕物件）の屋内空気中化学物質濃度測定実施要領」により、本施設の対象室における屋内空気中化学物質濃度測定を実施し、その結果を市に報告すること。なお、事業者が購入する備品についても、搬入後に同様に行うこと。
- b 測定値が、厚生省生活衛生局長通知「室内空気中化学物質の室内濃度指針値及び標準的測定方法について」に定められる値を上回った場合、事業者は、自己の責任及び費用負担により、市の完成確認等までに是正措置を講ずること。

(ハ) 完成検査業務

- a 事業者は、工事の完了後、建築基準法等に基づく本施設の完了検査を行うこと。完了検査の日程は14日前までに市に通知すること。
- b 事業者は、市に対して、完了検査の結果を検査済証及びその他の検査結果に関する書面の写しを添えて報告すること。
- c 市は、事業者による完了検査報告を受けた後、市自らによる完成検査を行う。事業者は、市による完成検査に立会い、協力すること。
- d 市による完成検査については、モニタリングの結果に基づいて、これらの内容を決定するものとする。
- e 事業者は、市が行う完成検査の結果、要求水準等の未達等により是正を求められた場合には、速やかに是正を行うこと。
- f 事業者は、市による完成検査後、市から完成確認通知を受けるものとする。
- g 事業者は、関連法令及び基準等に基づき、施設の状態について、健康で衛生的な環境を確認するため、空気環境測定、照度測定及び水質管理の各測定を実施すること。
- h 事業者は、市の完成検査に先立ち、株式会社名古屋グランパスエイトが受検するJリーグスタジアム検査に立会い、協力すること。

(ウ) 完成図書作成業務

事業者の提出する「完成図書」の内容については、添付資料 15「建設業務提出図書一覧」のとおりとする。

イ 中央監視システム機能移設業務

(ア) 参考資料 16「既存中央監視システム資料」を参照すること。

(イ) 仮設事務所等に仮移設している監視システムの機能については、本施設内に新設する中央監視システムに機能のみ移設すること

(3) 備品等の調達及び設置業務

ア 事業者は、本施設に必要な什器・備品について、調達及び設置を行うこと。

イ 設置した備品について、「什器備品台帳」を作成して市に提出すること。

ウ 什器備品台帳に記載した備品に対して市が用意する備品標示シールを什器備品に貼り付けること。

エ 備品は、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド及び揮発性有機化合物が放散しない又は放散量が少ないものを選定するよう配慮すること。

オ 設置に際しては、事前に市とのスケジュール調整を行うこと。

カ 什器備品の設置にあたっては添付資料 7「諸室の要求事項一覧」に示す条件にも考慮しながら、給水や排水、排気、特殊電源等が必要なものについて適宜、計画して設置すること。

キ 備品の所有権は市に帰属するものとする。

ク 価格、耐用年数、使用頻度、契約内容面から、市が適切と認めるものはリース等によることができる。

ケ リースとする場合、最後の契約終了を事業期間終了時に合わせ、事業期間終了後の市への円滑な引継ぎに配慮すること。

コ 備品の内容及び数量について、事業者の提案をもとに、市と事業者で協議の上、適切な内容及び数量を決定し、市の承認を得ること。

サ 第 1～第 5 駐車場管制機器は全てリースとする。

シ 事業者が実施する維持管理運営業務にかかる資機材については、事業者が自ら調達すること。

ス リースについては、指定管理料に含め、これ以外は、陸上競技場等の整備費に含めるものとする。(なお、購入備品の更新については、第 10・1・(4)・コによるものとする。)

セ 事業者が調達及び設置する備品等は、以下のとおりとする。(競技用備品については、添付資料 8「競技用備品等リスト」参照。)

区 分	事業者	備 考
諸室備品	○	OA機器はリース等により、業務期間中のアップグレードを図る。
陸上競技備品	○	JAAF「陸上競技場公認に関する細則」に基づくこと。また、関係団体と調整すること。

サッカー備品	○	Jリーグ公式戦に適したもの（ピッチ周辺に設置する人工芝を含む）。
ラグビー備品	○	ジャパンラグビートップリーグ公式戦に適したもの（コート不足範囲及び周辺に設置する人工芝を含む）。
アメリカンフットボール備品	○	公式戦に適したもの（コート不足範囲及び周辺に設置する人工芝を含む）。

ソ 既存備品等の処分等については、以下のとおりとする。

区 分	事業者	備 考
事務備品等	×	市にて廃棄。
陸上競技備品	×	市にて北陸上競技場へ移設又は廃棄。
陸上競技以外の競技備品	○	サッカーゴール、ラグビーゴールポスト等の大型備品。
	×	上記以外の備品は、市にて廃棄。
美術品（絵画）	×	市にて移設。

(4) 開業準備業務

- ア 本施設に付属する各種設備・備品等の取り扱いに関する市への説明を行うこと。
- イ 本施設に付属する各種設備・備品等の取り扱いに関するマニュアルを作成すること。
- ウ 本施設に付属する各種設備・備品等の取り扱いに関する習熟のための研修を開催し、その記録を作成すること。
- エ 開業準備業務に必要となる資材及び消耗品などの調達については、事業者の負担とする。
- オ 本施設に関するリーフレット及びパンフレット（カラー・A4）を各 10,000 部作成すること。デザインは Adobe イラストレーターにて行い、今後の維持管理修繕のため、市にオリジナルデータ（ai）を提出するとともに、無償使用させること。
なお、このデザインの著作権は、市に帰属するものとする。
- カ 本施設に関する広報・PR 業務を実施すること。
- キ 参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 3 及び維持管理運営別紙 10 の陸上競技場に関する内容について提案すること。

(5) 完成式典支援業務

市は陸上競技場の供用開始に先立ち、関係機関や地元代表者等（300 人程度を想定）を招いた完成式典の開催を予定している。

- ア 事業者は完成式典の開催にあたり、必要な会場の設営及び資材等の調達を行うこと。また、内覧の際には関係者等に対し、施設案内を行うこと。
- イ 完成式典は、開業準備業務期間中に実施すること。
- ウ 完成式典支援業務に必要となる資材及び消耗品などの調達については、事業者の負担とする。

完成式典役割分担

項目	市	事業者
出席者名簿作成	●	※
開催通知作成・送付（出席確認）		●
会場設営・撤去		●
司会・進行		●
施設内覧		●
駐車場管理・誘導		●

※ 事業者側の関係者は、事業者自ら対応すること。

(6) 施設の引渡し業務

事業者は、市に建設業務の完了にかかる「業務完了届」を提出後、7日以内に市から建設業務の完了を証する「業務完了通知書」を受領した後、引渡し予定日までに本施設の所有権を市に移転する手続きを行い、本施設を市に引き渡すこと。また、本施設の引渡しの際に市に対して設備等の操作説明等を行うこと。

(7) 各種申請等の業務

- ア 設計時から実施される各種申請に関し、建設段階で必要な申請対応を図ること。
- イ 建設段階から必要となる申請がある場合は、適切に実施すること。
- ウ 段階的な整備計画等により仮使用申請が必要な場合は、事業者にて対応すること。
- エ 申請等にかかる負担金・手数料等の費用については事業者にて負担すること。

(8) 陸上競技場公認等取得業務

- ア J A A F 第一種公認取得申請及び公認取得業務（設計・建設時の公認取得）
 - イ W A (C L A S S 2) 認証取得業務（設計・建設時の公認取得）
- なお、事業者は、施設の引渡しまでに、上記公認及び認証にかかる申請を行い、認定及び認証を取得すること。

(9) セルフモニタリング業務

- ア 事業者は、建設業務着手前に建設工事に関する工程表及び業務計画書を市へ提出し、市が要求した事業スケジュール等に適合していることの確認を受けること。
- イ 建設業務に係る要求水準確認計画書については、設計業務に係る要求水準確認計画書及び要求水準等確認報告書との整合性を確保すること。個別の確認項目毎に、要求水準の確認方法(性能を証明する書類、施工現場での測定等)、確認時期（計画書や施工図の作成時期、施工実施時期等）、確認者、その他必要な事項を記載すること。
- ウ 建設業務完了時に、事業契約書に定める図書と共に要求水準等確認報告書を市へ提出し、市が要求した性能等に適合していることの確認を受けること。

(10) その他建設業務において必要な業務

事業者は、その他建設業務において必要であると考えられる業務を実施すること。

第 10 維持管理運営業務に関する事項

1 総則

(1) 指定管理者の指定

市は、事業者を瑞穂公園の指定管理者に指定する。

令和 3 年 7 月に指定管理者の指定を行う予定である。

なお、指定管理者の指定にあたり、市が定める申請書類を提出するものとする。

(2) 指定管理者が行う業務の内容

ア 指定管理者が実施する業務

(ア) 一般の利用及び事業の実施に関すること

- a 基本の供用時間内の施設の供用に関すること
- b 助言及び指導業務
- c 相談業務
- d 情報の提供
- e 講座、教室等の実施（市の施策として実施するもの）
- f スポーツ関係団体との連携、協力
- g 国際的・全国的な大会等の誘致、開催

(イ) 瑞穂運動場の使用の許可に関すること

- a 使用の許可
- b 利用調整

(ウ) 瑞穂運動場の利用料金に関すること

- a 利用料金の徴収及び管理
- b 利用料金の減免に関すること
- c 利用料金の還付に関すること

(エ) 瑞穂運動場の維持管理及び修繕（原形を変えずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

- a 建築保全業務
- b 維持管理業務
- c 備品及び消耗品の管理
- d 公認競技場の管理に関すること

(オ) 公園の維持管理に関すること

- a 公園基本管理
- b 公園植物管理
- c 公園施設管理

- (カ) 都市公園内許可事務の補助に関すること
 - 都市公園法及び名古屋市都市公園条例に基づく許可（設置許可、管理許可、占用許可、行為許可）に関する事務の補助
- (キ) 緊急時対応に関すること
 - a 災害発生時対応に関すること（広域避難場所の運営を含む。）
 - b 事故等緊急時対応に関すること
- (ク) 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること
- (ケ) 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること
 - a 管理資料の作成
 - b 事業計画書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出
- (コ) 指定管理者の引継ぎに関すること
 - a 現指定管理者からの業務の引継ぎ
 - b 次期指定管理者への業務の引継ぎ
- (サ) ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメ리트対応業務
- (シ) パークマネジメント活動業務
- (ス) その他市が定める業務
 - a 従事員の資質の維持・向上
 - b 市が実施する事業等への協力
 - c マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知への協力
 - d アジア競技大会等への協力・支援
 - e 各種会議への参加
 - f 情報公開
 - g 拾得物の取扱い
 - h PCBの管理
 - i その他市が求める事項

イ 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

- (ア) 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、本施設の利用者増を図ることを目的として、「ア 指定管理者が実施する業務」以外で実施することができる業務
 - a 基本の供用時間外の施設の供用に関すること
 - b 教室等の実施（市の施策として実施するものを除く。）
 - c 物販事業
 - d 広告誘致業務
 - e その他指定管理者の提案により実施する事業
- (イ) 民間収益施設を設置して実施することができる業務

(3) 指定管理者の指定の予定期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 23 年 3 月 31 日までの 18 年間

(4) 事業収支に関する事項

ア 指定管理料

指定管理料は、市と指定管理者で協議し、施設の管理運営に要する経費（以下「管理運営経費」という。）から施設運営収入及び自主事業収入の一部を差し引いた額を、会計年度（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）毎に予算の範囲内で月ごとの分割により支払う（原則毎月 15 日）。

イ 施設運営収入

(ア) 利用料金収入

a 利用料金の種類

以下の利用料金は、指定管理者の収入となる。

- (a) 基本の供用時間における施設及び附属設備の利用料金
- (b) 都市公園条例第 4 条第 1 項若しくは第 3 項の許可に係る使用料
- (c) 都市公園法第 6 条の許可に係る使用料のうち、瑞穂公園条例第 9 条の 2 に係る広告に関するもの

b 利用料金の設定

- (a) 施設及び附属設備の利用料金は、瑞穂公園条例及び瑞穂公園条例施行規則に定める利用料金の基準額に 0.7 から 1.3 を乗じて得た額の範囲内で、指定管理者が市の承認を得て定めることになる。
- (b) 陸上競技場の施設及び附属設備の利用料金基準は改定する予定である。（入札説明書等において予定額を示す。）
- (c) 令和 5 年 3 月 31 日までに令和 5 年 4 月 1 日以降の専用使用施設の許可を受けている者に対する利用料金は、指定管理者が市の承認を得て定めた額が適用される。
- (d) 令和 23 年 3 月 31 日までに令和 23 年 4 月 1 日以降の専用使用施設の許可を受けている者に対する利用料金は、次期指定管理者が市の承認を得て定めた額が適用される。指定管理者には、利用料金の額が確定した後、利用者に対し周知を行うこと。
- (e) 指定管理者が施設ごとに発行する個人使用施設の回数券・定期券の有効期限は、令和 23 年 3 月 31 日までとする（アーチェリー場・弓道場・北陸上競技場・駐車場回数券を除く）。ただし、利用者の利便に資する場合は、次期指定管理者との協議により、これによらない取扱いをすることができることとする。
- (f) 受益者負担の適正化を図るための使用料改定等により利用料金の基準額が変更になった場合は、収支計画について改めて協議する。

c 共通利用券

- (a) 指定管理者が施設ごとに発行する個人使用施設の回数券・定期券のほか、複数のスポーツセンター等の温水プール又はトレーニング室において共通して使用することができる共通回数券及び共通定期券並びに練習プール（屋外）において共通して使用することができる共通回数券がある。これらの共通利用券については、瑞穂公園条例に利用料金の額が定められているため、額の変更は認めない。
- (b) 共通利用券で使用できる施設は、参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 14「共通利用の施設」のとおり。
- (c) 共通回数券、共通定期券を施設外に持ち出して販売することを禁止する。
- (d) この共通利用による利用料金の精算は行わない。

(イ) 市の施策として実施する教室事業収入

市の施策として実施する教室事業について、利用者が支払う参加料は、指定管理者の収入となる。

ウ 自主事業収入

上記「指定管理者が自主事業として実施することができる業務」を実施することにより得られる収入のこと。

- (ア) 利用料金収入（基本の供用時間外）
- (イ) 教室等事業収入（市の施策として実施するものを除く。）
- (ウ) 物販事業収入
- (エ) 広告収入
- (オ) 民間収益施設による収入
- (カ) その他指定管理者の提案により実施する事業収入

※ 自主事業収入による指定管理料の縮減

自主事業に利益が見込まれる場合は、利益の一部を指定管理料の縮減に充当すること。なお、充当額は指定管理者の提案によることとする。

エ 管理運営経費

上記「指定管理者が実施する業務」に要する経費のこと。主な経費は以下のとおり。

人件費、事務費、管理費、光熱水費、業務委託費、保守管理費、修繕費、機器リース料、租税公課 など

オ 自主事業に係る費用

上記「指定管理者が自主事業として実施することができる業務」に要する経費のこと。教室等を実施するため施設を使用する際に支払う利用料金、自動販売機などを設置する際に市に支払う貸付料、名古屋市都市公園条例による占用使用料及びその他実施にかかる経費が含まれる。ただし、民間収益施設及び広告掲載に係る経費は含まない。

【参考】指定管理者の収入と支出一覧

収入	実施する業務	指定管理料	・ 指定管理料
		施設運営収入	・ 利用料金収入 ・ 市の施策として実施する教室事業収入
	自主事業として実施することができる業務	自主事業収入	・ 利用料金収入（基本の供用時間外） ・ 教室等事業収入（市の施策として実施するものを除く。） ・ 物販事業収入 ・ その他指定管理者の提案により実施する事業収入 ※自主事業の利益の一部を指定管理料の縮減に充当すること。
支出	実施する業務	管理運営経費	・ 人件費、事務費、管理費、光熱水費、業務委託費、保守管理費、修繕費、機器リース料、租税公課 など
	自主事業として実施することができる業務	自主事業に係る費用	・ 利用料金 ・ 貸付料・ 占用使用料 ・ その他実施にかかる経費

カ 市への利用料金収入の納付

利用料金収入（基本の供用時間外を除く）が、事業計画書において見込んだ金額を著しく上回る場合は、その一部を市へ納付してもらう場合がある。

キ 指定管理料の支払い

指定管理料は、市と指定管理者の協議により、毎年度締結する「年度協定書」において定めるものとする。指定管理料の額は、指定管理者から提案された額を上限とし、原則として増額は認めない。また、指定管理料は原則として精算しない。

ク 指定期間開始時及び満了時の収入の取扱い

- (ア) 令和5年4月1日以降の使用分で、令和5年3月31日までに現指定管理者に納入された専用使用料に係る利用料金は、現指定管理者から指定管理者に前受金として支払う。
- (イ) 指定期間開始前に販売された共通定期券（1年）のうち残利用期間が指定期間に属するものについては、現指定管理者との協議により、精算を行うこと。

- (ウ) 令和 23 年 4 月 1 日以降の使用分で、令和 23 年 3 月 31 日までに指定管理者に納入された専用使用に係る利用料金については、指定期間満了後、収入証拠書類を添えて、次期指定管理者に支払うこと。
- (エ) 指定期間満了後に利用される共通定期券（1 年）については、残存期間に相当する額を指定管理者から次期指定管理者に支払うこと。

ケ 指定管理料の変更、返還

指定期間中に、事業計画の変更、自然災害等の発生、賃金・物価水準の大幅な変動その他やむを得ない事由により当初合意された指定管理料を見直す必要があると認められる場合は、協議の上、これを変更できるものとする。

また、事業の縮小、業務の不履行、指定取り消し等があった場合は、指定管理料の全部又は一部を返還すること。

コ 修繕費等について

- (ア) 次に掲げる事項については、市が直接執行することとし、これ以外の費用を指定管理料の中から分担すること。

- a 原形を变ずる修繕及び模様替
- b 1 件 2,500 千円を超える修繕（ただし、本事業において事業者の施工した箇所を除く。）
- c 1 件 200 千円以上の備品購入（トレーニング器具等を指定管理者の自主事業により購入する場合を除く。）
- d その他協議により定める事項

※ 指定管理者が自主事業として設置する施設にかかる費用については、指定管理者が負担すること。

- (イ) 指定管理者が行う修繕は、次のように取り扱う。

総額	①事業者施工分（本事業において事業者の施工した箇所）
（①＋②）	②既存施設（本事業において事業者の整備していない箇所）

上記①の各年度の提案額は、指定管理者の提案によることとし、②の各年度の提案額は、市が別に示す基準額のとおりとする。

各年度が終了した時点で、執行額（総額）が提案額（総額）に満たなかった場合には、指定管理者は提案額（総額）から執行額（総額）を引いた差額を市へ返納することとする。提案額（総額）を超えて修繕費が発生した場合、市から追加の支払いを行わない。

各年度の提案額①から、提案額②への流用は、市との協議により認めるが、その逆は認めない。

既存施設において、設備改修等の大規模な改修工事が必要と判断されるときは、事業者は市に対して報告を行い、工事の内容等がわかる書類（見積等）を提出すること。なお、当該工事の必要性が認められた場合は、指定管

理者と協議の上、市が別途予算要求して実施することとする。

- (ウ) 修繕費で支出できるものは、地方自治法施行規則第 15 条第 2 項にかかる別記「歳出予算に係る節の区分」で定められた「15 工事請負費」で支出するものに相当するものとする。

(5) 指定後の対応について

指定管理者の指定後、協定の締結までに、事業者は事業計画を作成すること。また、現指定管理者と業務の引継ぎを行うこと。

なお、事業者が、正当な理由なくして協定の締結に応じない場合、管理運営を開始するまでの間に、指定管理者としての業務の履行が確実でないと見込まれることとなった場合、著しく社会的信用を失うに至った場合その他指定管理者としてふさわしくないと認められる場合は、指定を取り消すことができるものとする。

(6) 協定の締結について

指定管理者は、市との協議により、法令遵守等の基本的事項、管理運営業務の具体的な内容、責任分担などに関して、協定を締結する。なお、協定書は、全指定管理期間をとおして効力を有する「基本協定書」及び年度ごとに締結する「年度協定書」を作成する。

(7) 指定の取り消し等

市は、次のいずれかに該当する場合には、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることがある。また、指定を取り消された指定管理者は、必要に応じて、指定管理料の全部又は一部を返還するとともに当該年度の指定管理料の 100 分の 10 に相当する額を違約金として市に納付しなければならない。

- ア 指定管理者が、瑞穂公園条例、瑞穂公園条例施行規則、協定書及び関係法令に違反したとき
- イ 指定管理者が正当な理由なく事業を履行しないとき、又は指定期間中に履行する見込みがないと市が判断したとき
- ウ 指定管理者が事業の履行にあたり市の指示に従わず、又はその職務の執行を妨げたとき
- エ 「名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書」に基づく排除要請があったとき
- オ 指定管理者の経営状況の悪化等により管理業務を継続することが不可能又は著しく困難と判断されるとき
- カ 本施設を公の施設として廃止するとき
- キ その他市が当該指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるとき

(8) 市による評価の実施、公表

市は、設置者としての説明責任を果たすとともにサービス水準の維持・向上を図るため、毎年度、指定管理者による施設の管理運営状況の点検・評価を行い、施設の現状とあわせて、評価項目ごとの結果を公表するとともに、次期選定に活用することとする。

(9) 市監査委員等による監査

地方自治法の規定に基づき、公の施設の管理運営業務に係る出納その他の事務の執行について、市監査委員（第 199 条第 7 項）、包括外部監査人（第 252 条の 37 第 4 項）又は個別外部監査人（第 252 条の 42 第 1 項）による監査の実施が決定された場合には、当該監査に誠実に対応し、また、監査結果に指摘事項等があった場合には、速やかに改善等の措置をとること。

(10) 原状回復義務

指定管理者が施設・設備の原形を変更した場合は、指定期間終了時又は、指定取消し時に、指定管理者の費用負担により原状に回復して引き継ぐこと。ただし、原状に回復することにより管理運営上不都合が生じる場合、原状に回復する必要がないと市が判断した場合、又は、次期指定管理者との協議により原状に回復する必要がないと合意され、市がこれを承認した場合は、これによらないこともできるものとする。

(11) 業務の引継ぎ

- ア 指定管理者は、次期指定管理者が円滑にかつ支障なく業務を遂行できるよう、市が必要と認める引継ぎ業務を実施すること。
- イ 次期指定管理者の選定にあたり、市の求めに応じて現地説明、資料の提供等、必要な協力を行うこと。
- ウ 引継ぎに要する経費は、原則として、現指定管理者の負担とする。

(12) 損害賠償責任等に関する事項

ア 損害賠償責任

- (ア) 指定管理者の故意又は過失により、市又は第三者に損害を与えた場合、原則として指定管理者が損害賠償責任を負う。
- (イ) (ア)により発生した損害について、市が第三者に対し賠償を負った場合は、市は当該賠償額及び賠償に伴い発生した費用を指定管理者に対して求償できるものとする。

イ 保険への加入

指定管理者は、適切な範囲で社会体育施設保険等に参加するなど、損害賠償責任等の履行確保のための措置を講じること。

2 要求水準

(1) 指定管理者が実施する業務

ア 一般の利用及び事業の実施に関すること

(ｱ) 基本の供用時間内の施設の供用に関すること

a 管理の基準

(a) 条例等関係法令の遵守

管理運営に際しては、地方自治法及び同施行令、名古屋市都市公園条例及び同条例施行細則、瑞穂公園条例及び瑞穂公園条例施行規則、愛知県プール条例並びに関係法令に精通し、これを遵守すること。

(b) 基本の休場日及び供用時間

瑞穂公園条例施行規則に基づき、瑞穂運動場の休場日及び供用時間は下表を基本とする。(体育館については、令和2年5月頃に定める予定。また、「第4 その他の建築整備施設に関する事項 2 その他の建築整備施設にかかる整備要件(1) 宿泊研修棟 イ 整備内容 (ｱ)」による市民意見等をもとにして全面改修を検討する施設については、協議の上定める。)

ただし、利用者ニーズをふまえ、指定管理者が休場日に開場し又は基本の供用時間以外の時間を供用させる場合は、指定管理者からの申出を受けて、協議の上決定する。

また、天災その他やむを得ない事由により、市が特に必要があると認めたときは、これを変更し、又は臨時の休場日若しくは臨時の開場日を定めることがある。

① 基本の休場日

使用区分	休場日
陸上競技場、ラグビー場、ラグビー練習場及び駐車場並びにこれらの附属設備	毎月第3月曜日（国民の祝日に関する法律（以下「法」という。）に規定する休日にあたるときは、第4月曜日） 12月29日から同月31日まで
北陸上競技場（個人使用の場合を除く。）、レクリエーション広場、野球場、相撲場及びテニスコート並びにこれらの附属設備	毎月第3月曜日（法に規定する休日にあたるときは、第4月曜日） 12月29日から翌年1月3日まで
北陸上競技場（個人使用の場合に限る。）、体育館、弓道場、アーチェリー場、プール（練習プールを除く。）、トレーニング室及び宿泊研修室	月曜日（法に規定する休日にあたるときを除く。） 12月29日から翌年1月3日まで
練習プール	9月1日から翌年7月19日まで

② 基本の供用時間

使用区分		供用時間
陸上競技場、同附属設備、ラグビー場、同附属設備	4月1日から 10月31日まで	午前8時30分から 午後8時30分まで
	11月1日から 翌年3月31日まで	午前8時30分から 午後4時30分まで
北陸上競技場（個人使用の場合を除く。）、レクリエーション広場、ラグビー練習場、相撲場		午前8時30分から 午後4時30分まで
野球場、同附属設備	4月1日から 10月31日まで	午前8時30分から 午後9時30分まで
	11月1日から 翌年3月31日まで	午前8時30分から 午後4時30分まで
体育館		午前9時から午後9時（日曜日（毎月第2日曜日及び毎月第4日曜日を除く）及び法に規定する休日は午後6時30分）まで
弓道場、アーチェリー場		午前9時から午後9時（日曜日及び法に規定する休日は午後4時30分）まで
テニスコート、同附属設備	3月1日から 11月30日まで	午前8時30分から 午後8時30分まで
	12月1日から 翌年2月末日まで	午前8時30分から 午後4時30分まで
北陸上競技場（個人使用の場合に限る。）、屋内プール、トレーニング室		午前10時から午後8時30分（日曜日及び法に規定する休日は午後6時）まで
練習プール	7月20日から 8月31日まで	午前10時から 午後5時30分まで
宿泊研修室		午前0時（1月4日は午前9時）から午後12時（12月28日は午前9時）まで
駐車場		午前8時15分から 午後9時45分まで

(c) 情報の保護及び管理

指定管理者には、名古屋市情報あんしん条例第12条の規定及び名古屋市個人情報保護条例第64条第2項の規定により、情報の保護及び管理のために必要な措置を講ずる義務が課せられる。なお、その具体的内容である情報の保護及び管理、情報漏えい時の公表、個人情報の開示等に関する事項については、協定中に定め、これを遵守すること。

(d) 監視カメラの管理

本施設は、監視カメラを設置しているため、「名古屋市が設置する施設管理等の用に供するカメラに係る個人情報の保護に関する指針」の趣旨に従い、監視カメラを管理・運用すること。

(e) 情報の公開

名古屋市情報公開条例第 37 条の 2 第 1 項に基づき、当該施設の管理運営に関する情報公開を行うために必要な措置を講じるよう努めること。

(f) 市のスポーツ振興計画に沿った管理運営

「名古屋市スポーツ推進計画」等、市の定めたスポーツ振興にかかる基本計画を熟知し、これらの計画に沿った管理運営を行い、利用促進に努めること。

国際的・全国的な競技大会等（以下「国際大会等」という。）の開催の場としての瑞穂公園の重要性を十分理解し、国際大会等の開催に必要な施設管理を行うとともに、国際大会等の運営を安定的かつ円滑に行うことができるように努めること。

また、地域スポーツの拠点として、市民の方に幅広く施設を利用していただけるよう、質の高いサービスを提供するとともに、管理運営面で魅力ある提案を行い、利用者の増加に資するよう努めること。

(g) スポーツ・レクリエーション関係団体との連携協力

瑞穂運動場は、市民大会から国際大会等まで、スポーツ・レクリエーション関係団体の活動の場として多く利用されているため、それらの団体との連携協力を円滑に得ることのできる体制を整えること。

(h) 利用者の安全を考慮した管理運営

利用者の安全に配慮した日常管理及び施設の保守点検を行うこととし、併せて緊急時にかかる対応計画について、事業計画書の中で示すこと。

(i) 周辺地域に配慮した管理運営

瑞穂公園は住宅地内にあるため、陸上競技場等の使用にあたっては、現状レベルを超えるような大音量を伴う催事は実施しないこと。

(j) 第三者への委託

- ・指定管理に係る業務を第三者へ一部委託する場合、予め市の承諾を得、かつ、第三者への適切な監督指導を行うこと。ただし、指定管理業務の全部又は主要な部分の委託は認めない。
- ・指定管理者から業務を受託した第三者が、さらに業務の一部を自己以外の第三者に委託し、又は請け負わせることはできるが、プール監視業務又はトレーニング室運営業務（清掃及び保守点検業

務を除く。)を委託し、又は請け負わせることは認めない。

- ・委託先の団体の責に帰すべき事由により生じた損害又は増加費用は、全て指定管理者の責に帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなし、指定管理者の責任において負担すること。

(k) 暴力団の施設利用における措置

「名古屋市の公の施設の利用からの暴力団の排除に関する合意書」に基づき、公の施設における暴力団の利益活動を排除する措置の事務手続きについては、名古屋市暴力団排除条例に基づく「名古屋市暴力団排除条例に係る事務処理マニュアル（指定管理者用）」によるものとする。暴力団の利益になると認められるとの疑義がある場合は、市を通じ、利益になる利用であるかどうかを愛知県警察本部長に対し照会し、利益になる利用であるとの回答又は通報があった場合には、原則として指定管理者において、利用の不許可処分を行うこと。

(l) 命名権契約について

市は当施設にネーミングライツを導入している。現在の契約が令和3年3月31日までとなっているため、令和3年4月1日以降の契約を新たに締結することになる（3年ごとに更新）。その際、指定管理者は、市及び契約の相手方であるネーミングライツパートナーとの連携協力により、スポンサーメリットが最大限発揮されるよう努めること。

※ 令和3年3月31日までのネーミングライツパートナーは、株式会社パロマ

(m) その他

市では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する名古屋市職員対応要領」及び「障害者がスポーツ施設をご利用される際の職員対応の手引き」を策定しているため、これらに則った対応を行うこと。なお、第三者へ業務を委託した場合には、受託業者に準用される。

b 管理運営業務に従事する者に必要な知識及び技能並びに配置の基準

管理運営業務に従事する者の基準は以下のとおりとする。なお、資格要件については、列挙した資格と同等以上の資格でも可とする。

(a) 施設の管理運営

① 施設管理担当者

施設の管理運営にかかる諸業務を行うため、施設管理担当者を配置すること。

② 総括責任者（専任）

施設の管理運営の代表者である総括責任者として、施設管理担当者の中から、下記の条件を満たす者を、必ず1名配置すること。

- i. 公共の福祉と市民のスポーツ・レクリエーションを通じた心身の健康増進、地域の交流促進に関する見識を有し、十分なスポーツ施設管理運営経験を有する者
- ii. 正社員又は構成員※（構成員※は法人格を有する団体の構成員。以下同じ。）である者

③ 副総括責任者（本施設専任）

総括責任者を補佐する者として、総括責任者と同要件を満たす者を副総括責任者として配置すること。

※ 本施設専任とは、本施設においてのみ勤務し、他施設での勤務は行わないということ。（本施設内において、他のポストと兼務することは可能。）（以下同じ。）

※ 総括責任者・副総括責任者は、施設の代表者として、各機関との連絡調整を行ない、また、施設管理の総責任者として業務の統括を行うので、事務従事者を管理監督できる地位にある者を複数名配置すること。

④ 施設整備担当者

施設の整備を中心とした各種業務を行う施設整備担当者として、下記の条件を満たす者を配置すること。

- i. 競技エリア、グラウンド及び公園施設の保全・整備について、適切な知識と経験を持つ者
- ii. 陸上競技場、北陸上競技場、ラグビー場の芝生フィールドの管理・整備については、競技用の天然芝生フィールドを維持管理した経験が豊富な者
- iii. 正社員又は構成員※である者

⑤ 野球場・テニスコート管理担当者

下記の条件を満たす施設管理担当者を配置すること。

- i. 正社員又は構成員※である者

⑥ 地下駐車場管理担当者

施設管理担当者（ただし、正社員又は構成員※である者に限る。）

又は、警備業法で定める警備員を配置すること。

⑦ その他

利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、上記従事員いずれか1名を体育施設管理士（公益財団法人日本体育施設協会認定）の有資格者とすること。ただし、この者が開場時間中常駐する必要はない。

(b) プール施設にかかる管理（屋内プール、練習プール）

練習プール開場中は、プール管理責任者を屋内プールとは別に常駐させること。

① プール運営責任者（本施設専任）

プール運営を総括する者として、下記の条件を満たす責任者を配置すること。

- i. 監視等業務に豊富な知識及び経験がある者
- ii. 現場責任者としての資質を有する者
- iii. 正社員又は構成員※である者
- iv. 下記のいずれかの資格、又は同等以上の資格を有する者

資格名	資格認定者
水泳指導管理士	(公財) 日本体育施設協会
水泳指導員 水泳コーチ 水泳教師	(公財) 日本体育協会

② プール副運営責任者（専任）

プール運営責任者を補佐するため、プール運営責任者と同等の知識・経験・資質を有する者であり、下記のいずれかの資格を有する者をプール副運営責任者として配置すること。

資格名	資格認定者
水上安全法救助員・救急法救急員	(社) 日本赤十字社
基礎水泳指導員	(公財) 日本水泳連盟

③ プール管理責任者

プール運営責任者を補佐するため、プール運営責任者と同要件を満たす者であり、上記資格「水上安全法救助員・救急法救急員」又は「基礎水泳指導員」のいずれかの資格を有する者をプール管理責任者として配置すること。

④ 受付担当者

練習プール（屋外）には、入場受付のため受付担当者をプール受付に常駐させること。屋内プールについては、総合受付窓口要員が受付を担当すること。

⑤ プール監視員

市の主催する普通救命講習（自動体外式除細動器（AED）を業務等で使用することを想定した「普通救命講習 2」（AED認定コース）が望ましい。以下同じ。）又は上級救命講習を受講し、かつ、一定以上の泳力を有した監視員を配置し、下記の業務を行わせること。

- i. 利用者の利用状況を適切に監視し、危険行為等を未然に防止

する。

ii. 緊急時には迅速に対処し、利用者の安全を確保する。

⑥ その他

利用者の安全に配慮した管理運営を行うため、従事員のうち、①から③の者いずれか1名を体育施設管理士若しくはプール衛生管理者（公益社団法人日本プールアメニティ協会認定）の有資格者とする。ただし、プール運営責任者が水泳指導管理士の有資格者である場合は、この要件を満たさなくともよい。また、この者が開場時間中常駐する必要はない。

(c) トレーニング室にかかる管理

① トレーニング室運営責任者（本施設専任）

トレーニング室運営を総括する者として、下記の条件を満たす責任者を配置すること。

- i. トレーニング器具等の取扱い及び指導業務に熟達している者
- ii. 現場責任者としての資質を有する者
- iii. 正社員又は構成員※である者
- iv. 下記のいずれかの資格、又は同等以上の資格を有する者

資格名	資格認定者
健康運動実践指導者	(公財) 健康・体力づくり事業財団
スポーツプログラマー	(公財) 日本体育協会
トレーニング指導士	(公財) 日本体育施設協会

② トレーニング室副運営責任者（専任）

トレーニング室運営責任者を補佐するため、トレーニング室運営責任者と同等の知識・経験・資質を有する者であり、トレーニング室運営責任者と同等の資格を有する者をトレーニング室副運営責任者として配置すること。

③ トレーニング室運営補助員

市の主催する普通救命講習又は上級救命講習を受講し、かつ、トレーニング器具等に関する知識を有した運営補助員を配置し、次の業務を行わせること。

- i. 利用者の利用状況を適切に監視し、危険行為等を未然に防止する。
- ii. 緊急時には迅速に対処し、利用者の安全を確保する。

(d) 電気・機械等設備の運転・管理・保守

① 設備管理担当者

電気・機械等の設備の運転・管理・保守は、必要な資格、知識及び豊富な経験・技能を有する技術者を設備管理担当者として配置

し、設備管理等業務の実施について監督すること。なお、設備管理担当者となる者の中には、正社員若しくは構成員※となる者を1名以上含めること。

② 自家用電気工作物の保安管理業務について関係法令に従い、適切に実施すること。

(e) その他特記事項

① 宿泊研修室の宿泊利用がある場合には、夜間警備及び夜間宿直業務に従事する者を配置すること。

② 甲種防火対象物の防火管理者を配置すること。

③ 愛知県プール条例に基づき、プール管理責任者及び衛生管理者を置き、所轄の保健所へ必要な届出を行うこと。

c 管理業務に従事する者に必要な人数の基準

基本の供用時間においては、常に下記に定めるポスト数以上を配置すること。ただし、区分Ⅰについては、午前8時30分から午後5時まで（ラグビー場、北陸上競技場は専用使用利用時間帯）を、区分Ⅱの施設の管理運営業務（宿泊研修棟管理事務所）については、午後5時45分から供用時間終了後施設の後片付け、点検等業務の終了時間までに従事の基本とする。

なお、基本外の供用時間における配置基準は本基準に準ずるものとするが、全面専用使用時など利用形態に応じて、利用者の安全対策が十分に図られると客観的に判断できる場合に限り、市との協議によりポスト数を減員することができるものとする。

工事による休場や新施設を設置する場合があるが、現時点の施設が指定管理期間中に変更がないものとして配置を計画すること。

区分	業務	ポスト名	ポスト数
Ⅰ	施設の管理運営 (陸上競技場管理事務所)	総括責任者	4
		副総括責任者	(※1)
		施設管理担当者	(※2)
	競技エリア、グラウンド及び 公園施設の保全・整備	施設整備担当者	1 (※2)
	設備の運転・管理保守	設備管理担当者	1 (※2)
	ラグビー場管理（専用使用時）	施設管理担当者	1
	北陸上競技場（専用使用時）	施設管理担当者	1
Ⅱ	施設の管理運営 (宿泊研修棟管理事務所)	施設管理担当者 (副総括責任者含む。)	3 (※3)
	野球場・テニスコート管理	野球場・テニスコート管理担当者	2
	地下駐車場管理	地下駐車場管理担当者	1

	屋内プール	プール運営責任者	4 (※4)
		プール副運営責任者	
		プール監視員	
	練習プール（屋外） （プール開場期間中のみ）	プール管理責任者	1
		プール監視員	7
		受付担当者	1
	トレーニング室管理	トレーニング室運営責任者	2 (※5)
		トレーニング室副運営責任者	
		トレーニング室運営補助員	
Ⅲ	体育館	副総括責任者	3 (※1)
		施設管理担当者	

- ※1 常時ポストの中には、総括責任者又は副総括責任者を含めること。
- ※2 陸上競技場において、Ｊリーグの試合が夜間に開催される場合は、区分Ⅰの従事が使用終了後の施設の後片付け、点検等業務の終了時間まで引き続くものとし、その他の使用が夜間に開催される場合は、施設管理担当者（副総括責任者含む）２名及び設備管理担当者１名の従事を基本とする。
- ※3 宿泊研修室の宿泊利用がある場合には、夜間警備及び夜間宿直業務に従事する者２名を基準に配置すること。
- ※4 常時ポストの中に、プール運営責任者又はプール副運営責任者を含めること。
- ※5 常時ポストの中に、トレーニング室運営責任者又はトレーニング室副運営責任者を含めること。

d その他必要な業務

- (a) 施設利用者（以下「利用者」という。）には、瑞穂公園条例、瑞穂公園条例施行規則及び関係法令を遵守させること。
- (b) 必要に応じ施設従事員（以下「従事員」という。）から利用上の注意を行うこと。
- (c) 施設利用上の注意事項を掲示等適切な方法により周知すること。
- (d) 専用使用者と、使用種目や附属設備の貸出等利用詳細について打合せを実施すること。
- (e) 前記打合せや利用者の申し出に応じ、附属設備等の貸出を行うこと。附属設備等の準備・片付けは原則として利用者が行うよう案内すること。ただし、利用者のみでは危険と判断される場合等については、準備・片付けを行うこと。
- (f) 必要に応じ、附属設備等の操作方法を利用者に教えること。
- (g) 利用者に使用後の清掃、ごみの持ち帰りを徹底させること。
- (h) 駐車場の満車時には表示を出すとともに、車両が施設の外周道路に並ぶことのないよう措置すること。

- (i) 大会等の同日開催があった場合、事前の連絡調整や、当日の競技場内の各種器具の設営、撤収などの総指揮を執り、各々の行事の開催に支障が生じないように配慮すること。
- (j) 大会等開催時は、大会主催者と協力し、渋滞の解消や近隣の迷惑駐車防止に努めること。なお、渋滞の解消にあたっては、近隣の民間駐車場等との連携も図ること。
- (k) 利用者の求めに応じ、名古屋市スポーツ・レクリエーション情報システム(以下「システム」という。)についての説明を行うこと。
- (l) システムの登録申込書類を施設事務所に備えること。登録申込書を受理した際は、速やかに市へ送付すること。
- (m) システムを利用した施設の抽選申込、空き施設の申込などの受付を行うこと。(システムの利用は基本の供用時間内に施設を使用する場合に限られるので留意すること。)
- (n) 本社の連絡先及び施設の責任者の氏名を下記のとおり表示すること。
 - ・ 施設の出入口…A 1 サイズ以上
 - ・ 主要な利用施設の受付…A 2 サイズ以上

(イ) 助言及び指導業務

- a トレーニング室新規利用者に対し、次の内容のオリエンテーションを実施すること。
 - (a) トレーニング室利用時の注意事項
 - (b) 準備運動及び整理運動の実施
 - (c) 器具の正しい使用方法、適正重量及び反復回数
 - (d) 使用後の器具の取扱い
- b トレーニング器具等を活用し、健康体力づくりを目的としたトレーニング指導事業を行うこと。
- c 初心者に対して、安全で効果的なトレーニングプログラムを提供すること。また、継続者に対し、段階的に体力・目的に応じた、よりきめ細やかな個別プログラムを提供すること。
- d トレーニング器具等の適切な使用方法について指導すること。
- e 屋内プールにおいて、水泳指導員又はこれと同等の資格者による無料のワンポイントアドバイス事業を定期的の実施し、水泳等にかかる助言及び指導を行うこと。

(ウ) 相談業務

- a 利用者の希望や運動経験、継続意欲等に沿ったスポーツ及びレクリエーションの実施にかかる相談を受け付けること。
- b 健康・体力相談事業を次のとおり行うこと。

利用者及び来館者に対し、有資格者(※)による健康体力づくりについ

てのアドバイスや相談を実施すること。

※ 有資格者とは、健康運動指導士又はスポーツプログラマーの資格所持者とする。

- c 地域におけるスポーツ・レクリエーションの振興に資するため、地域住民からの様々なスポーツ相談を受け付けること。

(エ) 情報の提供

- a 施設の利用促進のため、以下の広報を実施すること。実施にあたっては、公の施設の管理者であることを自覚し、適切かつわかりやすい表現を用いるよう留意すること。また、インターネットによる情報の提供にあたっては、誰にでも利用できるよう、日本産業規格「JIS X 8341-3」を参考とし、アクセシビリティの対応に努めること。

- (a) インターネットによる情報の提供
- (b) 施設案内のリーフレットの作成・配布
- (c) 各種事業のチラシの作成・配布
- (d) その他施設の利用促進に有効な各種広報事業

- b スポーツ・レクリエーションの振興に資するため、地域スポーツ行事等の情報収集及び情報提供を行うこと。
- c 共通回数券・共通定期券及び指定管理者が施設ごとに発行する個人使用施設の回数券・定期券は、販売窓口の見やすい位置に様式の見本を掲示する等利用者への周知をはかること。

(オ) 講座、教室等の実施（市の施策として実施するもの）

子どもから高齢者まで、生涯にわたり市民にスポーツ活動の動機づけとなる多様な機会を提供するため、市の施策として、講座、スポーツ教室等（以下「教室等」という。）を下記の実施方針により企画・運営すること。

- a 教室等の使用枠数については、参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営参考資料 4「講座・教室実施に際する考え方について」に掲げる使用枠数を上限とし、教室等の事業数については、維持管理運営参考資料 4に掲げる事業数を下限とする。
- b 指定管理者は、年度開始前の市が指定する期日までに実施計画書を提出した後、市と教室等の内容、参加料、回数、枠等について協議し、承認を得て実施すること。また、年度終了後の市が指定する期日までに実績報告書を提出すること。
- c 使用枠の確保にかかる事務については、指定管理者が自ら行うこと。ただし、指定管理期間の初年度の使用枠については、指定管理者自ら確保することが難しいことから、市と調整の上、現管理者が確保する。使用の確保は、実施計画書の承認後行うものとする。
- d 教室等の実施にあたっては、傷害保険に加入すること。補償内容等については、参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営参考資

料4に掲げる補償内容及び金額を最低限の補償とすること。また、講師については、実施目的を達成するための的確な能力を有し、かつ参加者の安全を配慮できる者を選任すること。

- e 種目は、個人で参加できる種目を主体とし、かつ対象年齢・性別等が偏らないよう配慮するとともに、「成人のスポーツ実施率（週1回以上の頻度で運動・スポーツを実施するものの割合を65%以上）」を高めるために、現状の実施率（参考資料22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営参考資料5「年代別スポーツ実施率」参照）を踏まえた教室を実施することとする。なお、教室を計画する際は、これまでの利用状況や利用者ニーズを考慮すること。

ただし、以下に掲げるライフステージに応じた教室は必ず実施することとする。

- (a) 子どもが多様なスポーツに接することのできる教室
- (b) 子育て世代が気軽に参加でき、自宅でも継続して実施できる教室
- (c) 働く世代が参加しやすい教室
- (d) 高齢者がその健康状態や体力に応じて楽しめる教室
- (e) 障害者を対象とした教室

※ (b)、(c) については、参加しやすいように1回から参加可能な教室等、その実施形態を考え計画すること。

※ (e) については、教室の参加料は原則無料とすること。ただし、テキスト、用具等参加者の所有物となる物品については、実費分を参加者から徴収することができる。

- f 教室等参加料については、指定管理者が徴収すること。参加料は参考資料22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営参考資料4を参照すること。
 - g 施設を使用する際の利用料金については、「体育施設の使用料の減免に関する取扱要綱」に基づき、減免すること。
 - h 教室等の特徴や募集形態（当日受付、先着順など）によりやむを得ない場合を除き、原則として、名古屋市電子申請サービス又はそれを含む複数の方法による申込とすること。
 - i 教室等の実施について「広報なごや」等により広報するとともに、市民に広く周知するよう、施設案内チラシその他有効と認められる手段で広報に努めること。
- (カ) スポーツ関係団体等との連携、協力
- a 区役所等の公的機関や地域スポーツ団体と連携、協力して、地域スポーツの振興に努めること。
 - b 本施設を使用して大規模な競技大会を催すスポーツ・レクリエーション関係団体との連携協力が円滑に得られるよう体制を整えること。

(キ) 国際大会等の誘致、開催

- a 愛知県内で唯一の J A A F 第一種公認及び W A の C L A S S 2 認証施設であり、陸上競技場を始めとした高い設備水準を持つ瑞穂運動場の施設の能力を十分に発揮して、スポーツ及びレクリエーションの普及を図るため、国際的・全国的な競技大会等の開催を提案し、それらの誘致にあたっては積極的に市に協力すること。
- b 国際大会等を開催する場合には、特に開催地としての品位を損なうことのないよう綿密な計画と万全の体制を整え、大会等を安定的かつ円滑に運営すること。

イ 瑞穂運動場の使用の許可に関すること

(ア) 使用の許可

- a 使用許可の判断をする際には、瑞穂公園条例、瑞穂公園条例施行規則及び関係規程を遵守すること。
- b 専用使用施設の許可を行う際は、規則に基づく手続きにより使用受付を行うこと。ただし、テニスコート等一部の施設については、市が別に定めるところに従い、システムにより使用受付を行うこと。
- c 市が所管する他の体育施設（以下「他施設」という。）の使用申込があった場合、市が別に定めるところにより受付を行うこと。
- d 専用使用を許可した者に対して利用券を発行すること。
- e 現管理者が許可した事項を確実に引き継ぎ、利用者の利用に支障を生じさせないこと。
- f 陸上競技場等、芝生を有する施設については、芝生養生の必要があるため、参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 9「瑞穂運動場使用基準」に基づき、使用可能日を判断し、利用させること。

(イ) 利用調整

- a 市民のスポーツ及びレクリエーション活動の振興及び本市のスポーツ振興計画の円滑な実施のため、参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 1「体育施設における競技場等の使用許可申請手続等の取扱要綱」及び維持管理運営別紙 2「体育館等の利用調整に関する取扱基準」に基づき市が行う利用調整事務に協力すること。
- b 上記目的のため、陸上競技場、北陸上競技場、レクリエーション広場、ラグビー場、ラグビー練習場、野球場及びテニスコートの利用調整を実施すること。その際、名古屋市港サッカー場の指定管理者と連携すること。
- c 上記目的のため、弓道場及びアーチェリー場の利用調整を実施すること。その際、名古屋市総合体育館の指定管理者と連携すること。

- d b及びcの利用調整を実施するにあたり、関係団体との調整を図り、これまでの利用調整の実態を踏まえて、円滑に利用調整会を開催すること。
- e 上記利用調整の結果を踏まえ、確実に使用許可関係事務を行うこと。

ウ 瑞穂運動場の利用料金に関すること

(ア) 利用料金の徴収及び管理

- a 指定期間開始前に、指定期間中の利用料金の額、納付期限、減免及び還付にかかる市の承認を得ること。(利用料金の減免及び還付の承認については、瑞穂公園条例等に定めるもの以外で指定管理者が提案する場合に限る。また、利用料金の納付期限については、原則として、施設使用日の当日(使用前)までとする。ただし、使用前に利用料金の額を確定させることが困難なものについては、この限りでない。)
- b 指定期間中、承認を受けた事項の変更は原則として認めない。
- c 市の承認を得て定めた額に基づき、利用料金の徴収を行うこと。
- d 共通回数券、共通定期券の販売実績を金券類出納簿により日ごとに管理すること。
- e 徴収の結果を毎月市に提出すること。
- f つり銭を用意し、適切に補充すること。
- g 各業務が適正に行われているか、自ら点検を行うこと。

(イ) 利用料金の減免に関すること

- a 瑞穂公園条例等に基づき利用料金の減免を行うこと。
- b 過去の減免の実績は参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営参考資料 3「運営に際する目安」に掲げるとおりである。なお、減免に対して市から補填は行わない。
- c 減免事項について、掲示等適切な方法により利用者に周知すること。
- d 専用使用に係る利用料金の減免については、市が別に定める減免申請書を申請者に記入、提出させること。
- e 減免の実績を市に毎月報告すること。
- f その他

市が定める減免の取扱い以外に、名古屋市国民健康保険被保険者に対する減免(市健康福祉局との協力事業)、国又は市が認定する公害認定患者に対する減免(市環境局との協力事業)があるが、これらの減免については、関係局が減免額相当額を負担する。

(ウ) 利用料金の還付に関すること

- a 瑞穂公園条例等に基づき利用料金の還付を行うこと。
- b 利用料金の還付については、市が別に定める還付請求書を申請者に記入、提出させること。

c 還付の実績を市に毎月報告すること。

エ 瑞穂運動場の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く）に関する
こと

利用者が安全かつ快適に利用できるように、建物及び建築設備等の性能及び状態を、常時適切な状態に維持管理すること。

維持管理及び修繕業務については、原則「建築保全業務共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）を目安に実施すること。

法律で定められた業務並びに書類の作成及び届出を行うこと。

運動施設の維持管理については、競技団体等との連絡調整等、専門的な知識・技術等が必要となるため、体育施設管理士の資格を有する者にこれを監督させ、業務を円滑に行うこと。

施設内の点検を行い、異状あるいは破損箇所を発見した場合は、直ちに修繕を行うとともに、破損箇所と対応方法を報告すること。

対応に時間・技術が必要であり、かつ応急措置では利用者の安全が確保できないなどの問題が発生するおそれのある場合は、直ちに市と協議すること。

(7) 建築保全業務

建築物の機能と環境を維持し、公共サービスが常に円滑に行われるように、建築物の点検、保守、修繕を実施すること。

a 維持管理の基準

(a) 陸上競技場

施設の全てが要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷が無い状態を維持すること。ただし、性能及び機能を満足する限りにおいて、引渡し日からの経年による劣化は許容するものとする。

(b) その他の施設

本事業の維持管理運営業務の開始時点における施設の性能及び機能を維持すること。事業期間中に改修等があった施設については、その工事完了時点における性能及び機能を維持すること。

b 建築物保全業務

(a) 日常点検・保守業務

共通仕様書の「運転・監視及び日常点検・保守」により、建築物が正常な状況にあるかどうか現場を巡回して目視等により観察し、異状を感じた時には正常化に向けた措置を行うこと。

(b) 定期保守点検業務

共通仕様書の「定期点検等及び保守」を基準に、建築物が正常な状況にあるかどうか目視等を行う他、測定等により建築物の状態を確認し、建築物の良否を判定の上点検表に記録するとともに建築物

の各部位を常に最良な状態に保つこと。また、法令等による点検業務や特殊建築物等の定期報告のため点検を実施すること。

(c) 修繕業務

- ・日常保守点検に伴う修繕及び予期せぬ事故等で生じた破損に関する常時修繕を行うこと。
- ・定期保守点検業務に伴う定期修繕を行うこと。

c 建築設備保全業務

(a) 運転・監視及び日常点検・保守業務

- ・共通仕様書の「運転・監視及び日常点検・保守」により、諸室の用途、気候の変化、利用者の快適性等を考慮に入れて、各建築設備を適正な操作によって効率よく運転・監視すること。
- ・各建築設備の稼動中、点検、操作及び使用の障害となるものの有無を点検し、機能の良否を判断の上必要に応じ調整、清掃及び消耗品の取替を行うこと。

(b) 定期点検業務

- ・共通仕様書の「定期点検等及び保守」により、各設備について、常に正常な機能を維持できるよう、設備系統ごとに定期的に点検、対応を行うこと。
- ・点検方法等は共通仕様書及びメーカーの保守点検基準によること。
- ・各設備にかかる関係法令の定めにより、必要となる法定点検を実施すること。

(c) 修繕業務

点検により設備が正常に機能しないことが明らかになった場合又は何らかの悪影響を及ぼすと考えられる場合には、適切な方法（保守、修繕、交換、分解整備、調整等）により対応すること。

また、中長期修繕計画書を作成し、その計画に基づいて保守・整備を実施し、その記録を計画書に記載して保管すること。

(d) 故障対応

故障発生時には現場調査、初期対応及び処置を行い、必要に応じ速やかに市に報告すること。

d 外構施設保全業務

玄関周り及び敷地案内等の公共性の高い場所及び設備は日常的に清潔にし、美観を保つこと。また、排水設備、溝、水路等は、ごみ、泥、その他の障害物がつまらないようにし、きれいにしておくこと。

e その他保全業務特記事項

(a) 陸上競技場及び北陸上競技場

陸上競技場については、J A A F 公認第一種を、北陸上競技場については、同公認第三種を5年ごとに継続して取得できるよう計画

的な運営管理を行うこと。

(b) 山崎川親水広場

山崎川親水広場については、瑞穂公園敷地、道路敷地（法定外公
共物）及び山崎川河川敷地に渡って設置されているため、参考資料
22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 11「二級河川山
崎川に係る親水広場の維持管理に関する協定」及び「確認書」に基
づき、市瑞穂土木事務所と共同で管理を行うこと。

(イ) 維持管理業務

参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 12「瑞穂運動
場環境維持を行う範囲」において、この仕様に定めるほか、建築物における衛
生的環境の確保に関する法律に基づく名古屋市建築物衛生指導要綱の維持管
理等の基準に準じて、空気環境の調整をはじめ、各種の衛生管理及び環境測
定を行うこと。

a 清掃業務

- (a) 参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 3「清
掃作業基準表」に基づき、日常清掃、定期清掃を実施し、常に清
潔、美観を保持すること。
- (b) 環境及び衛生を維持し、機能及び見た目においても快適な空間を
保つこと。
- (c) 業務に使用する用具及び資材等は、常に整理整頓に努め、人体に
有害な薬品等は関係法令等に基づき厳重に管理すること。
- (d) 業務に使用する資材及び消耗品については、国等による環境物品
等の調達等の推進等に関する法律（グリーン購入法）の特定調達物
品等の使用に努めること。
- (e) 空調用ダクト、貯水槽、排水管の清掃を行うこと。

b 消毒及びネズミ・衛生害虫防除業務

「名古屋市の施設等における農薬・殺虫剤等薬剤の適正使用に係る基
本指針」を参考に、ネズミ・衛生害虫その他の人の健康を損なう事態を生
じさせるおそれのある動物として、厚生労働省令で定める動物の防除を
行うこと。

c 廃棄物処理業務

- (a) 施設内から発生する全ての廃棄物は、指定の方法により分別し、
名古屋市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例等関係法令に
従い適切に処理すること。
- (b) 始業前にごみ箱等からごみを収集し、ごみ置き場に集積し、ごみ・
汚れが無い状態を保つこと。
- (c) ごみ置き場は常に衛生的な状態を維持すること。
- (d) 事業区域内から発生するごみ等の廃棄物は、名古屋市の指定する

方法に従い、事業者にて適切に搬出・処分すること。

d 警備業務

- (a) 施設全般を保全し、利用者の安全を守り、サービスの提供に支障を及ぼさないよう、適切な防犯・防災警備を実施すること。
- (b) 適切な運営体制により利用者のプライバシー保護に留意しつつ防犯との両立を図り、盗難等犯罪の抑止に努めること。
- (c) 消防法、労働安全衛生法等関連法令及び監督官庁の指示等を遵守すること。
- (d) 365 日、24 時間体制で警備を行うこと。
- (e) 大会等の際には、利用者の混乱を避け安全が確保できるよう大会主催者等と十分に打合せを行い、警備体制を整えること。
- (f) 第 5 駐車場の混雑が予想される場合は、近隣の迷惑にならないよう、体育館北側道路に警備員を適宜配置するなど、安全に配慮した警備体制を整えること。
- (g) 不審者・不審物を発見した場合には、警察への通報等、適切な処置を取ること。

e プールの衛生管理及び測定業務

- (a) 愛知県プール条例、愛知県プール条例施行規則及び関係規定を熟知し、適切な維持管理を行うこと。また、プール管理責任者及びプール衛生管理者を指定又は変更した時は、すみやかに保健所へ届けるとともに、市へ報告すること。
- (b) プールの管理作業を標準化するために、プール管理マニュアルを作成し、プール管理体制表と共にプールの監視所への掲示などにより、従事員に周知すること。
- (c) プール水の衛生に関しては、愛知県プール条例及び関係法令を遵守し、衛生的な水質の確保を図ること。
- (d) 屋内プールについては、水温は 28℃以上とし、室温は水温より 2℃程度高い温度を目安とし、利用者に快適な環境となるよう水温及び室温を適宜調節すること。
- (e) 水質検査は毎時行うものとし、水温、室温、残留塩素、ph を測定すること。
- (f) プール水は常に適切に消毒された状態を保つこと。また、遊離残留塩素濃度がプール内で均一になるよう管理すること。
- (g) 利用者が多数である場合等、汚染負荷量が大きい場合には、必要に応じて新規補給水を追加するとともに、水質検査の回数を適宜増やすこと。
- (h) 水質管理に用いる消毒剤や測定機器等必要な資材を適切に保管すること。

- (i) 排水口等の二重設置及びボルト等の固定状況については、毎日点検を行い、異常あるいは破損箇所を発見した場合は、利用に支障がでないよう直ちに対応・修繕を行うとともに、破損箇所と対応方法を市に報告すること。
- (j) 練習プール（屋外）については、開場期間前にプール水の全排水を行い、プールの壁面及び底面、プールサイド、出入口、道路においても苔、水垢及び利用者の安全を損なう異物を除去し、ブラッシング清掃すること。また、開場期間中に1度以上は全換水を行い、プール水槽をブラッシング清掃すること。

f 天然芝フィールドの維持管理業務

- (a) 競技用の天然芝生フィールドの維持管理及び植栽管理については、施設整備担当者にこれを監督させ、業務を円滑に行うこと。特に陸上競技場、ラグビー場の芝生フィールドについては、Jリーグ会員である名古屋グランパスのホームゲームを始め、各競技団体が行う公式試合、公式記録認定競技等の場として使用しているため、芝生の維持管理等については気象（気温、降雨、日照条件等）の変化状況を予測及び把握するとともに的確に分析をし、通年で常緑かつ良好な状態で試合運営等ができるよう芝生養生等を計画的に行うこと。
- (b) 管理の基準として、参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 10「瑞穂運動場及び瑞穂公園施設管理表」を遵守すること。
- (c) 天然芝フィールド使用の都度、芝の高さ等について、競技団体の要望に最大限応えること。

g 植栽等の維持管理業務

植栽帯の美観を維持するため、植物の種類に応じて適切な方法によりせん定、病虫害駆除、施肥、除草、清掃、散水等を行うこと。

h 駐車場維持管理業務

- (a) 開館時間中、入出庫の管理及び監視を行うこと。
- (b) 車両や歩行者の動きに注意し、事故の発生を未然に防ぐこと。
- (c) 駐車場機器（精算機等）の保守・修繕を行うこと。
- (d) 駐車場、管理用車両の通路、車両出入口の舗装は、著しいひび割れや陥没、ポットホール等がなく、車両の通行に支障が無い状態を維持すること。
- (e) 駐車場及び通路の路面標示については、視認できる状態を維持すること。

i 宿泊施設管理業務

宿泊施設については、旅館業法等を遵守するとともに、常に衛生管理を

行うこと。また、寝具等は清潔に保つこと。

なお、陸上競技場等の整備が完了するまでの間、2 部屋を別の用途（守衛室及び名古屋市の業務）で使用するとしている。

j 野球場東側練習用走路の維持管理業務

野球場東側に市が先行整備を予定している練習用走路（80m 程度、3 レーン、ウレタン舗装材）について、維持管理を行い、陸上競技大会時等に適切な運営を行うこと。

k その他

弓道場の射的を適宜作成し、利用者の求めに応じて必要個数を提供すること。

(ウ) 備品及び消耗品の管理

a 共通事項

- (a) 備品及び消耗品の定義は名古屋市会計規則（以下「会計規則」という。）第 132 条による。
- (b) 参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 4「指定管理者による備品管理の手引き」に基づき、市から指定管理者に貸し付けた備品（以下「貸付備品」という。）の管理及び諸手続を行うこと。手続にかかる諸経費は指定管理料より負担すること。
- (c) トレーニング器具を含む利用者の用に供する備品及び消耗品を良好かつ安全な状態に保つため、点検表を作成し、点検、修繕等を実施すること。

b トレーニング器具

- (a) 参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 5「トレーニング室管理運営の手引き」に基づき、トレーニング器具を調達及び補充し、管理を行うこと。なお、トレーニング器具については、金額に関わらず全て指定管理者自らが調達及び補充すること。
- (b) トレーニング室の効用を高めるため、指定管理料とは別に、指定管理者自らの負担により調達した備品（以下「独自備品」という。）を配置できることとする。その場合は、市と予め協議し、その承諾を得ること。
- (c) 貸付備品のうち、市が購入してから 10 年を経過しているものは、指定管理者の申し出により、市とあらかじめ協議し、その承諾を得た上で廃棄することができる。この場合、廃棄に係る費用は、指定管理料に含めるものとする。また、購入から 10 年未満の貸付備品についても、指定管理者の負担により適切に保管し、その代替としてトレーニング器具を配置できることとするが、指定期間満了時に、原則として現状復帰すること。

- (d) 既に配置されている市所有のトレーニング器具については、指定管理者の判断で継続して使用することができるが、老朽化及び故障等により安全に使用できないと専門業者等により判断された場合、市はその代替として新たなトレーニング器具の貸し付けを行わないので、金額に関わらず、指定管理料により原則として同等品を調達すること。調達にあたっては、リース契約等による調達経費は指定管理料に含めるが、指定管理料や施設運営収入でトレーニング器具を購入することは認めない。(自主事業としてトレーニング器具を購入することは可能。この場合は、自主財源で実施すること。)
- (e) 上記 (c) (d) にかかるトレーニング器具の配置にあたっては、トレーニング器具をリース契約等により調達する場合は指定管理料から支出することができるが、購入する場合は指定管理料又は施設運営収入とは別に指定管理者自らの負担とすること。
- (f) リース契約等により新たなトレーニング器具を設置した場合は、器具の種類や数量等について、市に報告すること。
- (g) 日常点検を所定様式により行い、かつ、専門業者による保守点検を年4回以上行うこと。なお、上記 (c) に基づき指定管理者が保管するトレーニング器具についても、市に返還する際に安全に使用することができるよう保守点検を行うこと。
- c 自動体外式除細動器 (AED)
 - (a) 施設に設置しているAEDについては、メーカーが定める耐用年数となる前に、指定管理料を用いてリース契約等により調達すること。
 - (b) 調達の際には、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保に関する法律(薬事法)(昭和35年8月10日法律第145号)上の承認を得て、JRC(日本版)ガイドラインに適応し、メーカーが定める耐用年数以内の機器を導入すること。また、未就学児に対しても使用可能で、成人・小児共用の電極パッドを用いたものであること。
 - (c) 使用可能期限となる前に、電極パッド及びバッテリー等の消耗品を交換するなど、AEDを適切に管理し、良好かつ安全な状態に保つこと。
 - (d) リース契約等により新たなAEDを設置した場合は、その設置場所や数量等について、市へ報告すること。
- d トレーニング器具及びAEDを除く備品
 - (a) 施設の管理運営上必要な消耗品及び200千円未満の備品を必要に応じ調達及び補充すること。(公益財団法人日本陸上競技連盟に

よる陸上競技場及び北陸上競技場の公認検定に必要な用器具を除く。)

- (b) 貸出した付属設備等の返却時に個数、不良箇所の確認等を行うこと。確認時に異常が発見された場合は利用者と協議すること。
- (c) 施設の効用を高めるため独自備品等の持ち込み、継続的な設置及び供用を行う場合は、市と予め協議し、その承認を得ること。
- (d) 陸上競技場及び北陸上競技場の各種備品及び消耗品の管理については、上記項目に加えて次号に従うこと。

(エ) 公認競技場の管理に関すること

陸上競技場は、愛知県内で唯一の J A A F 第一種公認陸上競技場であり、また、北陸上競技場は同第三種公認陸上競技場であるため、その基準を常に維持すること。各競技大会の前には基準の確認・維持を徹底すること。

特に次の事項については十分な管理を行うこと。

- a 競技走路（ウレタン）の清掃を常時行うこと。不陸や剥離の補修を随時行うこと。
- b 利用者の求め等必要に応じて、各種競技用ラインの清掃及び塗り直しを行うこと。
- c 各種競技用マーク（約 1,200 ポイント）の点検を行うこと。必要に応じて、塗り直しを行うこと。
- d 各種競技用タイル（930 個）の清掃及び補修を行うこと。
- e 各種競技使用による芝生フィールドの傷みの補修を速やかに行うこと。
- f 第一種公認陸上競技場に求められる各種競技器具（約 2,000 点）の清掃、補修及び補充を行うこと。
- g 各種競技用電気・電子機器（表示装置及び計測機器）の清掃、保守点検を行うこと。必要のある場合は、補修及び補充を迅速に行うこと。
- h 各種電気設備（電線及び附属機器、電源ボックス及び付帯設備）の保守点検及び補修を行うこと。
- i 5 年毎の公認継続（直近では令和 5 年度に北陸上競技場の検定がある。）にかかる J A A F、一般財団法人愛知陸上競技協会、検定員との調整事務の窓口となること。また、公認継続にかかる早期の情報収集に努め、競技用器具・施設の補充・補修について、市へ報告を行うこと。
- j 利用者が快適かつ衛生的に使用できるよう、随時清掃を行うこと。
- k その他利用者の求めに応じて適切に対応すること。

オ 公園の維持管理に関すること

維持管理業務については、参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 10「瑞穂運動場及び瑞穂公園施設管理表」の水準を下回らないものとし、

「名古屋市緑政土木局土木工事標準仕様書」、「名古屋市緑政土木局業務委託標準仕様書」を遵守すること。

(ア) 公園基本管理

瑞穂公園は、都市公園として緑豊かな自然に恵まれており、また、市内で有数のサクラの名所としても知られ、多くの市民の方に親しまれている。そのような公園としての重要性を十分に理解し、関係機関と調整しながら、公園施設の管理を行うこと。

a 維持管理の基準

利用者が安全・快適に利用できる状態を維持すること。本事業で整備した公園については、その工事完了時点における状態を維持すること。

b 巡視・清掃

- (a) 機能上、安全上及び美観上、適切な状態に保つこと。
- (b) 園内巡視を行い、施設の不具合等（部材の劣化、破損、腐食、変形、開閉・施錠装置の故障等）を確認すること。不具合を発見した場合は、早急に適切な措置をとること。
- (c) 園路・広場・樹林地・芝生地・植樹帯・花壇等のゴミを除去し、常に清潔な状態を保つこと。
- (d) 台風・不法投棄・落葉等によりゴミが発生した場合は速やかに除去し、処分すること。
- (e) 不法投棄ゴミは、関係機関と調整し適宜除去し、処分すること。
- (f) 落書き等による汚損があった場合は、速やかに除去すること。ただし、差別落書き等を発見した場合は、「差別事象への対応について（対応マニュアル）」に従って対応すること。

c 除草

- (a) 樹林地は機械除草及び手抜き除草を行い、薬剤除草は行わないこと。
- (b) 植物性廃棄物はリサイクルに努め、不法投棄や野焼きはしないこと。

(イ) 公園植物管理

a 樹木・芝生等管理

- (a) 枯死木や倒伏木は速やかに撤去・立て起こしを行い、危険や支障のないようにすること。
- (b) せん定・刈込は、樹種ごとの適期に作業すること。公園の景観にふさわしい形に整えること。
- (c) 修景上必要なクロマツは、みどり摘み・もみあげ等特殊な手入れを行うこと。
- (d) 支柱撤去・更新を適宜行うこと。
- (e) 枯枝木除去、徒長枝せん定、病虫害防除、花がら摘み、草花植付、

植替等を随時行うこと。

- (f) 芝生の美観を維持するため、適切な時期に除草を行うこと。
- (g) 施肥・エアレーション・灌水を必要に応じて行うこと。
- (h) 台風・災害等で被害が発生した時は速やかに処理すること。
- (i) 剪定枝・刈込枝葉・草類は、リサイクルに努め、適正に処分すること。

b 花壇等管理

- (a) 花壇・プランターの管理を実施すること。
- (b) 植物の植替え、剪定、かん水、施肥、病虫害防除、花がら摘み等は随時行い、良好な状態を維持すること。

(ウ) 公園施設管理

a 園路・広場施設

- (a) 利用者の安全・快適な環境づくりのため、路面（舗装）・縁石・階段等の日常点検を実施するとともに補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。
- (b) 利用者の安全・衛生や、植物管理上、給水施設の計画的な点検や補修に努めること。
- (c) 排水施設について、良好な排水機能を確保するため、管渠・枳類の日常点検や、流入堆積した土砂等の清掃を行うこと。
- (d) 廃道に伴って新たに公園区域となる園路・広場施設も同様の扱いとする。

b 便益施設

- (a) 水のみ場について、利用者の安全・衛生確保のため、日常点検を実施するとともに補修を要するようであれば、速やかに処置を行うこと。
- (b) 日常清掃・水洗いなど安全・衛生に配慮し日常使いやすいように便所の管理を行うこと。
- (c) 自転車置場について、清掃及び整理整頓を行い、放置車両の整理を適宜行うこと。

c 休養施設

ベンチ・四阿等は、日常点検を実施するとともに、補修等を適宜行うこと。

d 管理施設

- (a) 車止め・柵・倉庫の日常点検を実施するとともに、補修等を適宜行うこと。また、安全性に問題が認められる場合は、利用者が近づくことがないよう、ただちに応急的な対応を行うこと。
- (b) 案内板は、美観を保ち、案内表示が明瞭な状態で維持すること。
- (c) 利用者の安全・快適な環境づくりに支障がでないよう、照明施設

の日常点検を実施し、ランプ取替え等施設の保全を適宜行うこと
(d) 廃道に伴って新たに公園区域となる管理施設も同様の扱いとする。

e 遊戯施設

- (a) 遊具・健康遊具等の遊戯施設については、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針(改訂第2版)」を遵守し、利用者が安全・快適に使用できるよう日常及び年1回以上の定期的な点検を実施するとともに、必要に応じて補修を行うこと。
- (b) 必要に応じて精密検査を実施し、良好な状態を保持するように努めること。
- (c) 遊具・健康遊具に異常箇所を発見した場合は、利用者が使用しないよう、ただちに応急的な対応を行うこと。
- (d) 日常の巡回等においては、不適切な利用がなされないことがないよう、適宜指導等を行うこと。

f 修景施設

- (a) 時計塔、モニュメント、銅像等の工作物について、日常点検を実施するとともに、補修等を適宜行うこと。
- (b) 修景効果を高めるため、噴水について、清掃等日常管理を行うこと。
- (c) 利用者の安全・衛生に配慮した水質浄化等の維持管理を行うこと。
- (d) 分電盤・操作盤・ポンプ・ろ過装置等設備全般については、年間の維持管理計画を立て、良好な保守管理を行うこと。
- (e) 施設・整備等に不具合が生じた場合は、速やかに修繕を行い原状回復に努めること。
- (f) 修景効果を高めるため、植物の日常管理を適宜行うこと。

g 教養施設

- (a) 史跡大曲輪貝塚は、市の指示に従い、国の指定史跡として必要な管理を行うこと。
- (b) 市が作成するリーフレット等の資料を利用者に配布するなど、市が実施する文化財普及活動に協力すること。
- (c) 史跡ガイダンス機能の展示物等について、巡視や監視カメラ等による監視を行うとともに、異常が確認された場合は適切に対応すること。展示資料に異常を発見した場合は、速やかに文化財保護室へ報告すること。また、ガイダンス機能の設備等の日常点検・清掃を含む維持管理、保守修繕を行うこと。ただし、出土品等の展示品そのものに触れる作業等は、文化財保護室学芸員が行う。
- (d) 史跡ガイダンス機能の整備として設置した説明板をはじめとする各施設について、日常点検・清掃を含む維持管理、保守修繕を行うこと。

- (e) 市が現地で実施するワークショップ等文化財活用事業等について、円滑に実施できるよう協力すること。

h 特殊施設

多目的広場・ゲートボール場について、利用者が安心して使用できるよう、清掃・草刈等の日常管理を行うこと。

i その他工作物等

- (a) エレベーターについて、有料公園施設と同様の管理を行うこと。
- (b) 瑞穂橋、連絡橋等について、5年に1度、道路橋定期点検要領、橋梁定期点検要領（国土交通省）に基づき定期点検を実施し、園路施設と同様の管理を行うこと。

カ 都市公園内許可事務の補助に関すること

都市公園法及び名古屋市都市公園条例に基づく許可（設置許可、管理許可、占用許可、行為許可）に関する事務の補助

瑞穂運動場では、行為、占用、設置及び管理許可申請がなされることがある。指定管理者は、次の補助事務を行うこと。

- (ア) 申請者から提出される申請書の取次ぎ等を行うこと。
- (イ) 占用物件等の設置に際しては、指定管理者として必要な調整を申請者と行うこと。
- (ウ) 許可物件にかかる光熱水費を指定管理料より負担すること（参考資料22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営参考資料3「運営に際する目安」に掲げる光熱水費には、便益施設分も含んでいる。）。
- (エ) 許可物件にかかる光熱水費を算出し、市に報告すること。

キ 緊急時対応に関すること

- (ア) 災害発生時対応に関すること（広域避難場所の運営を含む。）

a 予防段階

- (a) 火災、地震、風水害等の防災・災害対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、従事員への周知徹底、必要な研修・防災訓練等を実施すること。特に、水害に関しては、過去に浸水経験があることから施設各所に整備配置された止水板や装置等が十分に機能を発揮できるよう点検するとともに、大雨が予想される場合は事前に止水板を設置するなど浸水予防に万全を期すこと。
- (b) 市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築すること。
- (c) 施設・設備等の日常的な点検を徹底し、危険箇所を把握すること。

b 発生又は発生する恐れがある段階

- (a) 施設の供用時間内外に関わらず、参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 6「災害応急対策実施にかかる基準」に基づき、迅速に従事員体制（非常配備体制）を確立し、災害応急活動等に協力すること。
- (b) 利用者の安全確保・避難誘導及び施設の保全・復旧作業を行うこと。
- (c) 災害の影響を早期に除去すべく適切な処置を行い、発生する損害、損失及び増加費用を最小限にするよう努めること。
- (d) 状況把握に努め、直ちに市へ報告するほか、警察署、消防署、医療機関等の関係機関や地域団体等とも協力して対応にあたること。
- (e) 参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 7「非常災害時における体育施設の管理運営に関する要綱」に従い、施設を休場すること。
- (f) 市が名古屋市地域防災計画に基づいて行う災害応急活動等に協力すること。

c 緊急物資集配拠点の運営

本施設は、発災時に緊急物資集配拠点の開設場所となる予定である。施設管理者は、市と「緊急物資集配拠点の開設等に関する協定（以下協定）」を締結し、協定を参考に次の業務を行うこと。また、今後、本施設が指定緊急避難場所及び指定避難所として指定された場合、「指定避難所運営マニュアル（平成 30 年 1 月改正）」等を参考とし、速やかに指定緊急避難場所及び指定避難所を開設するとともに、避難者の受け入れを行うこと。

- (a) 市へ施設の被害状況の把握等、緊急物資集配拠点の開設に必要な情報について報告すること。
- (b) 市災害対策本部長（以下「本部長」という。）から緊急物資集配拠点の開設を決定した旨の通知を受けた場合は、すみやかに施設のうち、協定にて定めた場所の引き渡しを行うこと。
- (c) 緊急物資集配拠点の管理に必要となる施設管理等の協力を行うこと。
- (d) 施設の管理保全に努めること。
- (e) 市が特に必要と認め、指示した事項を行うこと。

【体育館の防災拠点としての役割等】

防災拠点	役割等
緊急物資集配拠点	大量の調達・救援物資の受け入れ場所。荷物の積み替えを行い避難所等へ供給する。

d 広域避難場所の運営

- (a) 瑞穂公園は、名古屋市地域防災計画の中で広域避難場所として指定されているため、自主避難者が発生した場合は、瑞穂区災害対策本部長（以下「区本部長」という。）と連携し、避難者を受け入れ、避難者の安全の確保に努めること。
- (b) 避難状況を把握し、区本部長に連絡すること。
- (c) 施設の管理保全に努めること。
- (d) 避難所管理組織の構築を支援し、避難者の保護を行うこと。
- (e) 陸上競技場及びラグビー場の大型映像装置を利用するなどして、避難者に避難所等の情報を提供すること。
- (f) 市が特に必要と認め、指示した事項を行うこと。

e その他

- (a) 北陸上競技場は、名古屋市地域防災計画によりヘリポート可能箇所の指定を受けているため、ヘリの着陸連絡があった場合、現地の状況や、北陸上競技場の利用者の有無に留意し、市への連絡と、消防隊の進入等の手配を行うこと。
- (b) 市から早急な対応資料の作成等緊急対応を求めることがあるため、依頼内容について迅速かつ的確に対応すること。
- (c) 災害発生時対応により増加した人件費等の負担は、原則として指定管理料から負担すること。
- (d) 利用者の安全を確保するとともに、市が適切な措置を行うため、指定管理者が行う業務の一部又は全部の停止を命じることができること。

(イ) 事故等緊急時対応に関すること

a 予防段階

- (a) 救急法、応急措置及び医療機関、家族への連絡等の対処方法等にかかる事故対応マニュアルをあらかじめ作成し、市に提出するとともに、従事員への周知徹底をはかり、必要に応じて研修等を行うこと。
- (b) 救急薬、緊急連絡先一覧等を施設要所に備えること。
- (c) 市や関係機関との情報交換を密にし、常日頃から連絡・協力体制を構築すること。
- (d) 施設・設備等の日常的な点検を実施し、危険箇所の把握を行うこと。

b 発生段階

- (a) 急病、事故、犯罪、火災等が発生したとき又は発生の恐れがあるときは、直ちに現場へ急行し、利用者の安心・安全を第一に、適切な処置を行い、関係機関に通報すること。

- (b) 直ちに市に報告するとともに、市と協力して原因究明にあたること。
- (c) 施設内においてその他異常を発見した場合、適切な初期対応を行うこと。特に利用者の事故等の要因となる恐れのある場合は、早急に対応すること。
- (d) 負傷者等のその後の対応について、市と協力し、行うこと。

c その他

利用者の安全を確保するとともに、市は適切な措置を行うため、指定管理者が行う業務の一部又は全部の停止を命じることができること。

ク 利用者満足度の向上及び管理運営の自己評価等に関すること

- (ア) 電話、窓口等による問合せに対し、適切に対応すること。
- (イ) 要望、苦情をサービス改善に繋げるよう努めること。
- (ウ) 意見箱を設置し、利用者の声の収集に努めること。
- (エ) 利用者からの声のうち、頻繁にある問合せや、サービス改善に繋がった要望等、利用者に広く知らせることが有益と判断されるものを、個人情報に配慮の上、施設内に掲示すること。
- (オ) 利用者を対象とした満足度調査を実施すること。実施に際しては、市と調査内容について協議すること。
- (カ) 施設の管理運営に関する自己評価を年1回以上行うこと。
- (キ) (オ)又は(カ)の実施後、速やかに結果を市へ提出すること。また、市が必要と認める場合には、その結果の全部又は一部を公表できること。
- (ク) 地方自治法第244条の2第10項の定めに基づき、市は指定管理者に対して管理運営業務又は経理の状況に関し報告を求め、又は実地について調査を行うことがあるため、指定管理者はこの調査等にかかる市の求めに対し速やかに対応すること。
- (ケ) 前(ク)の調査に基づく市からの必要な指示に従うこと。

ケ 事業計画書及び事業報告書等の提出に関すること

(ア) 管理資料の作成

- a 所定の様式による管理日誌を日ごとに作成し、保管すること。
- b 月報として、管理業務の実施状況、施設点検結果及び各施設の利用実績等について、翌月15日までに市へ報告すること。
- c 建築基準法第12条に基づく市設建築物の定期点検を行い、市の求めに応じ、点検結果を提出すること。

(イ) 事業計画書並びに事業報告書及び収支決算書等の提出

- a 年度ごとの事業計画書を当該年度の開始までに市に提出すること。事業計画書には次に掲げる事項を記載すること。ただし、(b)に掲げる事

項は、提案時に提出された収支計画書に変更がない場合は、提案時に提出された収支計画書をもってこれにかえることができる。

- (a) 提案時に提出された事業計画書に基づく実施計画書等
 - (b) 維持管理運営経費等の収支計画書
 - (c) その他市が必要と認める事項
- b 毎年度事業報告書を作成し、翌年度5月31日までの期間で市が別に定める日までに提出すること。事業報告書には、次に掲げる事項を記載すること。
- (a) 実施計画書等の実施状況
 - (b) 瑞穂公園施設の使用状況
 - (c) 維持管理運営業務の実施状況
 - (d) 維持管理運営経費等の収支状況
 - (e) 財務諸表等乙の経営状況
 - (f) その他乙による維持管理運営の状況を把握するために甲が必要と認める事項
- c 利用料金収入等の実績を確認するため、各施設の収支決算見込みにかかる書類を市が別に定める日までに提出すること。
- d 毎月及び四半期ごとに、次の報告書を提出すること。
- (a) 月次業務報告書
 - (b) 四半期次業務報告
- e その他資料の作成等、市が求める事項について、速やかに対応すること。
- f 提出された書類は、理由の如何を問わず返却しないとともに、検査の結果、市より業務にかかる改善指示を受けた場合は、速やかに対応すること。
- g 提出資料は、名古屋市情報公開条例に基づく情報公開請求の対象となるほか、市が必要と認める場合にはその全部又は一部を公表できるものとする。

コ 指定管理者の引継ぎに関すること

(ア) 現指定管理者からの業務の引継ぎ

- a 指定期間開始前に、現管理者から必要な事項の引継ぎを受けること。
- b 本施設の従事員に、市の指定する研修を受講させること。
- c 指定期間開始時に、本施設の全ての従事員が各種業務を支障なく行うことができるよう、教育及び研修を確実に行うこと。
- d 施設は、原則として現状を引き継ぐこと。
- e 引継ぎ時には、市の指示する事項についての引継書を作成し、現管理者と互いに取り交わすこと。引継ぎが終わった後、速やかに引継ぎの結果

を市に報告すること。

(イ) 次期指定管理者への業務の引継ぎ

- a 次期指定管理者の指定期間開始前に必要な事項の引継ぎを行うこと。
- b 調達した消耗品の引継ぎに関して、次期指定管理者と調整すること。ただし、附属設備に属するもの及び各種様式等、業務に必要なものは次期指定管理者に引き継ぐこと。
- c 前号 e の規定と同様に、次期指定管理者と引継書を取り交わしの上、市に報告すること。

サ ネーミングライツ導入に伴うスポンサーメリット対応業務

- (ア) 本市とネーミングライツパートナーとの間で締結する契約書その他関係文書に定める事項を遵守すること。
- (イ) ネーミングライツパートナーに付与される権利の運用にかかる事務を誤り無く行うこと。なお、権利の内容については、参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 13「ネーミングライツ契約にかかる権利について」のとおりである。
- (ウ) その他、市及びネーミングライツパートナーとの連絡調整を密に行い、スポンサーメリットが最大限発揮されるよう努めること。

シ パークマネジメント活動業務

- (ア) 指定管理者は、瑞穂公園及び周辺地域の活性化や賑わい創出を図るため、以下のことについて、市民、瑞穂公園周辺地域の関係者や団体、市と連携・協力して行うこと。
 - a 遊戯施設の設置等に係る児童園整備
 - b 花壇の整備及び維持管理
 - c 宿泊研修棟の整備及び運営
 - d イベントの実施
 - e その他瑞穂公園及び周辺地域の活性化や賑わい創出に関する事業
- (イ) 上記シ(ア)を効果的に実施するため、コーディネーターを設置すること。
- (ウ) 周辺地域の活性化や渋滞対策等の検討を実施し、市に提案すること。

ス その他市が定める業務

- (ア) 従事員の資質の維持・向上
 - a 服装は品位と、清潔等に留意するとともに、利用者から、従事員であることが一目で判別できるように統一すること。勤務中は名札を必ず着用すること。
 - b 専任ポストにある者は、管理施設の担当業務にのみ専念し、他の業務に

携わらないこと。専任ポストでない者も、勤務時間中は他の業務を行わないこと。

- c 新規従事員の教育訓練を適切に行うこと。
- d 従事員の能力を向上させるため、必要な教育及び研修を継続的に実施すること。
- e 本施設の従事員を変更する際は、変更の生ずる日の7日前までに市へ変更の旨を申し出ること。ただし、総括責任者及び副総括責任者の変更時には、申出前に必ず市と協議すること。また、従事員変更の際には、管理運営業務に支障をきたすことのないよう、必要な引継ぎを指定管理者の責任で行うこと。

(イ) 市が実施する事業等への協力

市が行う諸々の取組みに協力するとともに、次の行事について、指定管理者は実行委員会の一員として参画し、事業の企画・運営を行うこと。

a スポーティブ・ライフ月間

スポーツの楽しさ・意義への気づきを促進し、スポーツに親しむきっかけをつくるため、10月のスポーツの日を中心とする秋季をスポーティブ・ライフ月間としている。全市的に運動・スポーツへの関心を高めるため施設において広報を行うとともに、きっかけづくりとなる事業を実施すること。また、実行委員会において行う全市的なイベントにおいて、スポーツ実施率向上に向けた事業に協力するとともに、参画すること。とりわけ、瑞穂運動場を会場とするイベントの場合には、核となり事業の企画・運営に参画すること。

b 健康・スポーツのまるハデー（仮称）

市民が運動・スポーツに継続的に取組むよう、市、関係団体と連携し、毎月8日に、定期的に啓発活動を行うこと。

市が行う8日の運動・スポーツ関連施策（利用者へのインセンティブ制度等）に協力すること。

また、独自のインセンティブ制度を導入するなど子育て世代・働く世代のスポーツ実施率向上に努めること。

c その他

市の求めに応じて、スポーツによる地域活性化等を図る組織へ参画すること。

(ウ) マラソンフェスティバル ナゴヤ・愛知への協力

指定管理者は、実行委員会の企画・運営に協力し、関係する事業の運営に参画すること。

(エ) アジア競技大会等への協力・支援

- a アジア競技大会の開催に伴い、市の指示に従い、又は市と協議しながら、大会成功に向けた事業調整等に協力すること。アジアパラ競技大会が開

催されることになった場合も同様とする。

- b アジア競技大会前に、組織委員会及び競技団体が実施する準備、リハーサル等に最大限配慮すること。

(オ) 各種会議への参加

下記の各種会議に必ず出席すること。

- a 指定管理者連絡会議
- b 各種担当者的会議
- c その他市から指示のあったもの

(カ) 情報公開

- a 指定管理者は、名古屋市情報公開条例第 37 条の 2 第 1 項の規定に基づき、施設の管理運営に関する情報公開を行うため、情報公開に関する規程を設けることとし、業務開始前に市に提出すること。
- b その他情報公開のために必要な措置を講ずること。

(キ) 拾得物の取扱い

- a 拾得物を発見した場合は、速やかに利用者に確認を促すこと。
- b 利用者が、施設に保管している拾得物を常に確認できるよう措置をとること。
- c 参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営別紙 8「施設内における拾得物の取扱いについて」に従って、適正な取扱いを行うこと。
- d 指定管理期間終了時に施設に保管する必要がある拾得物は、遺漏なく次期指定管理者に引き継ぐこと。

(ク) PCB の管理

野球場の倉庫に市の PCB が保管されているので、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置すること。なお、運搬及び処分については、市が直接執行する。

(ケ) その他市が求める事項

その他市が求める事項について、適切に対応すること。

(2) 指定管理者が自主事業として実施することができる業務

ア 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るとともに、本施設の利用者増を図ることを目的として、「(1)指定管理者が実施する業務」以外で実施することができる業務

(ア) 基本の供用時間外の施設の供用に関すること

- a 指定管理者が利用者の要望、利用者数の増加等のため、施設を臨時開場し又は基本の供用時間以外の時間を供用させる場合は、事前に市と協議すること。ただし、施設の立地条件等を考慮し、近隣の迷惑にならない

よう十分配慮すること。

- b 施設の供用に当たっては、「(1)指定管理者が実施する業務」を準用すること。

(イ) 教室等の実施

- a 「(1)指定管理者が実施する業務」に定めるものの以外の教室等については、一般の利用者の使用に支障が出ない範囲において、指定管理者の裁量で実施することができる。

- b 基本の供用時間内において既存の利用施設を活用する場合は以下のとおりとする。

(a) 専用使用施設において

専用使用施設において教室等を実施する場合の使用枠の確保については、以下のとおりとする。

- ・「(1) 指定管理者が実施する業務」で定める使用枠数の上限の範囲において、実施されなかった使用枠数分について実施することができる。
- ・利用月 2 ヶ月前の 21 日（会議室については、利用月 1 ヶ月前の 4 開業日目）から可能とする。ただし、年間最大 10 枠までは利用調整確定後に確保できるものとする。

(b) 屋内プールについて

- ・屋内プールにおいて教室等を実施する場合は、上記(1)ア（オ）c に規定する市の承認を得た後に、参考資料 22「維持管理運営関係資料」内の維持管理運営参考資料 7「平成 30 年度プールにおける区分別利用状況」に掲げる利用者数が少ない時間帯を中心として、プール水面の 2 分の 1 を限度として、使用枠を確保するものとする。
- ・名古屋市立小中学校の夏季休業期間は利用者が多いため、原則として不可とする。
- ・市の施策として実施する教室等と同一場所・同一時間に実施しないこととし、実施にあたっては、事前に市と調整すること。また、実施する際は、自主事業であることを明示すること。

- c 上記アに基づき、基本の供用時間外に施設を開場し、教室等を開催する場合は、指定管理者の裁量で利用施設を確保することができる。

- d 教室等の開催実績について、市に報告すること。

(ウ) 物販事業

a 自動販売機

指定管理者は、設置許可により、施設内外に自動販売機を設置することができる。なお、設置する自動販売機は、景観に配慮した、かつ広告等を掲載していないデザインの機械とする。

b スポーツ関連用品や飲食物その他物件

指定管理者は、設置許可により、既存施設内外にスポーツ関連用品等を販売する売店等を設置することができる。なお、設置する際は事業内容や料金について、事前に市の承認を得ること。

c 設置した物件にかかる光熱水費等は、指定管理料の枠外にて、指定管理者自ら負担すること。

(エ) 広告誘致業務

a 指定管理者は、瑞穂運動場に広告を掲出することができる。（ただし、名古屋市都市公園条例別表第2の3の項（7）及び瑞穂公園条例施行細則第15条に係る広告物並びに附属設備による場合を除く。）なお、その際には所管局の広告掲載要綱を遵守し、市と必要な協議等を行うこと。

b 広告物の掲出については、都市公園法第6条、名古屋市都市公園条例施行細則第2条第1項、瑞穂公園条例第9条の2並びに瑞穂公園条例施行細則第20条第1項及び第2項によること。

c 指定管理者は、広告物の掲出を希望する者の誘致に努めること。

d 指定管理者は、広告料収入を自らの収入とすることができる。

e 名古屋市屋外広告物条例及び景観配慮ガイドライン（住宅都市局都市計画部都市景観室発行）に留意すること。

(オ) その他指定管理者の提案により実施する事業

a 指定管理者は、スポーツ・レクリエーションのきっかけづくり、スポーツ・レクリエーションの振興、瑞穂公園及び周辺地域の活性化や賑わい創出のために、施設内の会議室の一部や空きスペースを利用して、下記のような事業を市の承認を得て実施することができる。

- ・指定管理者が自主事業として設置する既存施設の利用促進をはかる施設（以下「利用促進施設」という。）の設置
- ・利便性向上のための利用施設の設置・変更
- ・瑞穂公園及び周辺地域の活性化や賑わい創出のための利用施設の設置

b 新たに有料の利用促進施設等を設置する場合は、指定管理者は市の設置許可を受けること。

c 新たに有料の利用促進施設等を設置する場合は、設置した物件にかかる光熱水費等は、指定管理料の枠外にて、指定管理者自ら負担すること。

d 新たに設置する利用促進施設等の前には、本社の連絡先及び施設の責任者の氏名をA1サイズ以上で表示すること。

イ 民間収益施設を設置して実施することができる業務

(ア) 事業区域（瑞穂運動場を除く）に民間収益施設を設置する場合の基本方針及び整備内容は以下のとおりとする。

a 基本方針

- ・規模及び内容は、関係法令に基づき、都市公園の効用を全うするために設置するという都市公園施設の定義にかなう限りにおいて、指定管理者が自由に提案できるものとする。ただし、周辺の環境や景観と調和し、利用状況を勘案した規模及び内容となるよう整備すること。
- ・指定管理者の自己負担で任意提案により整備する施設で、かつ、設計・建設及び維持管理運営の各業務を指定管理者の独立採算により実施するものとする。
- ・本事業の事業目的と合致し、本公園と一体的に整備することにより、利用促進や利用者の一層の健康増進等が期待されるもので、市の財政負担の軽減に寄与する施設とする。
- ・事業期間を通じて指定管理者又は指定管理者が選定して市の承諾を得た第三者が所有することとし、事業期間終了時は、原則として原状回復すること。なお、整備・設置にあたっては、必要な許可申請を行うこと。

b 整備内容

- ・利用者の利用・案内拠点となる施設を設け、公園内の活動を楽しむために求められる機能（情報発信、休憩、飲食等）を導入することができる。
- ・利用者に対して施設利用案内やイベント案内、利用プログラム案内等を行う窓口を整備することができる。

(イ) 陸上競技場等に民間収益施設を設置する場合の基本方針及び整備内容は以下のとおりとする。

a 基本方針

- ・陸上競技場等の無料区域内に指定管理者が自由に提案できるものとする。
- ・面積は、陸上競技場等の延床面積（約 64,000 m²）に含まれるものとする。
- ・指定管理者の自己負担で任意提案により整備・管理する施設で、かつ、設計・整備及び管理運営の各業務を指定管理者の独立採算により実施するものとする。
- ・本事業の事業目的と合致し、新たな交流スペースの創出が期待されるもので、市の財政負担の軽減に寄与する施設とする。
- ・事業期間を通じて指定管理者又は指定管理者が選定して市の承諾を得た第三者（以下「管理許可者」という。）が管理することとし、事業期間終了時は、原則として原状回復すること。
- ・管理者の負担区分となる整備は、本施設の市への引渡し完了後に実施すること。なお、設置にあたっては、必要な許可申請を行うこと。
- ・陸上競技場等の無料区域内には、施設の利用者が都市公園法第5条の許可により、臨時に売店等を設置する場合がある。

b 整備の負担区分

本事業	管理許可者
躯体、外装、空調設備、照明設備 (ベース照明のみ)、防災設備、供 給処理設備の施設内引込、排水 管	内装下地(床・壁・天井)、内装仕上 (床・壁・天井)、厨房機器、客席と の区画、防火区画設備、屋内配管、 フード消火設備、照明設備、屋内 配線、什器、サイン工事

- (ウ) 指定管理者は、独立採算により民間収益施設を設置・利用した自主事業を実施することができ、導入機能については、公園全体計画を踏まえ、多様な利用者の利便性に配慮した位置に計画すること。
- (エ) 民間収益施設の設置について、市は都市公園法第5条の許可を与える予定である。
- (オ) 民間収益施設を設置する際は、事業内容や料金について、事前に市の承認を得ること。
- (カ) 民間収益施設の設置期間は、事業者の提案によるものとする。ただし、少なくとも、令和8年4月1日から令和23年3月31日まで供用すること。なお、事業契約終了後の民間収益施設の設置については、許可の更新を認める場合がある。
- (キ) 指定管理者は、本業務の全体を総合的に把握し、市及び関係機関等との調整を行う責任者を選任し、市に報告すること。
- (ク) 指定管理者は、自らの負担により、本業務の実施にあたって必要と考えられる保険に加入すること。
- (ケ) 指定管理者は、やむを得ない事情があると市が認める場合に限り、市の承諾を得て本業務の内容の変更又は本業務を終了させることができるものとする。
- (コ) 本業務の終了時、指定管理者は、本業務にかかる施設、設備、備品その他指定管理者が設置した一切を撤去し、本施設の維持管理運営及び施設の安全・衛生・美観に支障を与えない状態に保全すること。なお、市が撤去する必要がないと認める場合はこの限りでない。
- (サ) 本業務の実施にあたり、以下の報告書を提出すること。
 - a 月次業務報告書
 - b 四半期次業務報告書
 - c 年次業務報告書

第 1 1 統括管理業務に関する事項

1 総則

(1) 本業務の目的

本事業では、長期間にわたり質の高いサービスを効率的、効果的かつ安定的に提供し続けていくことが重要である。このため、事業者が実施する設計業務、工事監理業務、解体・撤去及び建設業務、維持管理運営業務について、事業の全期間にわたり各業務を総合的かつ包括的に統括して管理できる体制を構築することが不可欠である。これを実現するため、事業者は統括管理業務を実施すること。

(2) 業務区分

- ア 統括マネジメント業務
- イ 総務・経理業務
- ウ 事業評価業務
- エ その他統括管理業務において必要な業務

(3) 業務期間

業務期間は、本事業契約の締結から令和 23 年 3 月 31 日までとする。

(4) 実施体制

事業者は、全期間に渡り「全体統括責任者」を配置し、各業務の「業務責任者」を配置すること。

(5) 報告事項

ア 業務計画書

事前に市と協議を行った上で、各業務に関する計画書を作成し、市の承認を得ること。また、計画内容を変更する場合については、市と協議を行うこと。

なお、業務計画書には、少なくとも次の事項を記載すること。

- (ア) 各業務の基本方針
- (イ) 業務内容（提案に基づく具体的な内容）
- (ウ) 実施体制図

イ 業務報告書

統括管理業務については、以下の報告書を提出すること。

- (ア) 月次業務報告書
- (イ) 四半期次業務報告書
- (ウ) 年次業務報告書

2 要求水準

(1) 統括マネジメント業務

ア 業務の内容

- (ア) 本事業の目的や使命を踏まえ、企業理念、経営方針を策定すること。
- (イ) 本事業全体のマネジメント体制を構築すること。
- (ウ) 事業者は、事業期間を通して事業全体を統括する全体統括責任者を配置し、全体統括責任者は、市及び関係機関と、各構成員及び協力会社とを調整すること。
- (エ) 全体統括責任者は、各業務の業務責任者をはじめとする従事者を管理監督すること。
- (オ) 全体統括責任者は、年度管理計画書及び年度管理報告書を作成し、市に提出すること。なお、事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- (カ) 全体統括責任者は、各業務の履行状況を管理し、本事業全体を適切に機能させること。

イ 業務の要求水準

- (ア) 本事業の目的や使命を踏まえ、企業理念、経営方針を策定すること。
- (イ) 本事業の目的や使命を市と共有した上で、事業者としての企業理念及び経営方針を策定し、市の確認を受けた上で、各構成員及び協力会社と共有すること。
- (ウ) 施設整備期間及び維持管理運営期間の各期間において、業務全体を一元的に管理できるように、各構成員及び協力会社との連携・役割・責任分担が明確にわかるように業務実施体制を構築すること。
- (エ) 事業者内部の管理統制方法、各構成員及び協力会社の管理統制方法を明確にすること。
- (オ) 全体統括責任者は、必要に応じて各業務の業務責任者を集めた会議を開催するなど、各業務間の情報共有や業務調整を適切に行うこと。全体統括責任者は、本事業に関連して、市や関係機関等との打合せを行った場合、決定事項を簡潔にまとめた記録簿を作成し、関係者と共有するとともに、必要に応じて市や関係機関等の主催する会議に出席し、これらと調整を行い、関係者に対して適切に情報提供すること。
- (カ) 設計・建設期間における全体統括責任者は、維持管理運営業務の内容を十分に把握し、施設の整備内容に反映すること。
- (キ) 全体統括責任者は、市との適切なコミュニケーションに努めること。必要に応じて連絡・調整の窓口となる業務担当者を設置すること。
- (ク) 全体統括責任者は、各業務の業務責任者を確認し、各業務責任者届を市に提出すること。なお、各業務の業務責任者が変更となった場合は、速やかに変更後の業務責任者を確認し、市に届け出ること。

- (ケ) 全体統括責任者は、各業務の業務責任者及び業務担当者が業務を円滑に遂行し、法令を遵守するよう管理監督するとともに、必要に応じて指導すること。
- (コ) 全体統括責任者は、各業務の履行状況を明確に把握し、提供するサービスの質が常に要求水準を満足できているかを管理できる体制を構築し、機能させること。
- (サ) 全体統括責任者は、各業務のコスト及び収支管理を適切に行い、事業期間にわたりサービスが安定的に提供され、資金不足等により事業の安定的継続に支障を来たすような事態が生じないように、必要な管理体制を構築し、機能させること。

(2) 総務・経理業務

ア 予算決算業務

(ア) 業務内容

- a 予算作成、経費の執行・管理及び決算管理を行うこと。

(イ) 業務水準

- a 市の事前承認を得た予算を適正に執行し、市の求めに応じて速やかに経費の執行状況等を報告できるよう管理し、決算管理を行うこと。

イ 書類等の管理及び記録の作成業務

(ア) 業務内容

- a 受領及び作成した文書等の整理・保存・管理を行うこと。
- b 実施した業務について、適宜、文書や写真等で記録を作成し、保存すること。
- c 建築物及び設備については、それぞれ建築物台帳・設備台帳を作成し、保管すること。

(イ) 業務水準

- a 文書等の管理規則又は管理要領を作成し、破損・紛失等のないよう適切に文書等の整理・保存・管理を行うこと。
- b 市の求めに応じて速やかに閲覧や提出ができるよう管理すること。
- c 事業期間終了時に、適正かつ速やかに引き継げるよう管理し、記録を作成・保存すること。

(3) 事業評価業務

ア 業務の内容

事業者は、各業務についてセルフモニタリングを行うとともに、自己評価を行い、その結果を市に報告すること。

イ 業務の要求水準

- (ア) 事業者は、「セルフモニタリング計画書」を作成し、市の確認を受けること。
- (イ) 事業者は、各業務が要求水準を充足していることを客観的に確認する仕組み

みを導入すること。

- (ウ) 年度ごとに1回程度、利用者に対するアンケートを実施し、事業者が提供するサービスに対する利用者の評価を収集・解析・自己評価を行うこと。
なお、アンケートの内容は事前に市と調整するとともに、結果については取りまとめて速やかに市に報告すること。
- (エ) 当初の事業計画と実際の実施状況や達成度、その成果等について検証し、自己評価を行うこと。
- (オ) 事業者の経営状況について適切なセルフモニタリングを行うこと。
- (カ) 自己評価の結果について、個別業務ごとに「事業評価報告書」としてまとめ、毎年3月末に市に報告すること。ただし、安定した施設運営や適正かつ円滑な業務執行等に影響を及ぼすおそれのあることが判明した場合は、速やかに市に報告すること。
- (キ) 自己評価の結果を個別業務の内容に反映するなど、利用者のサービス向上につなげる仕組みを構築すること。また、自己評価の結果、事業者として要求水準未達のおそれがあると判断した場合、改善方策について検討して事業評価報告書に反映すること。
- (ク) 運営開始から10年後を目途として、時代の変化や市民のニーズを踏まえて本事業の内容全体を中間評価し、必要に応じて運営業務の内容に反映すること。

(4) その他統括管理業務において必要な業務

- ア 事業者は、その他統括管理業務において必要であると考えられる業務を実施すること。